仁愛大学人間生活学部

学生便覧 2022

THE JIN-AI UNIVERSITY HANDBOOK

JIN-AI UNIVERSITY

2022 仁愛大学 学年暦

April

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

4日(月)入学式
4日(月)～9日(土)前期ガイダンス
8日(金)・9日(土)健康診断
11日(月)前期授業開始日
15日(金)WEB履修登録最終日
23日(土)補講日
26日(火)讃仏会①
29日(金・祝)通常授業

May

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2日(月)休講
6日(金)休講
6日(金)～12日(木)開学記念週間
10日(火)開学記念講演
17日(火)讃仏会②
28日(土)補講日

June

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

3日(金)保護者対象教育懇談会〈石川〉
4日(土)保護者対象教育懇談会〈富山〉
14日(火)讃仏会③
18日(土)補講日
19日(日)オープンキャンパス
25日(土)保護者対象教育懇談会〈本学〉

July

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2日(土)補講日
9日(土)補講日
12日(火)讃仏会④
16日(土)オープンキャンパス
18日(月・祝)通常授業
23日(土)補講日
29日(金)前期授業最終日
30日(土)補講日

August

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1日(月)～5日(金)前期定期試験期間
6日(土)オープンキャンパス
8日(月)・9日(火)定期試験予備日
10日(水)～9月26日(月)夏期休暇

September

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

4日(日)オープンキャンパス
8日(木)前期成績通知日
27日(火)後期ガイダンス
28日(水)後期授業開始日

October

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4日(火)WEB履修登録最終日
10日(月・祝)通常授業
21日(金)休講
22日(土)・23日(日)世灯祭
25日(火)讃仏会⑤
29日(土)補講日

November

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

22日(火)讃仏会⑥
26日(土)補講日

December

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6日(火)讃仏会⑦
11日(日)卒業研究発表会(健康栄養学科)
24日(土)・27日(火)・28日(水)補講日
29日(木)～1月4日(水)通常授業中断

January

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

5日(木)通常授業再開
14日(土)補講日
17日(火)讃仏会⑧
25日(水)後期授業最終日
28日(土)補講日
30日(月)卒業研究発表会(心理学科)
卒業研究発表会(コミュニケーション学科)
卒業研究発表会(子ども教育学科)

February

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

6日(月)～10日(金)後期定期試験期間
13日(月)・14日(火)定期試験予備日
2月中旬　学内合同業界研究会

March

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3日(金)後期成績通知日(4年)
9日(木)後期成績通知日(1～3年)
11日(土)オープンキャンパス
17日(金)学位記授与式

プロローグ

仁愛学園創立のこころ

建学の精神

◎学園の創立と敬田院

仁愛学園の歴史は1898（明治31）年に設立された婦人仁愛会教園に始まる。創立者禿了教は、当時の日本が物の豊かさの追求に走るあまり、人間としての大切な心を失っていく風潮を憂い、次の２点を柱にして学園を設立した。

まず第１は、すべての生命の尊厳と連帯に目覚める仏教思想を基盤として、心豊かな社会の実現に貢献する意欲を持つ人材を育成する。第２は、西欧と比べて著しく遅れている女子教育の現状にかんがみ、明るい知性と豊かな情操を持つ女子の教育から開始する。

この２つの柱は、了教の留学体験から生れたものである。当時の日本は欧化万能、物質文化偏重に流れ、日本の歴史文化が培った美風を見失いつつあった。了教は欧米そのものを知らず、その文化基盤も調べずにただ批判することは間違っていると考え、２年間留学。主としてロンドンに滞在し、東洋学、宗教学の権威、オックスフォード大学のマクス・ミュラー博士に師事した。

そこで養われた世界的視野のもと、了教は日本の聖徳太子がすでに、宗教的情操を基盤とする教育と福祉を、政治の根本に置かれたことの偉大さを発見した。具体的には太子が四箇院、即ち、**敬田院**（真実の法を敬う心をベースとした教育施設）、**悲田院**（身寄りのない老幼の収容施設）、**療病院**（貧しい人のための医療施設）、**施薬院**（薬草栽培所）を国政の最重要事として置かれたことである。

帰国後、了教は長女すみと共に太子の廟に詣で、四ヶ院のうち、教育施設としての敬田院と福祉施設としての悲田院に相当する事業を福井の地で展開するために、一生を捧げる決意をした。このうち敬田院に当るものが婦人仁愛会教園であり、本学園の始まりである。ちなみに悲田院に当るものは、福井育児院として同じく1898年に開設された。

前学園長　禿　了滉

創立者　禿　了教

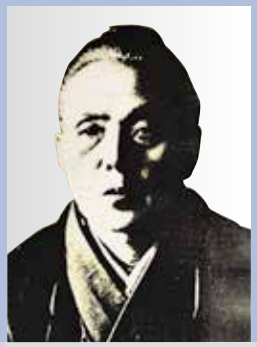

禿　すみ

◎『仁愛兼済』を建学の精神として

「太子のご理想だった**仁愛兼済**の美徳を養うために」敬田院として、本学園を創立したことを了教は書き記している。この仁愛兼済が本学園の基本精神である。仁愛兼済という言葉は、『仏説無量寿経』の一節であるが、本学園では次のように受けとめている。

仁愛の「仁」は支え合う望ましい人間関係、「愛」は人間のみならず、すべての生命を敬愛する共生の認識、単なる知識ではなく、限りなく生かされる生命の事実に気付き、感動することといってよい。元来、仏教は釈尊の悟りにもとづくが、その内容は本当に生きる智慧に目覚めること（上求菩提）と、人々を苦しみから解放する実践（下化衆生）に要約される。「仁愛」はそのうち本当に生きる智慧の自覚（上求菩提）に相当し、その学びの場が聖徳太

子が設けられた敬田院としての仁愛学園である。

「兼済」とは、「兼ねて済う」と読み、仁愛の事実に目覚めることによって自己のあるべき姿を確立すると同時に、他者のために働き出す実践の大切さを意味している。釈尊の悟りの下化衆生に相当し、「仁愛」の自覚と感動が、他者のために働き出るエネルギーとなることを示している。聖徳太子の四ヶ院のうち敬田院は自己のあるべき姿発見の場、残り三院は他者のために働く場とも見られ、創立者は、四ヶ院の事業に仁愛兼済の精神を重ねて、太子の理想と受けとめたものと思われる。

かくして本学園は仁愛兼済の自覚と実践を期し、「仁愛」を学園名として発足した。

◎四恩について

本学園では、限りなく生かされる生命の事実の認識、「仁愛」を具体的に自覚するために「四恩」を知ることを心の礎としてきた。創立当初の学則によれば、「本校は**四恩報尽**のために明治31年４月創立したるもの」という言葉で始まっている。

本学園では創立以来、毎朝「今日一日の慎み」という５ヶ条の慎みを唱和してきたが、それも「今日一日、四つの恩を忘れず……」で始まっている。（８頁下段参照）

四恩とは、私を私たらしめている見えない働き、お蔭さまを４つの視点から追及するということである。

第１の視点、**親・祖先とのつながり、いのちの深さ**。私を生んだ２人の親、４人の祖父母、８人の曽祖父母というふうにさかのぼると、この私を私たらしめている働きは、無限のいのちの背景を持っていることに気づく。

第２の視点、**人々とのつながり、いのちの広さ**。無限の祖先を支えたまわりの人々の働きは更に無限である。１枚の紙、半切れの布にも、どのくらい多くの人々の苦労の歴史を秘めていることか。

第３の視点、**自然とのつながり、いのちの重さ**。その無限の人々のいのちを支えた自然のいのちは更に更に無限である。１粒の米にもいのちがあるとすれば、私は１日にどれだけのいのちの提供を受けていることか。多くの生き物のいのちによって生かされる今日の私のいのちの重さを感じること。

第４の視点、**仏とのつながり、いのちの尊さ**。祖先、人々、自然の働きの底にあって、すべてのいのちをそのものとして輝かそうとする、いのち自体の願い、あるいは宇宙を貫く理法としか言いようのない、人間の思考を超えた働きを仰ぐこと。その働きを古代インド語でアミターの働きと呼んでいる。

この４つの重なり合い、支え合いによって生かされているとという感動が**仁愛のこころ**である。学園の学びの出発点である。仁愛は単なる校名ではなく、生命の事実の認識であり、あるべき人間行為の原動力である。

◎「兼済」の実践と学園是（和敬・精進・反省）

兼済の実践に当って、本学園では和敬・精進・反省の三つを学園是として日々の鏡としてきた。これも『仏説無量寿経』の「修六和敬・常行法施・志勇精進・心不退弱・為世灯明・最勝福田」

元学園長　禿　了信

（六和敬を修め、志勇にして精進し、世の灯たれ。それが人生で最も勝れた福の田である。）に拠っている。

和敬…「和」を実現するにあたり、経典には六和敬が示されている。それは、身（行為）・口（言葉づかい）・意（心の持ち方）・戒（つつしみ）・見（考え方）・利（思いやり）の六つの面で自己中心の殻を破り、あらゆるものの働きの中にあることに気づき、「お蔭さま」と実感していくことである。特に口和敬は、挨拶などの言葉かけのことで、それは人間関係を築く発端となり、極めて重要である。

精進…「自信教人信」（まず自らが聞き学ぶことが他を教え信ぜしめることになる）の歩み。

反省…法を鏡として、自身を省みる。仏教では「慚愧」という。『涅槃経』には「慚は人に羞じること。愧は天に羞じること。無慚愧は名付けて人とせず」と説かれている。

前学園長禿了信は死の床にあってなお、「和敬・精進・反省を高く掲げて、青い色は青いままで輝き、赤い色は赤いままで輝き合う花園の学園を目指すように」と言い遺された。以後この三つの言葉は学園是、生活の指針として大切にしてきている。

◎合　掌

仁愛学園では、「仁愛兼済」を建学の精神として掲げ、四恩のお蔭を思い、何事にも敬虔な気持ちで接することを大切にしてきた。１日１日を１回きりの出会いとして、学園で出会った人々には、どなたにもようこそ有難うという気持で挨拶を交してきた。その心が姿に表れたものが合掌である。本学園では入学式も、卒業式も合掌で始まる。合掌は自分の都合に合わせて何かを祈る姿ではなく、私が生かされて今ここにあることへの感謝の姿である。その私を大切にしますという決意の姿である。

そしてその心は、学びに対しても、また困難なできごとに対しても、前向きに取り組む原動力なのである。また、自己中心の殻を破って他者のために尽くそうとする源なのである。

仁愛讃歌「いのち耀く」

作詞　禿　了滉
作曲　稲垣静一

（和敬）
伝えきし　み教の雨に
生かさるる
和みに咲かん
華なるいのち

（精進）
賜わりし　四つの恩みに
目覚めつつ
真理求めん
精ないのち

（反省）
無明の　己　省み
海越えて
共に照らさん
耀くいのち

◎仁愛大学 学歌

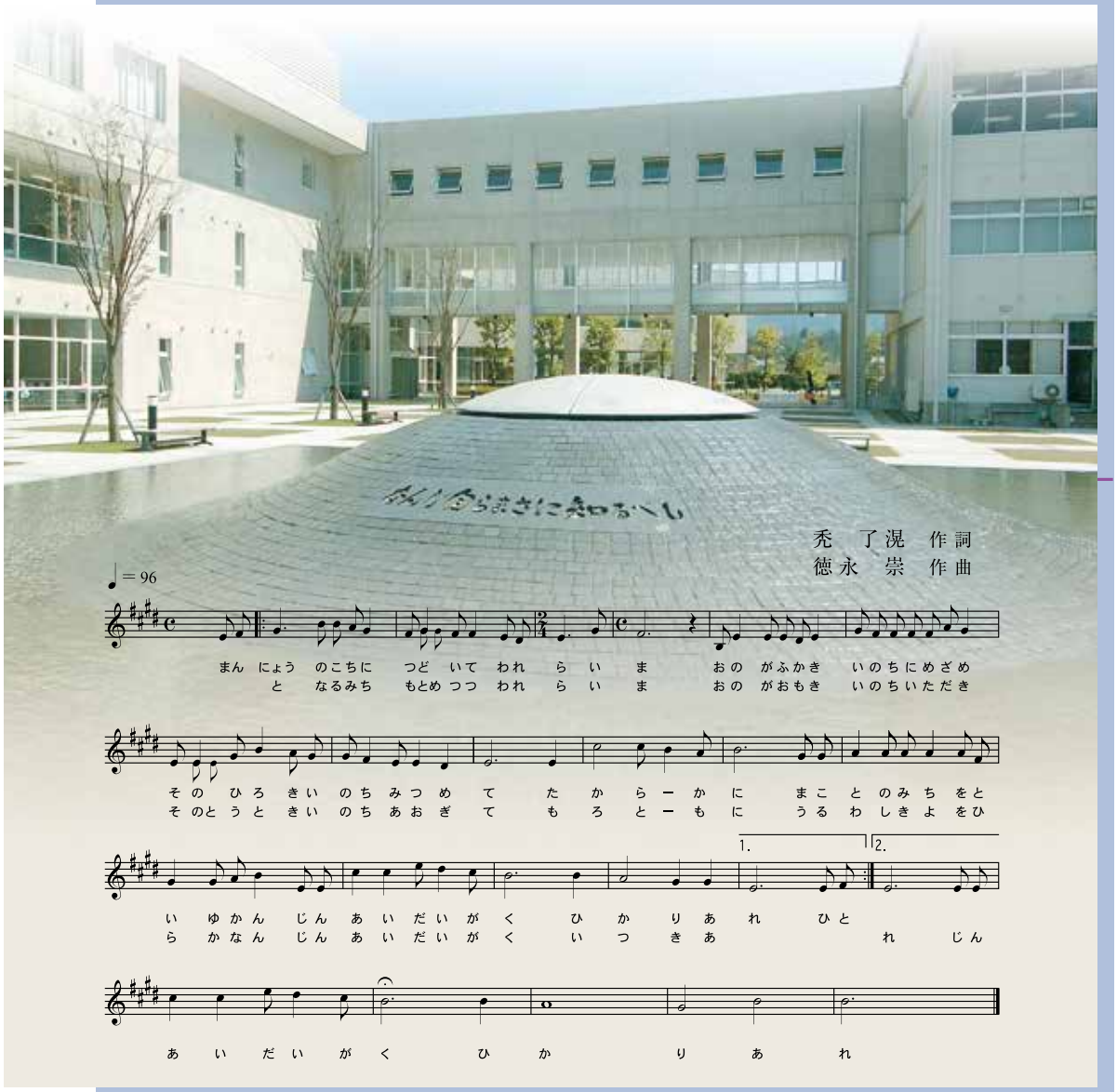

仁愛大学学歌

万葉の故地に集いて
我らいま
おのが深き いのちに目覚め
その広き いのち見つめて
高らかに
真理のみちを問いゆかん
仁愛大学 光あれ

人間となる みち探究つつ
我らいま
おのが重き いのち いただき
その尊き いのち仰ぎて
もろともに
美しき世界を拓かなん
仁愛大学 厳あれ

仁愛大学の理念

1　仁愛大学建学の理念

戦後の経済復興から急速な高度成長を経てきたわが国は、生活の豊かさや利便性の向上など生活環境の大きな変化を遂げてきた一方、現在では、政治・経済・国際関係等における構造的変革や少子高齢化による社会構造・家族構成の変化に伴って、生活意識や価値観の多様化を生み出している。物質的豊かさや便利さのみを追求するあまり、利己主義的な風潮が蔓延し、生命の尊厳性や連帯性についての感覚が喪失したともいえる現象が増加している状況となっている。

このような状況の中で、専門的人材を育成する高等教育の場においても「自主性と自己責任意識、国際化・情報化社会で活躍できる外国語能力・情報処理能力や深い異文化理解、さらには高い倫理観、自己を理性的に制御する力、他人を思いやる心や社会貢献の精神、豊かな人間性などの能力・態度」の涵養が求められるようになった。

仁愛大学は、本学園の100年を超える「仁愛兼済（じんあいけんさい）」の理念を基盤とする人間教育の伝統が、上記のような今日的課題に応え、貢献しうるという認識にもとづき発足したものである。このことから、本学の役割について「教育基本法及び学校教育法に従い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と専門の学芸の教授研究を通して、社会の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」（仁愛大学学則第1条）と定めている。仏教の生命観である自然との共存や調和の理念をさらに深める教育研究活動を展開し、もって社会の健全な発展に寄与したいという願いが、仁愛大学の建学の理念といえよう。

2　地域と仁愛大学

1979（昭和54）年、武生市（当時。現在は越前市）から仁愛女子短期大学の一部を武生市に移転するよう強く要望された。仁愛教育を市の文化推進の中核にしようという、武生市挙げての要望に応え、1982（昭和57）年、仁愛短大武生キャンパスが開設された。同時に市と学園の間で「4年制大学の設置を目指す」という覚え書が交された。

福井県側からも、地域貢献の能力と志を持った人材を育てる共学4年制の大学設置の要望を受け、武生市の更なる支援による公私協力方式という枠組みのもと、2001年4月、21世紀の幕明けの年に仁愛大学は発足した。大学のグラウンド記念碑にも、本学学生に寄せる当時の市長三木勅男氏のメッセージが刻まれている。

3　キャンパスのモニュメント

本学のキャンパスには、建学の精神にもとづいた種々のモニュメントがある。そのうちの代表的なものをいくつか紹介する。

【シンボルタワー】

高さ15mの鉄柱が２本ずつ向きあうかたちで６対（12本）立っている。これは東・西・南・北・上・下の６方向、つまり全方向からの無限の支えによって、生かされている生命の事実に目覚め、それと響きあって合掌する人間のあり方を示している。鉄柱でかこまれた池の中央には、聖徳太子の幼少時の合掌像が安置されている。これは多くの人々に真実の目覚めをうながした仏教の歴史を象徴している。

【正門碑】

この言葉は、『仏説無量寿経』の中の「為世灯明（世の灯明と為らん）」という文に拠っている。本学で学ぶ者は、生きとし生けるものが共に支えあい、その命を輝かせあう美しい世を拓くための灯となることを目標に学んでほしい、という願いを示している。文字は前学園長 禿 了滉の筆によるものである。

【悉曇名号碑】

悉曇とはサンスクリット語Siddhamの音写で、完成・至高の意。サンスクリット語を表記する書体の一つで最も尊い書体とされる。碑文をローマ字で表すと「namomitãyuse namomitãbhãya」となり、「帰命無量寿・南無無量光」と漢訳される。「すべての生命は限りない寿と光への願いに貫かれている。その生命の根源に目覚めよ」との意味である。本学開学の基本理念として、前学園長 禿 了滉の恩師 長尾 雅人京都大学名誉教授が93歳のご高齢を以って本学のために揮毫されたものである。

【響流】

真実の教えが私たち一人一人の胸の奥底に響き流れて生命がいきいきと輝くようにという願いをこめて「響流」と名づけられた。清流がすべての方向に、絶え間なく流れて、すばらしい生命の自覚をうながしている。「正覚大音・響流十方」（仏の真実の教えは大音となって、あらゆる方向にその響きが流れわたる。）「汝自当知」（汝、自らまさに知るべし）という『仏説無量寿経』の言葉に拠っている。

【厳グラウンド】

2004年３月完成の屋外運動施設を総称して厳グラウンドと呼ぶ。「厳」とは仏教の荘厳（サンスクリットvyūha ）に基づく語で、すべての生命を限りなく輝かそうという仏の願いを受けて、個々のいのちがそれぞれに輝くという意味である。グラウンドに立つ一人一人が、「そのいのち輝け」という仏願に目覚めようという自覚をうながす言葉である。

4　仁愛大学学章・コミュニケーションマーク

【学　章】

学章は、６片の松葉が「ＪＵ（Jin-ai University）」という文字を囲んだ形をしている。常緑の松葉は、希望と不屈の取り組みを象徴し、６という数は東西南北上下の6方向、すなわち天地万物に生かされている生命の尊厳性の自覚を示し、全体として「いのちの尊さ」に目覚めることを学びの基本とする本学の願いを表している。学園章は「JU」の代わりに「仁愛」を６片の松葉が囲んでいる。

【コミュニケーションマーク】

コミュニケーションマークは、1998年に仁愛学園創立100周年を迎えたのを記念して制作されたもので、２色刷りとなっている。最上部の円は常緑の松葉色で、本学園の「和」の精神を象徴。３本の曲線は、和敬・精進・反省の３つの実践による飛躍を表し、本学園の教育機関（幼稚園・高等学校・短期大学・大学）ごとに異なる色が用いられている。

5　開学記念日（５月12日）

仁愛学園は1898（明治31）年に創立されたが、当初から父禿了教と共に学園の教育と運営にあたった禿すみ（当時22歳）は、その生涯のすべてを仁愛学園の発展のために捧げた。第２次世界大戦が末期をむかえた1945（昭和20）年７月、福井市は大空襲で壊滅的な打撃を受けたが、すみはその時うけた火傷が尾を引き、1950（昭和25）年５月12日、74歳の生涯を学園の仮校舎の一室で閉じた。法名 須彌院 釋妙眞。

それ以来、本学園は５月12日をもって学園創立の心に立ち返り、すみらのご苦労を偲ぶ開学の記念日とした。

今日一日の慎み

・今日一日　四つの恩を忘れず、不足の思いをなさぬこと。

・今日一日　腹を立てぬこと。

・今日一日　うそを言わず、無理※なることをなさぬこと。

・今日一日　人の悪を言わず、己の善を言わざること。

・今日一日の存命を悦び、課業を大切に謹むべきこと。

右は今日一日の慎みにて候。

※無理…真実の道理を外れること。本当にあるべき姿を見失うこと。

6　讃仏会

本学では、建学の精神の高揚を目的として、「讃仏会」と称する集会を実施する。この集会は、長期休暇期間を除いた毎月の指定された日の２限目終了後、15分間の日程で行われ、教職員・学生が衆会ホールに集まって開かれる。その内容は、およそ次のとおりである。

1　礼拝　音楽が流れる中、理事長（センター長）のリードで衆会ホール正面にある光輪に向かって礼拝する。光輪とは、太陽の光がすべての生命に注がれるように、仏の智慧が生きとし生けるものに行き渡ることを象徴してかたどられた仏教のシンボルである。

2　感話　本学の教員・職員の中から、あらかじめ依頼した１名の人が前に出て日ごろ感じていること、人生上で経験した大切なこと、皆に伝えたいことなどを話す。このような発表を通じて、自分以外の人たちの考え方・生き方を知り、他の人々とのコミュニケーションを深めたり、自分の生き方の参考にしたりする機会を提供する。

3　合掌　最後に、このような機会を持てたことを感謝して光輪に向かって合掌する。その間、静かに音楽が流れる。

以上が讃仏会の内容である。本学での４年間の学生生活にとって有意義なものとなるよう、一人一人がこの機会を自主的に活用することが望まれる。

7　仁愛大学の沿革

2001（平成13）年４月	仁愛大学開学。初代学長に石田慶和就任 人間学部（心理学科・コミュニケーション学科）開設 宗教教育研究センター設置
2003（平成15）年７月	心理臨床センター設置（現 附属心理臨床センター）
2004（平成16）年４月	屋外運動場「厳グラウンド」竣工
2005（平成17）年４月	第二代学長に薗田坦就任 大学院人間学研究科心理学専攻（臨床心理コース）開設 （日本臨床心理士資格認定協会第１種指定大学院）
2009（平成21）年４月	人間生活学部（健康栄養学科・子ども教育学科）開設
2011（平成23）年４月	第三代学長に糸川嘉則就任 大学院人間学研究科心理学専攻を臨床心理学専攻に専攻名称変更
2014（平成26）年４月	第四代学長に禿正宣就任
2018（平成30）年４月	第五代学長に田代俊孝就任

CONTENTS

プロローグ

仁愛学園創立のこころ
建学の精神　前学園長　禿　了滉　2

仁愛大学の理念　6

人間生活学部 学生便覧

人間生活学部の3つのポリシー　12

Ⅰ　履修の手引き

1. 単位制　17
2. 卒業要件　17
3. 履修の手続き　18
4. 授　業　19
5. 成績の評価　20
6. 既修得単位の認定　22
7. 福井県内大学間の単位互換制度　23
8. 寄附講座　23
9. 健康栄養学科の教育課程　24
10. 子ども教育学科の教育課程　42

Ⅱ　学生生活の手引き

1. 学生生活　65
2. 通　学　67
3. サポート体制　68
4. 就　職　72
5. 学納金の納入　75
6. 課外活動　76
7. 各種提出書類一覧　78

Ⅲ　情報資源センター

附属図書館

附属図書館館内図　82
1. 開館時間･利用資格　83
2. 入館･退館　83
3. 施設利用案内　84
4. 資料の利用と手続　85
5. 資料の探し方　86
6. その他利用案内　87
7. 守ってほしいマナー　88

情報ネットワーク管理室

1. 情報ネットワークの利用について　89

Ⅳ　附属心理臨床センター

1. 附属心理臨床センター　90

Ⅴ　英語教育センター

1. 英語教育センター　91

Ⅵ　地域共創センター

1. 地域共創センター　92

Ⅶ　諸規程

1. 学　則　95
2. 人間生活学部 履修規程　101
3. 仁愛大学学位規程　104
4. 科目等履修生及び聴講生規程　105
5. 既修得単位の認定に関する規程　106
6. 文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程　106
7. 派遣学生及び特別聴講学生に関する規程　107
8. 福井県内大学間単位互換に関する協定についての申合せ　108
9. 指導教員制に関する規程　109
10. 学生生活規程　110
11. 世灯奨学金規程　114
12. 課外活動等奨学金規程　115
13. 応急奨学金規程　116
14. 附属図書館利用規程　117
15. 世灯館 部室利用規程　119
16. 世灯会 会則　120
17. 同窓会 会則　122
18. 同窓会 学生スポーツ･文化活動奨励金規程　123
19. 同窓会 学生スポーツ･文化活動奨励金内規　124

大学組織図　126

教員名･研究室一覧　127

キャンパス配置図･学内案内図　128

エリアマップ　133

仁愛大学
人間生活学部
Faculty of Human Life

学生便覧
2022

1　仁愛大学　学位授与の方針（ディプロマポリシー）

仁愛大学は、教育基本法および学校教育法に遵い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と専門の学芸の教授研究を通して、社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的としています。そのため、本学では、次に掲げる能力を身につけ、それらを総合的に活用できる人材を養成することを目的としています。

知識・理解・技能	●いのちの尊厳と相互敬愛の精神を理解し、豊かな人間性を身につけている。 ●大学生としての基礎的能力並びに専門的、実際的な知識・技能を修得している。
思考力・判断力・表現力	●幅広い視野から物事をとらえ、倫理観に裏づけられた的確な判断を下すことができる。
関心・意欲・態度	●探究的な意欲と協働的な態度を備えて、社会の発展に寄与することができる。

2　人間生活学部　３つのポリシー

⑴　学科　学位授与の方針（ディプロマポリシー）

	健康栄養学科	子ども教育学科
	健康栄養学科は、豊かな人間性と倫理観を身につけ、幅広い視野から物事をとらえ、現代の人間生活の諸課題の解決や支援に当たりうる幅広い教養と確かな知識・技能を学び、健康と栄養に関する高度な知識と技術を有し、医療、地域、保健、福祉、教育、産業のあらゆる分野において人々の健康の保持・増進に貢献することのできる管理栄養士の養成を目的としています。そのため、健康栄養学科では、学則にもとづいて所定の単位を修得し、次に掲げる能力を身につけた学生に「学士（栄養学）」の学位を授与します。	子ども教育学科は、豊かな人間性と倫理観を身につけ、幅広い視野から物事をとらえ、現代の人間生活の諸課題の解決や支援に当たりうる幅広い教養と確かな知識・技能を学び、子どもの教育と保育に関する教授研究を通して、支援の技術を備え、子どもの健全な育成と福祉の向上に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。そのため、子ども教育学科では、学則にもとづいて所定の単位を修得し、次に掲げる能力を身につけた学生に「学士（教育学）」の学位を授与します。
知　識 理　解 技　能	●チーム医療の一員として、傷病者に対する適切な栄養管理を行える力を身につけている。 ●地域、保健、福祉、産業の場の人々の栄養状態を把握し、個別栄養評価プログラムを提案し、行動変容を支援できる力を身につけている。 ●学校における「栄養・食教育」および地域社会の特色を活かした健康づくりを担うことができる力を身につけている。 ●栄養学・食品学の専門知識を活かした基礎研究および商品開発ができる力を身につけている。	●教育・保育の本質及び目的に関する知識を身につけている。 ●教育・保育の内容及び指導の方法を身につけている。 ●教育・保育の表現技術を身につけている。 ●教育・保育の対象について理解している。
思考力 判断力 表現力	●管理栄養士に求められるコミュニケーション能力を身につけている。 ●管理栄養士に求められる論理的思考力、判断力ならびに表現力を身につけている。	●教育者・保育者に求められる論理的思考力、主体的判断力、総合的表現力を備えている。 ●教育・保育の実践を振り返り、改善に向けて誠実に取り組む態度を身につけている。 ●保護者及び地域の子育て支援の意義を理解し、的確な判断力と支援方法を身につけている。
関　心 意　欲 態　度	●あらゆる分野において人々の健康に関わる課題を見出し、その解決・改善に向けて主体的に取り組む意欲と態度を身につけている。 ●人々の健康の保持・増進に高い関心を示し、他者と協働して社会に貢献する意欲と態度を身につけている。	●教育者・保育者として課題を見いだし、その解決に向けて主体的に取り組む意欲及び他者と協働して解決に取り組む態度を身につけている。 ●豊かな人間性と相互敬愛の精神をもって、子どもの健全な育成と福祉の向上に寄与できる。

⑵　学科　教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

	健康栄養学科	子ども教育学科
	健康栄養学科の教育課程は、豊かな人間性と倫理観を身につけ、幅広い視野から物事をとらえる能力及び現代の人間生活の諸課題の解決や支援に当たりうる幅広い教養を身につけるための「学部共通科目」と管理栄養士国家試験受験資格および栄養士、栄養教諭、食品衛生管理者、食品衛生監視員の免許・資格を取得するための「専門科目」によって構成しています。「専門科目」は①基礎分野、②専門基礎分野、③専門分野、④特別演習・卒業研究、を積み上げ、⑤関連科目、⑥教職科目（栄養教諭）を体系的に配し学習効率を高めるカリキュラム構造になっています。	子ども教育学科の教育課程は、豊かな人間性と倫理観を身につけ、幅広い視野から物事をとらえる能力及び現代の人間生活の諸課題の解決や支援に当たりうる幅広い教養を身につけるための「学部共通科目」と小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、児童厚生一級指導員の免許・資格を取得するための「専門科目」によって構成しています。
教育内容 1. 学部共通科目	⑴ 全学共通科目、人間学関連科目 ●豊かな人間性と倫理観を身につけ、幅広い視野から物事をとらえ、的確な判断を下すことができる力を養います。 ⑵ 環境・健康科目、外国語科目、情報科目、修学基礎・キャリア形成科目 ●大学生としての基礎的能力並びに現代の人間生活の諸課題の解決や支援に当たりうる豊かな教養と確かな知識、技能を学びます。	
知　識 理　解 技　能	●チーム医療に求められる、傷病者に対する適切な栄養管理を学びます。 ●地域、保健、福祉、産業の場において求められる、栄養状態の把握、個別栄養評価プログラムの提案、行動変容の支援について学びます。 ●学校における「栄養・食教育」および地域社会の特色を活かした健康づくりを学びます。 ●基礎研究および商品開発に求められる、栄養学、食品学の専門知識を学びます。	●教育・保育の基礎理論を学び、その本質や目的について学びます。 ●教育・保育の対象となる乳児、幼児、児童等の発達について学びます。 ●幼稚園や小学校等で展開する教育・保育の内容を理解し、それらの指導方法を習得します。 ●教育・保育の内容の実践に求められる音楽・身体・言語・図工等の表現技術を身につけます。
思考力 判断力 表現力	●管理栄養士に求められる、他職種および対象者とのコミュニケーション能力、論理的思考力、判断力ならびに表現力を身につけます。	●保護者及び地域の子育て支援の意義を学び、支援に必要な判断力と支援の方法を身につけます。 ●学外実習を通して教育・保育の実践能力とともに実践後の振り返る態度を身につけます。
関　心 意　欲 態　度	●あらゆる分野において人々の健康の保持・増進に関わる課題を見出し、その解決・改善に向けて他者と協働して主体的に取り組み、社会に貢献する意欲と態度を身につけます。	●探究的並びに協働的な態度をもって、人間生活の諸課題の解決に向けて主体的に取り組み、子どもの健全な育成と福祉の向上に寄与できる能力を涵養します。
教育方法	●「基礎生物学」「基礎化学」などの基礎科目を開講し、専門科目において知識・理解・技能を修得するための基礎学力の向上を図っています。 ●各科目の復習として夏期および春期の長期休暇には、直前に履修した科目の課題を課し、休暇明けに確認試験を実施しています。履修直後の復習により、知識・理解・技能の定着を図っています。 ●あらゆる分野で実験・実習科目を開講し、思考力・判断力・表現力の修得を図っています。 ●臨地実習により、管理栄養士の実務に対する関心・意欲・態度ならびに実践能力の修得を図っています。 ●外部試験として栄養士実力認定試験を実施し、学修到達度を測っています。 ●成績の個別モニタリングを行い、個別指導を行っています。	●教室外学修の課題を通して授業科目の知識・理解・技能の向上を図っています。 ●学生の課題発表等、学生の主体的な活動を授業に取り入れ、思考力・判断力・表現力の向上を図っています。 ●模擬授業や模擬保育を授業にふんだんに取り入れたり、地域の教育・保育の現場を見学する機会を設けたりして、思考力・判断力・表現力の修得を図っています。 ●学外実習を1年次から行い、4年間で19週間という多くの実習を通して教育・保育の実務に対する関心・意欲・態度の修得を図っています。 ●自己認識シートを活用して、学生の自己評価を行うとともに、教員との面談を通して振り返りを行っています。

⑶　学科　入学受入れの方針（アドミッションポリシー）

	健康栄養学科	子ども教育学科
	健康栄養学科は、仁愛大学の建学の精神である「仁愛兼済」の仏教精神を基本において、健康と栄養に関する高度な専門知識と技術を有し、医療、地域、保健、福祉、教育、産業のあらゆる分野において人々の健康の保持・増進に貢献することのできる管理栄養士を養成したいと考えています。 このような考えに立ち、健康栄養学科は次のような人を求めます。	子ども教育学科は、仁愛大学の建学の精神である「仁愛兼済」の仏教精神を基本において、豊かな感性と愛情をもって、子どもの生きる力と学ぶ意欲を育てる教育者・保育者を養成することを目標に掲げ、人間生活の諸課題の解決に向けて主体的に取り組み、子どもの健全な育成と福祉の向上に寄与できる教育者・保育者を養成したいと考えています。 このような考えに立ち、子ども教育学科は次のような人を求めます。
知　識 理　解 技　能	●管理栄養士を目指すのにふさわしい、高等学校の教育課程における基礎的で幅広い学力を有し、向上心と探究心を有する。	●保育者・教育者を目指すのにふさわしい、高等学校の教育課程における基礎的で幅広い学力を有し、向上心と探究心を有する。
思考力 判断力 表現力	●食と健康の関係を大切に考え、健康の保持増進に興味・関心を持ち、それらの諸課題について様々な知識や情報をもとにして論理的に考え、口頭または文章で表現できる。	●教育や福祉等、人間生活の事象に関心を持ち、それらの諸課題について様々な知識や情報をもとにして論理的に考え、口頭または文章で表現できる。
関　心 意　欲 態　度	●4年間の学びを通して管理栄養士免許取得を目標に知識・技能を修得する強い熱意と意欲を持っている。 ●協調性を有し、社会活動への応用能力を身につけたいと願っている。	●4年間の学びを通して保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童厚生員となるために求められる知識・技能を修得する強い熱意と意欲を持っている。 ●人との関わりを大切にし、豊かな人間性と周囲との協調性を身につけながら、何事にも積極的に取り組もうとする。

3　学生定員

人間生活学部の学生定員は次のとおりとする。

学部名	学　科　名	入学定員	編入学定員	収容定員
人間生活学部	健康栄養学科	75名	3年次 2名	304名
	子ども教育学科	70名	—	280名

4　取得できる資格・免許

人間生活学部の各学科において取得できる資格・免許は次のとおりとする。

学　科　名	資　格　・　免　許
健康栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許状 食品衛生管理者(任用資格)、食品衛生監視員(任用資格)
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、保育士資格、 児童厚生一級指導員

JIN-AI UNIVERSITY

I

履修の手引き

大学は、各自が自分の学習目的、研究目的によって授業科目を選択し、独自の時間割を作成して授業を受けることになります。したがって、履修については、各学科毎に定められている卒業に必要な科目や単位、および資格取得に必要な科目や単位を、教育課程一覧表や資格取得等の項を参照して理解し、卒業までの履修計画を立て学習してください。

1 単　位　制

本学では、各授業科目の単位を定め、４年間の修業年限において各授業科目を履修し、所定の単位を修得すれば卒業ができる「単位制」をとっています。したがって、４年次修了までに卒業単位（128単位）を修得できるよう、各自が各学年毎に十分な履修計画を立てて授業に取り組んでください。

1 単位の計算基準

１単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。また、各授業科目の単位数は、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により定めます。

A）講義科目については、15時間の授業時間と30時間の自習時間をもって１単位とします。

B）演習科目については、15時間の授業時間と30時間の自習時間をもって１単位とします。
ただし、学部共通科目の外国語科目および子ども教育学科専門科目の音楽に関する次の演習科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって１単位とします。
「基礎ピアノⅠ」「基礎ピアノⅡ」「音楽表現Ⅰ」「音楽表現Ⅱ」「音楽演習」

C）実験、実習および実技科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって１単位とします。
ただし、健康栄養学科専門科目および子ども教育学科専門科目の実験・実習・実技科目については、45時間の授業時間をもって１単位としますが、次の実習科目については、以下の基準をもって1単位とします。
○30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって1単位とします。
「教育実習（栄養教諭）」「教育実習Ⅰ（幼稚園）」「教育実習Ⅱ（幼稚園）」
「教育実習Ⅱ（小学校）」
○40時間の授業時間と5時間の自習時間をもって1単位とします。
「保育実習Ⅰa」「保育実習Ⅰb」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」

D）卒業研究については、学修の成果を評価して単位を与えます。

（注）授業時間は、90分の授業を「２時間」とみなす。

2 卒 業 要 件

1 卒業の要件

卒業するためには、学則別表に定める教育課程表（健康栄養学科P24～P28、子ども教育学科P42～P46参照）に従い、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければなりません。卒業するために必要な最低修得単位数は学部共通科目26単位以上、学科専門科目102単位以上の計128単位以上です。（必修科目の修得および各科目区分ごとに定められた単位数を満たすことを含む。）

卒業要件（最低修得）単位数

区　　分	人間生活学部	
	健康栄養学科	子ども教育学科
学部共通科目	26単位以上	26単位以上
学科専門科目	102単位以上	102単位以上
自由選択科目	（※10単位上限）	（※10単位上限）
合　　計	128単位以上	128単位以上

※学科専門科目102単位のうち、10単位を上限として、他学科専門科目において指定された科目の履修で自由選択科目に置き換えることができます。（健康栄養学科P28、子ども教育学科P46参照）

管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許、教員免許状、保育士資格、児童厚生一級指導員資格、食品衛生管理者（任用資格）、食品衛生監視員（任用資格）、社会福祉主事（任用資格）の取得には、上記の表に定める単位のほか、必要な科目および単位を修得しなければなりません。

3 履修の手続き

1 授業科目の登録

授業科目の登録は、授業を受け単位を修得するための重要な手続きです。次のことに注意して、教育課程表（健康栄養学科P24～P28、子ども教育学科P42～P46参照）、シラバス、授業時間割表等を参考にし、履修する科目を決定し、指定された方法で登録してください。

A）授業科目の登録は、前期・後期の各学期授業開始から１週間以内に履修する科目について登録してください。なお、第１回目の授業に欠席した場合は、登録が認められない科目があるので必ず出席してください。
B）履修科目は、当該年次配当科目より選んでください。上位年次配当科目は履修できません。
C）クラス指定等のある授業科目は、原則として指定されたクラスの時間割に従ってください。
D）同一時限に行われる授業科目を重複して履修することはできません。
E）既に単位を修得した授業科目は再履修できません。
F）単位の修得が認められなかった授業科目については再履修できます。
G）授業科目によっては、受講定員を設ける場合があります。この場合は、予備登録、選抜試験、抽選等で履修できる学生を選定します。
H）他学科の専門科目のうち、「自由選択科目」（健康栄養学科P28、子ども教育学科P46参照）として他学科の学生に履修することが許可されている科目については履修できます。履修を希望する場合は学務課に申し出てください。
これ以外の他学科の専門科目について履修を希望する場合は、当該授業科目の担当教員の承諾を得たうえで、「他学科専門科目履修願」を学務課に提出することにより認められる場合があります。ただし、この場合の修得した単位は、卒業要件となる単位には算入されません。

2 履修登録単位数の上限

各学期に履修登録できる単位数については、上限を定めています。これは、学期ごとに履修できる単位数に上限を設けることで、各自の授業時間外の学習時間を十分確保し、学生の主体的な学習を促すとともに、授業内容を深く真に身につけることを目的としています。
学期毎の上限単位数は、次のとおりです。

■学期毎の上限単位数

区分	履修年次							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
健康栄養学科	24	24	24	24	24	24	―	―
子ども教育学科	26	26	26	26	26	26	―	―

A）4年次生には、履修登録単位数の制限を設けていません。
B）3年次編入生には、履修登録単位数の制限を設けていません。
C）通年開講科目の単位は、前期・後期に等分して、各学科の制限単位に含めます。
D）集中講義科目や教職科目（健康栄養学科に限る）などの特設科目、学科専門科目の実験科目、実習科目は、制限単位数に含みません。
E）認定科目等（学則第39条、第40条および第41条）は、制限単位数に含みません。
F）「学期GPA」（P21参照）が3.0以上の者は、次の学期（1年次後期より3年次後期の間の学期）に履修登録できる単位数を増やし、上限を健康栄養学科は28単位、子ども教育学科は30単位とします。

3 履修登録の手順

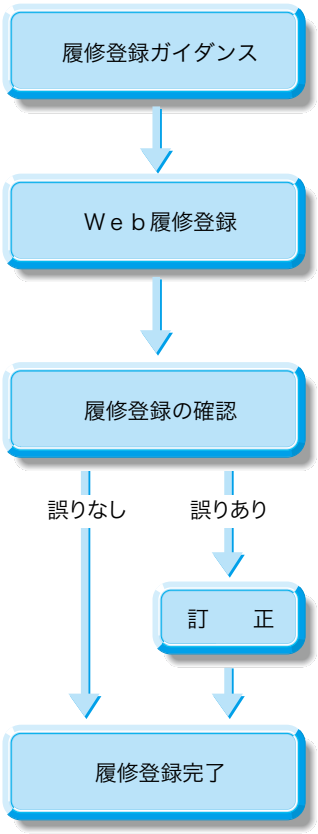

○ 履修登録の方法について説明します。
○ 履修登録は各自インターネットを使用し、Web履修登録を行ってもらいます。

○ コンピュータ教室などにて履修登録期間に履修する科目を登録してください。
○ 必修科目は、必ず登録を行ってください。
○ 科目によっては、学務課にて履修登録を行い、Web履修登録を行わないものがあります。

○ Webにて履修登録に誤りがないか確認してください。
○ 誤りのある場合、履修科目の追加・削除をしたい場合は、学務課にて訂正を行ってください。
訂正された内容を確認してください。

○ 履修登録が完了となります。

4 授　業

1 授業時間

時限	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
時間	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

2 欠席の取り扱い

A）欠席数

欠席が実施授業時間数の３分の１を越えた場合は、定期試験の受験は許可されず、単位は取得できません。（授業科目によっては、定期試験の受験資格として別の基準が設けられる場合があります。）

B）やむを得ない事情がある場合の欠席

（ア）疾病その他やむを得ない事情により１週間以上欠席しようとする場合は、医師の診断書等を添え、事前または事後３日以内に「欠席届」を学務課に提出してください。

（イ）次に掲げる理由で欠席する場合は、事前に「公認欠席願」を学務課に提出してください。

①本学を代表して学外の公式の行事に参加する場合

②火災、災害等やむを得ない事情があると認められる場合

③学生支援センター長が認める就職試験を受験する場合

（ウ）忌引により欠席する場合は、直ちに学務課に連絡し、忌引を証明する書類を添え、事後３日以内に「忌引届」を学務課に提出してください。

3 休　講

授業担当教員の都合により休講になる場合は、事前に掲示等で通知します。

4 補　講

休講になった授業の補講については、事前に掲示等で通知します。

5 成績の評価

1 評　価

成績の評価は、各授業科目の教育目標に対する学修者の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法および評価基準に基づき行います。
成績の評価方法は、定期試験（筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含む）、履修期間中の平常成績（小テスト、課題、授業への参加態度、予習復習等の自主的学習態度等を含む）および出欠状況等を総合して行います。

2 成績評価の基準

成績の評価は、100点法に基づき行われ、以下の基準によって評価されます。

成績評価	素点基準	単位認定
S	100～90点	合格
A	89～80点	
B	79～70点	
C	69～60点	
E	59～　0点	不合格
F	(出席数不足)	

3 GPA

ＧＰＡ制度とは、成績評価をより明確にする成績評価方法で、成績の評価（不合格評価を含む）に、以下のグレード・ポイント（以下「ＧＰ」と表す。）を付与し、各学期ごとに全履修科目の単位あたりの平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「ＧＰＡ」と表す。）を算出して、学習状況を数値により表すものです。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
E	0
F	0

①GPAの計算は、以下の計算式により算出します。（小数点第２位以下切捨て）

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数})\times(\text{その科目で得たGP})]\text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

②入学前の既修得単位や単位互換による科目などの認定科目は、GPAの計算の対象とはしません。
③GPAは、各学期の「学期GPA」および学期を通算した「通算GPA」を算出します。
④２学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学科長連携のもと、指導教員より指導・助言を行ないます。
⑤３学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学部長が学科長および指導教員と協議した上で、文書による退学勧告を行ないます。（ただし、この退学勧告は退学を強制するものではありません。）

4 定期試験

授業科目は各学期末の第16週目に、一定の期間を設けて定期試験が実施されます。
定期試験は、主として筆記試験ですが、授業科目によっては口述試験、実技試験、レポート試験など他の方法で実施されるものがあります。

Ａ）定期試験の受験資格は、次の要件を全て満たす者に与えられます。
　①試験を受ける授業科目の履修登録をしていること。
　②欠席数が、実施授業時間数の３分の１を越えていないこと。
　③授業料その他納入すべき費用を所定の期日までに完納していること。

Ｂ）定期試験の時間割は、試験開始日の１週間前までに掲示によって通知します。

Ｃ）定期試験を受験するに当たっては、次の「学内試験に関する受験心得」を遵守しなければなりません。

「学内試験に関する受験心得」

筆記試験

①受験中は常に学生証を机上に提示すること。学生証を忘れた場合は、試験の開始前に学務課で仮学生証の交付を受けること。
②試験場には定刻５分前までに入室すること。
③遅刻者の入室は認めない。ただし、試験開始後30分以内の不可抗力による遅刻者の場合は、試験監督者の許可を得て受験することができる。
④一度配布された答案用紙を提出しなかった場合は、その試験は受けなかったものとみなす。
⑤試験場では自分の机の中および周囲には筆記道具以外の荷物を置いてはならない。ただし、その試験に指定された物がある場合にはこの限りではない。
⑥試験中は監督者の指示に従い、不正行為またはそれと疑われるような行為のないよう特に注意しなければならない。

レポート試験

①所定の期限を厳守して、指定先に提出しなければならない。期限後は理由の如何にかかわらず一切受理しない。

②用紙は担当教員の指示に従い、表紙に授業科目名、担当教員名、題目、学科、学籍番号、氏名を明記し、必ず綴じて提出すること。

「試験に関する不正行為」

試験中に不正行為があった場合には、その科目の成績評価はＥとし、学則第57条により懲戒する。

5 追試験

Ａ）追試験は、傷病、忌引、就職試験、災害等その他やむを得ない事由で定期試験を欠席した場合に実施します。このような事態が発生し定期試験が受験できなくなった場合は、直ちに学務課へ事前連絡してください。（事後連絡の場合追試験が認められなくなる場合があります。）

Ｂ）追試験の受験を願い出る場合の手続は、当該授業科目の定期試験日を含めて3日以内（休業日を除きます）に「追試験願」に所定事項を記入し、必要添付書類（欠席が傷病による場合は医師の診断書、就職試験による場合は企業等の証明書、その他の事由による場合はその事由を証明する書類）を添えて学務課へ提出してください。

Ｃ）追試験の受験を許可された者の氏名、追試験の実施に関する詳細等は、追って通知します。

6 成績の通知

成績評価は「成績通知書」により通知します。通知された成績に対して問い合せ等がある場合は、指定期間に学務課に申し立てを行うことができます。

6 既修得単位の認定

1 認定の申請

本学に入学する前に、他の大学や短期大学で履修した授業科目の単位を本学の授業科目の単位として認定されることを希望する者および本学に学部生として入学する前に、本学の科目等履修生として修得した単位を入学後に修得した単位として認定されることを希望する者は、指定された期間内に次の書類を学務課に提出しなければなりません。

①既修得単位認定願

②成績証明書

③既修得単位にかかる授業科目の授業内容を示す書類または講義概要の写し

2 単位認定

審査の結果認定された授業科目の成績評価は、Ｓ～ＣではなくＮ(認定)と表記されます。

7 福井県内大学間の単位互換制度

1 単位互換制度の概要

福井県内大学および短期大学（福井大学・福井県立大学・福井工業大学・仁愛女子短期大学・福井医療大学・敦賀市立看護大学・福井工業高等専門学校および仁愛大学）は、相互の交流とカリキュラムの充実を図ることを目的として、単位互換に関する協定を締結し、単位互換制度を実施しています。単位互換制度とは、学生自身の知的関心に基づいて他大学の授業科目を履修し、修得した単位を所属大学の単位として認定する制度です。出願受付は、前期・後期毎に２年生以上の学生を対象に行います。（授業料は不要）
本学在学中に上記協定校において履修した授業科目の修得単位は、本学の規定に基づき成績を表記します。

8 寄 附 講 座

寄附講座は、本学の教育研究の充実および進展に資することを目的に、個人または団体からの寄附を有効に活用し開講している講座です。
本学では、正課科目として開講し、修得した単位については卒業に必要な単位の一部として認定されます。
【開講科目】

寄 附 元	科 目 名	対象学部等
越前市 株式会社福井村田製作所	ポルトガル語a ポルトガル語b	人間学部 人間生活学部

9 健康栄養学科の教育課程

1 教育課程表

人間生活学部における教育課程は、「学部共通科目」ならびに「専門科目」により構成されています。４年間に開設される授業科目、単位数は以下のとおりです。

（1）学部共通科目

「学部共通科目」は、建学の精神に基づく人間性の涵養および学部教育の基盤として必要な学芸と実際的な知識の修得を主眼に編成しています。
具体的には、建学の精神に基づく人間性の涵養を目的とした＜全学共通科目＞、学部教育の基盤として必要な学芸の修得を目的とする＜人間学関連科目＞、生活を営んでいく上で必要となる生活環境と運動を捉え、豊かな生活の在り方、生き方を理解するとともに、実際的な知識を学ぶ＜環境・健康生活科目＞、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、ポルトガル語の語学力を養う＜外国語科目＞、４年間の学習に必要な情報技術を習得する＜情報科目＞、大学生として基礎的教育やキャリア形成支援を行う＜修学基礎・キャリア形成科目＞の６つの科目区分により構成しています。
卒業するためには、①必修科目を修得、②科目区分により定められた最低修得単位数分の科目を修得、さらに③選択科目として８単位以上分の科目（いずれの科目区分の科目でもよい。）を修得し、学部共通科目全体として合計26単位以上を修得することが必要です。

＜全学共通科目＞
必修科目として「仏教の人間観(２単位)」を修得しなければなりません。

＜人間学関連科目＞
最低修得単位として４単位以上を修得しなければなりません。なお、健康栄養学科の「栄養教諭」免許取得希望者は、「日本国憲法(２単位)」を必ず修得してください。

＜環境・健康生活科目＞
最低修得単位として４単位以上を修得しなければなりません。なお、健康栄養学科の「栄養教諭」免許取得希望者は、「スポーツと健康(２単位)」を必ず修得してください。

＜外国語科目＞
必修科目として「英語Ⅰa(１単位)」「英語Ⅰb(１単位)」を修得しなければなりません。英語の授業は習熟度別にクラス分けを行い、各自の能力に応じた授業を計画しています。また、最低修得単位として４単位以上を修得しなければなりません。

＜情報科目＞
必修科目として「情報基礎Ⅰ(２単位)」を修得しなければなりません。

＜修学基礎・キャリア形成科目＞
必修科目として「基礎演習」を修得しなければなりません。また、「キャリア・デザインⅠ(２単位)」「キャリア・デザインⅡ(２単位)」は社会人として求められる基本的な能力や態度等が備わることを目的としているため修得することを勧めます。

※卒業するためには、上記の必修科目および最低修得単位数以外に、選択科目として８単位以上の科目の履修が必要となります。

区分	授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	栄養教諭	必要最低修得単位 必修	選択	計
全学共通科目	仏教の人間観	②	講義	◎									2	8（いずれの科目区分からでも可）	26
	人間と宗教	2	講義		○										
	仏教の思想	2	講義			○									
	（小　計）	6													
人間学関連科目	哲学の世界観	2	講義			○							4（最低修得単位）		
	生命の倫理	2	講義		○										
	日本国憲法	2	講義	○								■			
	文学の世界	2	講義				○								
	音楽の世界	2	講義					○							
	美術の世界	2	講義				○								
	（小　計）	12													
環境・健康生活科目	生活と環境A	2	講義		○								4（最低修得単位）		
	生活と環境B	2	講義			○									
	生活と環境C	2	講義						○						
	生活と環境D	2	講義				○								
	ふくい総合学	2	講義				○								
	スポーツと健康	2	講義		○							■			
	スポーツA（ダンス・バスケットボール）	1	実技	○											
	スポーツB（スキー）	1	実技				○								
	（小　計）	14													
外国語科目	英語Ⅰa	①	演習	◎								■	4（最低修得単位）		
	英語Ⅰb	①	演習		◎							■			
	英語Ⅱa	1	演習			○									
	英語Ⅱb	1	演習				○								
	英語Ⅲa	1	演習					○							
	英語Ⅲb	1	演習						○						
	フランス語a	1	演習	○											
	フランス語b	1	演習		○										
	ドイツ語a	1	演習	○											
	ドイツ語b	1	演習		○										
	中国語a	1	演習	○											
	中国語b	1	演習		○										
	ポルトガル語a	1	演習	○											
	ポルトガル語b	1	演習		○										
	（小　計）	14													
情報科目	情報基礎Ⅰ	②	演習	◎								■	2		
	情報基礎Ⅱ	2	演習		○										
	（小　計）	4													
修学基礎・キャリア形成科目	基礎演習	②	演習	◎									2		
	キャリア・デザインⅠ	2	講義	○											
	キャリア・デザインⅡ	2	講義				○								
	（小　計）	6													
単位合計		56											18	8	26

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。　※栄養教諭欄の■は必修科目。

（2）専門科目

健康栄養学科専門科目は、＜基礎分野＞＜専門基礎分野＞＜専門分野＞＜特別演習・卒業研究＞＜関連科目＞の区分により構成されています。卒業するためには、必修科目を含め合計で102単位以上を修得しなければなりません。

区分	授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	管理栄養士	栄養士	栄養教諭
基礎分野	基礎化学	2	講義	○										
	基礎生物学	2	講義	○										
	分析化学	2	講義		○									
	有機化学	2	講義			○								
	生命科学	2	講義		○									
	（小　計）	10												
専門基礎分野	公衆衛生学	②	講義				◎					■	■	
	公衆衛生学実習	①	実習					◎				■	■	
	健康管理概論	②	講義			◎						■		
	社会福祉論	2	講義						○			■	■	
	（小　計）	7												
	解剖生理学	②	講義	◎								■	■	
	解剖生理学実験	①	実験		◎							■	■	
	基礎生化学	②	講義			◎						■	■	
	栄養生化学	②	講義				◎					■	■	
	基礎生化学実験	①	実験				◎					■	■	
	栄養生化学実験	1	実験						○			■		
	病理学	②	講義		◎							■		
	臨床医学概論	②	講義				◎					■	■	
	運動生理学	②	講義			◎						■	■	
	微生物学	②	講義	◎								■		
	微生物学実験	1	実験		○							■		
	（小　計）	18												
	食品学総論	②	講義	◎								■	■	
	食品機能学	2	講義						○					
	食品加工学	2	講義		○							■	■	
	食品加工実習	1	実習						○					
	食品分析実験	①	実験	◎								■	■	
	食品衛生学	②	講義			◎						■	■	
	食品衛生学実験	①	実験			◎						■		
	調理学	②	講義	◎								■	■	
	調理学実習	①	実習	◎								■	■	
	応用調理学実習	①	実習		◎							■	■	
	調理科学実験	1	実験						○			■		
	（小　計）	16												

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。　※管理栄養士・栄養士・栄養教諭各欄の■は必修科目。

区分		授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	管理栄養士	栄養士	栄養教諭
専門分野	栄養の基本	基礎栄養学	②	講義	◎								■	■	
		基礎栄養学実験	①	実験			◎						■	■	
		(小　計)	3												
		応用栄養学Ⅰ(成長・発達・加齢、食事摂取基準)	②	講義		◎							■	■	
		応用栄養学Ⅱ(栄養・体力アセスメント)	1	講義			○						■		
		応用栄養学Ⅲ(ライフステージ栄養学)	②	講義			◎						■		
		応用栄養学Ⅳ(ライフスタイル・スポーツ栄養学)	②	講義							◎		■		
		応用栄養学実習	1	実習			○	○					■	■	
		(小　計)	8												
	栄養教育	栄養教育論Ⅰ(栄養教育論)	②	講義				◎					■	■	
		栄養教育論Ⅱ(子ども・高齢期栄養教育論)	②	演習					◎				■	■	
		栄養教育論Ⅲ(行動療法・カウンセリング)	1	演習							○		■		
		栄養教育論Ⅳ(健康栄養情報処理演習)	1	演習						○			■		
		栄養教育論実習	①	実習					◎				■	■	
		(小　計)	7												
	栄養の実践	臨床栄養病理学	1	講義							○				
		臨床栄養学Ⅰ(栄養療法)	②	講義				◎					■	■	
		臨床栄養学Ⅱ(栄養アセスメント)	②	講義					◎				■		
		臨床栄養学Ⅲ(チーム医療)	2	講義					○				■		
		臨床栄養学Ⅳ(臨床栄養管理)	②	講義						◎			■		
		臨床栄養学実習Ⅰ(食事療法)	①	実習				◎					■	■	
		臨床栄養学実習Ⅱ(栄養アセスメント)	①	実習					◎				■	■	
		臨床栄養学実習Ⅲ(臨床栄養管理)	①	実習						◎			■		
		(小　計)	12												
		公衆栄養学Ⅰ(地域栄養活動)	②	講義				◎					■	■	
		公衆栄養学Ⅱ(栄養疫学)	2	講義						○			■		
		公衆栄養学実習	①	実習					◎				■	■	
		(小　計)	5												
		給食経営管理論Ⅰ(給食計画)	②	講義		◎							■	■	
		給食経営管理論Ⅱ(マネジメント)	②	演習			◎	◎					■		
		給食経営管理論Ⅲ(食料商品学)	2	講義					○						
		給食経営管理論実習	①	実習			◎	◎					■	■	
		(小　計)	7												
		栄養総合演習Ⅰ	2	演習				○	○	○	○	○	■		
		栄養総合演習Ⅱ	2	演習				○	○	○					
		(小　計)	4												
	臨地実習	給食経営管理臨地実習	1	実習					○				□		
		臨床栄養臨地実習	2	実習						○	○		■		
		公衆栄養臨地実習	1	実習					○				□		
		給食運営実習	1	実習				○					■	■	
		(小　計)	5												
卒業研究	特別演習	フィールドワーク演習	2	演習	○	○	○	○	○	○					
		健康・栄養特別演習Ⅰ	②	演習					◎	◎					
		健康・栄養特別演習Ⅱ	②	演習							◎				
		健康・栄養特別演習Ⅲ	2	演習							○	○			
		卒業研究	④	演習							◎	◎			
		(小　計)	12												
関連科目		生涯発達心理学	2	講義						○					
		分子栄養学	2	講義				○							
		国際食糧・栄養情報論	1	講義			○								
		食品品質評価演習	2	演習							○				
		食文化論	2	講義	○										
		学校栄養教育の理論と方法	2	講義					○						■
		食育指導の理論と方法	2	講義						○					■
		心と健康	2	講義							○				
		(小　計)	15												
総単位数			129												

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。　※管理栄養士・栄養士・栄養教諭各欄の■は必修科目、□は選択科目。

（3）教職科目

教員免許状（栄養教諭）取得のための特設科目として開講されている授業科目です。
（これらの科目については、卒業要件の単位数には含まれません）

授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	栄養教諭
教職論	2	講義			○						■
教育原理	2	講義		○							■
教育心理学	2	講義			○						■
教育経営論	2	講義					○				■
特別支援教育論	2	講義						○			■
教育課程論	2	講義				○					■
道徳教育の理論と方法	2	講義						○			■
特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2	講義							○		■
教育の方法と技術	2	講義				○					■
生徒指導論	2	講義					○				■
教育相談	2	講義							○		■
事前・事後指導（栄養教諭）	1	実習							○	○	■
教育実習（栄養教諭）	1	実習							○		■
教職実践演習（栄養教諭）	2	演習								○	■
合　計	26										

※栄養教諭欄の■は必修科目、□は選択科目

（4）自由選択科目

健康栄養学科の学生が、子ども教育学科の専門科目を履修できる自由選択科目は以下のとおりです。これらの科目を履修した場合は、卒業要件の専門科目102単位のうち、10単位を上限として置き換えることができます。

自由選択科目として認定される科目（子ども教育学科に開設）
子どもの映像文化、子どもと英語教育

（5）特別演習・卒業研究

特別演習は、３年次開講の「健康・栄養特別演習Ⅰ(２単位)」と、４年次開講の「健康・栄養特別演習Ⅱ(２単位)」を履修しなければなりません。特別演習は、３年次からゼミに所属し応用分野に関する演習を行います。ゼミ担当教員、研究題目、登録方法などの詳細については、学科より連絡されます。
卒業研究は、特別演習に関連して自分が選んだテーマによる卒業研究を行います。卒業研究は論文等の審査により単位が認定されます。提出方法や審査方法については、学科より連絡されます。
また、４年次開講の「健康・栄養特別演習Ⅲ（２単位)」は選択科目ですが、３年生までに学修した管理栄養士学校指定規則等規定科目を復習する科目となっています。履修などの詳細については学科より連絡されます。

2 管理栄養士

本学において、学則第44条第３項の２の規程に基づき、下記の単位を修得し卒業することによって管理栄養士国家試験受験の資格を取得できます。

（1）履　修　表

（A）管理栄養士学校指定規則等規定科目

管理栄養士学校指定規則に定める教育内容				本学での開設授業科目					備考
区分	教育内容	規則等規定単位数 講義又は演習	規則等規定単位数 実験又は実習		授業科目	授業形態	単位数 講義又は演習	単位数 実験又は実習	
専門基礎分野	社会･環境と健康	6	10	専門基礎分野	公衆衛生学	講義	2		
					公衆衛生学実習	実習		1	
					健康管理概論	講義	2		
					社会福祉論	講義	2		
					（小　計）		6	1	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14			解剖生理学	講義	2		
					解剖生理学実験	実験		1	
					基礎生化学	講義	2		
					栄養生化学	講義	2		
					基礎生化学実験	実験		1	
					栄養生化学実験	実験		1	
					病理学	講義	2		
					臨床医学概論	講義	2		
					運動生理学	講義	2		
					微生物学	講義	2		
					微生物学実験	実験		1	
					（小　計）		14	4	
	食べ物と健康	8			食品学総論	講義	2		
					食品加工学	講義	2		
					食品分析実験	実験		1	
					食品衛生学	講義	2		
					食品衛生学実験	実験		1	
					調理学	講義	2		
					調理学実習	実習		1	
					応用調理学実習	実習		1	
					調理科学実験	実験		1	
					（小　計）		8	5	
	単位合計	28	10		単位合計		28	10	

管理栄養士学校指定規則に定める教育内容				本学での開設授業科目						備考
区分	教育内容	規則等規定単位数 講義又は演習	規則等規定単位数 実験又は実習		授業科目	授業形態	単位数 講義又は演習	単位数 実験又は実習		
専門分野	基礎栄養学	2	8(教育内容ごとに1単位)	専門分野	栄養の基本	基礎栄養学	講義	2		
						基礎栄養学実験	実験		1	
						(小　計)		2	1	
	応用栄養学	6				応用栄養学Ⅰ(成長・発達・加齢、食事摂取基準)	講義	2		
						応用栄養学Ⅱ(栄養・体力ｱｾｽﾒﾝﾄ)	講義	1		
						応用栄養学Ⅲ(ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ栄養学)	講義	2		
						応用栄養学Ⅳ(ﾗｲﾌｽﾀｲﾙ・ｽﾎﾟｰﾂ栄養学)	講義	2		
						応用栄養学実習	実習		1	
						(小　計)		7	1	
	栄養教育論	6			栄養教育	栄養教育論Ⅰ(栄養教育論)	講義	2		
						栄養教育論Ⅱ(子ども・高齢期栄養教育論)	演習	2		
						栄養教育論Ⅲ(行動療法・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ)	演習	1		
						栄養教育論Ⅳ(健康栄養情報処理演習)	演習	1		
						栄養教育論実習	実習		1	
						(小　計)		6	1	
	臨床栄養学	8			栄養の実践	臨床栄養学Ⅰ(栄養療法)	講義	2		
						臨床栄養学Ⅱ(栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ)	講義	2		
						臨床栄養学Ⅲ(ﾁｰﾑ医療)	講義	2		
						臨床栄養学Ⅳ(臨床栄養管理)	講義	2		
						臨床栄養学実習Ⅰ(食事療法)	実習		1	
						臨床栄養学実習Ⅱ(栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ)	実習		1	
						臨床栄養学実習Ⅲ(臨床栄養管理)	実習		1	
						(小　計)		8	3	
	公衆栄養学	4				公衆栄養学Ⅰ(地域栄養活動)	講義	2		
						公衆栄養学Ⅱ(栄養疫学)	講義	2		
						公衆栄養学実習	実習		1	
						(小　計)		4	1	
	給食経営管理論	4				給食経営管理論Ⅰ(給食計画)	講義	2		
						給食経営管理論Ⅱ(ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)	演習	2		
						給食経営管理論実習	実習		1	
						(小　計)		4	1	
	総合演習	2				栄養総合演習Ⅰ	演習	2		
						(小　計)		2	0	
	臨地実習(※)		4		臨地実習	給食経営管理臨地実習	実習		1	いずれかを選択必修
						臨床栄養臨地実習	実習		2	
						公衆栄養臨地実習	実習		1	
						給食運営実習	実習		1	給食の運営に係る校外実習の1単位を含む。
						(小　計)		0	4	
	単位合計	32	12		単位合計		33	12		
専門科目　単位総合計		60	22	専門科目　単位総合計			61	22		
		82					83			

(B) 学外実習

①学外実習について

学外実習として開講する臨地実習科目は、次の４科目５単位です。

○「給食運営実習」　（１単位）２年次２月～３月　期間 …… １週間
○「臨床栄養臨地実習」　（２単位）３年次２月～３月または４年次８月～９月　期間 … ２週間
} 必修

○「給食経営管理臨地実習」　（１単位）３年次８月～９月　期間 …… １週間
○「公衆栄養臨地実習」　（１単位）３年次８月～９月　期間 …… １週間
} いずれかを選択必修

このうち、「給食運営実習」および「臨床栄養臨地実習」を必修とし、「給食経営管理臨地実習」または「公衆栄養臨地実習」のいずれかを選択必修とし、合計４単位を管理栄養士国家試験受験資格の取得要件とします。

また、実習に際しての事前指導と実習経験の定着を図る上での事後指導は、次のとおりです。

○「栄養総合演習Ⅰ」（２単位）２年次後期から４年次後期

※学外実習の期間は合計４週間です。申し込み方法など、詳細は２年次のガイダンスで説明します。

②学外実習の受講資格について

次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「健康栄養学科実習指導委員会」が行います。

○将来管理栄養士の職務に就く希望、意欲を有すること。

○専門科目のうち、次の科目を修得済みまたは履修中（後期履修予定を含む）であること。

実習科目名	実習科目履修要件とする科目
給食運営実習	「給食経営管理論Ⅰ（給食計画）」「給食経営管理論Ⅱ（マネジメント）」 「給食経営管理論実習」「栄養総合演習Ⅱ」
臨床栄養臨地実習	「臨床栄養学Ⅰ（栄養療法）」「臨床栄養学Ⅱ（栄養アセスメント）」 「臨床栄養学Ⅲ（チーム医療）」「臨床栄養学Ⅳ（臨床栄養管理）」 「臨床栄養学実習Ⅰ（食事療法）」「臨床栄養学実習Ⅱ（栄養アセスメント）」 「臨床栄養学実習Ⅲ（臨床栄養管理）」
給食経営管理臨地実習	「給食経営管理論Ⅰ（給食計画）」「給食経営管理論Ⅱ（マネジメント）」 「給食経営管理論実習」
公衆栄養臨地実習	「公衆栄養学Ⅰ（地域栄養活動）」「公衆栄養学実習」

（2）仁愛大学管理栄養士養成課程履修細則

第１条　仁愛大学学則第44条の３第２項の規定により、仁愛大学人間生活学部健康栄養学科（以下「本学科」という。）に管理栄養士養成課程（以下「本課程」という。）を置く。

２　本課程は、栄養士法第５条の３第４号に規定する管理栄養士養成施設とする。

第２条　本課程の入学定員は75名とし、１年次および２年次については、37名と38名の２クラスとする。

２　本課程に第３年次編入学定員２名を設け、３年次および４年次については、前項と合わせて38名と39名の２クラスとする。

第３条　本課程に第３年次編入学できる者は、短期大学又は専修学校を卒業し、栄養士免許を取得している者とする。

第４条　本課程を履修できる者は、本学科に入学又は第３年次編入学を許可された者に限る。

第５条　本課程の修業年限は４年とする。

２　前項にかかわらず、第３年次編入学を許可された者の修業年限は２年とする。

第６条　学長は、他の管理栄養士養成施設の在学者であって、残余の履修科目を本養成課程において履修することが可能であると認められた者で、本課程への転入学を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することがある。

第７条　本課程の在籍者は、別表に掲げる管理栄養士学校指定規則に定める必修科目および単位を修得しなければならない。

附　則　この細則は、令和２年４月１日から施行する。

別　表　略（Ｐ29～Ｐ30履修表参照）

3 栄養士

本学において、学則第44条第3項の規定に基づき、下記の単位を修得し卒業することによって栄養士免許証申請の資格を取得できます。（栄養士免許は、卒業後居住地の都道府県に申請することで取得できます）

（1）履　修　表

（A）栄養士法施行規則等規定科目

栄養士法施行規則に定める教育内容				本学での開設授業科目				
区分	教育内容	規則等規定単位数 講義又は演習	規則等規定単位数 実験又は実習		授業科目	授業形態	単位数 講義又は演習	単位数 実験又は実習
専門分野	社会生活と健康	4	4	専門基礎分野	公衆衛生学	講義	2	
					公衆衛生学実習	実習		1
					社会福祉論	講義	2	
					小　計		4	1
	人体の構造と機能	8			解剖生理学	講義	2	
					解剖生理学実験	実験		1
					基礎生化学	講義	2	
					栄養生化学	講義	2	
					基礎生化学実験	実験		1
					運動生理学	講義	2	
					（小　計）		8	2
	食品と衛生	6			食品学総論	講義	2	
					食品加工学	講義	2	
					食品分析実験	実験		1
					食品衛生学	講義	2	
					（小　計）		6	1
	単　位　合　計	18	4		単　位　合　計		18	4
	栄養と健康	8	10	専門分野	基礎栄養学	講義	2	
					基礎栄養学実験	実験		1
					応用栄養学Ⅰ(成長･発達･加齢､食事摂取基準)	講義	2	
					応用栄養学実習	実習		1
					臨床医学概論	講義	2	
					臨床栄養学Ⅰ(栄養療法)	講義	2	
					臨床栄養学実習Ⅰ(食事療法)	実習		1
					臨床栄養学実習Ⅱ(栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ)	実習		1
					（小　計）		8	4
	栄養の指導	6			栄養教育論Ⅰ（栄養教育論）	講義	2	
					栄養教育論Ⅱ（子ども･高齢期栄養教育論）	演習	2	
					栄養教育論実習	実習		1
					公衆栄養学Ⅰ(地域栄養活動)	講義	2	
					公衆栄養学実習	実習		1
					（小　計）		6	2
	給食の運営	4			給食経営管理論Ⅰ(給食計画)	講義	2	
					給食経営管理論実習	実習		1
					給食運営実習	実習		1
					調理学	講義	2	
					調理学実習	実習		1
					応用調理学実習	実習		1
					（小　計）		4	4
	単　位　合　計	18	10		単　位　合　計		18	10
専門科目　単位総合計		36	14	専門科目　単位総合計			36	14
		50					50	

(B) 学外実習

①学外実習について
次の１科目１単位を必修とし、栄養士免許の取得要件とします。
○「給食運営実習」（１単位）２年次２月～３月　期間 …… １週間
※学外実習の期間は１週間です。申し込み方法など、詳細は２年次のガイダンスで説明します。

②学外実習の受講資格について
次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「健康栄養学科実習指導委員会」が行います。
○「給食運営実習」開始までに、専門科目のうち、次の科目を修得済みまたは履修中であること。

実習科目名	実習科目履修要件とする科目
給食運営実習	「給食経営管理論Ⅰ(給食計画)」「給食経営管理論Ⅱ(ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)」 「給食経営管理論実習」「栄養総合演習Ⅱ」

（2）仁愛大学栄養士養成課程履修細則

第１条　仁愛大学学則第44条の３第１項の規定により、仁愛大学人間生活学部健康栄養学科（以下「本学科」という。）に栄養士養成課程（以下「本課程」という。）を置く。
　２　本課程は、栄養士法第１条第１項に規定する栄養士の養成を目的とする。
第２条　本課程の入学定員は75名とし、37名と38名の２クラスとする。
第３条　本課程を履修できる者は、本学科に入学を許可された者に限る。
第４条　本学科に栄養士免許を有して編入学を許可された者については、本課程の履修を認めない。
第５条　本課程の修業年限は４年とする。
第６条　学長は、他の栄養士養成施設の在学者であって、残余の履修科目を本養成課程において履修することが可能であると認められた者で、本課程への転入学を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することがある。
第７条　本課程の在籍者は、別表に掲げる栄養士施行規則に定める必修科目および単位を修得しなければならない。
附　則　この細則は、平成27年４月１日から施行する。
別　表　略（Ｐ32履修表参照）

4 食品衛生管理者および食品衛生監視員

本学において、仁愛大学人間生活学部健康栄養学科食品衛生管理者および食品衛生監視員養成施設に関する細則の規定に基づき、下記の単位を修得し卒業することによって食品衛生管理者（任用資格）および食品衛生監視員（任用資格）の資格を取得できます。

食品衛生管理者　任用資格

食品の製造や加工を行う施設で、衛生管理を行う責任者のことです。食品の工場や加工場で、食品衛生法上の違反がないかどうか、従業員の衛生管理ができているかどうかをチェックする業務です。所定科目の単位を取得し、食品関連企業等に就職し、衛生管理の職に就くことで「食品衛生管理者」になることができます。

食品衛生監視員　任用資格

食品衛生上の問題を防ぐことを目的に、専門の検査や指導を行います。国や自治体の公務員として職務にあたります。所定科目の単位を取得し、国や自治体の関連機関に採用されることが必要となります。

（1）資格取得に必要な単位数

（3）履修表の「(A) 食品衛生法施行規則第50条に関わる科目(別表第14)の授業内容」の「化学」、「生物化学」、「微生物学」、「公衆衛生学」の各学科からそれぞれ1科目以上、計22単位以上、かつ「(B) 食品衛生法施行規則第50条に関わる科目(別表第15)の授業内容」の科目を含めて、合計40単位以上を取得すること。

〈履修上のアドバイス〉

※本健康栄養学科の卒業に必要な必修科目の他に「基礎化学」、「分析化学」、「有機化学」の中から1科目、および「食品加工学（管理栄養士必修科目）」を履修することにより履修条件を満たすことができます。

（2）仁愛大学人間生活学部健康栄養学科食品衛生管理者および食品衛生監視員養成施設に関する細則

第１条　この細則は、仁愛大学人間生活学部履修規程第15条の２の規定に基づき、仁愛大学人間生活学部健康栄養学科（以下「本学科」という。）における食品衛生管理者および食品衛生監視員養成施設について定める。

第２条　本学科を、食品衛生法第48条第６項第３号に規定する食品衛生管理者養成施設および食品衛生法施行令第９条第１項第１号に規定する食品衛生監視員養成施設（以下「本養成施設」という。）とする。

第３条　本養成施設の入学定員は75名とする。

第４条　本養成施設の授業科目を履修できる者は、本学科に入学を許可された者とする。ただし、３年次編入学生の履修は認めないものとする。

第５条　本養成施設における修業年限は４年とする。

第６条　本養成施設において、食品衛生管理者任用資格および食品衛生監視員任用資格の取得に必要な授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

第７条　前条に規定する授業科目および単位を取得した者に、修得証明書を交付する。

第８条　この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第９条　この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附　則　この細則は、平成23年４月１日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

別　表　略

（3）履　修　表

（A）食品衛生法施行規則第50条に関わる科目（別表第14）の授業内容

食品衛生法施行規則に定める科目		本学での開講授業科目			
学　科	科　目	授　業　科　目	単位数	備　考	
化　　学	無機化学	基礎化学	2	1科目以上	各学科から1科目以上計22単位以上かつ(B)表の科目を含め、合計40単位以上履修のこと。
	分析化学	分析化学	2		
	有機化学	有機化学	2		
生物化学	生物化学	基礎生物学	2	1科目以上	
	生理学	解剖生理学	②		
	生理学	解剖生理学実験	①		
	生物化学	基礎生化学	②		
	生物化学 生理学 毒性学	基礎生化学実験	①		
	食品化学	食品学総論	②		
	食品分析学	食品分析実験	①		
微生物学	微生物学	微生物学	②	1科目以上	
	食品微生物学 微生物学	微生物学実験	①		
	食品保存学 食品製造学	食品加工学	2		
公衆衛生学	公衆衛生学 衛生行政学 疫　学	公衆衛生学	②	1科目以上	
	公衆衛生学 環境衛生学 衛生行政学 疫　学	公衆衛生学実習	①		
	食品衛生学 衛生行政学	食品衛生学	②		
	食品衛生学 環境衛生学	食品衛生学実験	①		

※単位数欄の〇付数字の授業科目は卒業に必要な必修科目。

（B）食品衛生法施行規則第50条に関わる科目（別表15）の授業内容

食品衛生法施行規則に定める科目		本学での開講授業科目		
学　科	科　目	授　業　科　目	単位数	備　考
その他関連科目	医学概論	健康管理概論	②	
	栄養化学	栄養生化学実験	①	
	病理学	病理学	②	
	食品工学	食品機能学	2	
	農産物製造学	食品加工実習	1	
	食品調理科学	調理学	②	
	食品調理科学	調理科学実験	①	
	栄養学	基礎栄養学	②	
	栄養学	基礎栄養学実験	①	
	統計学	栄養教育論Ⅳ(健康栄養情報処理演習)	①	
	病理学	臨床栄養病理学	1	
	栄養学	臨床栄養学Ⅳ(臨床栄養管理)	②	
	保健学	公衆栄養学Ⅱ(栄養疫学)	②	
	品質管理学	給食経営管理論Ⅰ(給食計画)	②	
	分子生物学	分子栄養学	2	
	品質管理学	食品品質評価演習	2	

※単位数欄の〇付数字の授業科目は卒業に必要な必修科目。

5 教育職員免許状 栄養教諭

これからの栄養・食生活の教育を担う栄養教諭には、「教育職に対する強い情熱」、「栄養教諭としての確かな力量」、「総合的な人間力」、「不断の研究的態度」の４つの要素が重要です。本学科は、教育課程全体を通して、これらの要素を構成する資質能力を身につけ、「学童・生徒の成長発達過程を深く理解し、学校給食の管理および食に関する指導を通して、子どもの健全な育成および生きる力を養う栄養教育に寄与する栄養教諭」の養成を目指します。

（1）教員免許状の取得

教員免許状を取得するためには、本学の卒業資格を得たうえ、下表の教育職員免許法ならびに同法施行規則に定める必要科目等を履修しなければなりません。

教員免許状取得に必要な授業科目と最低修得単位数

学科	免許状の種類	基礎資格等	教科及び教職に関する科目					合計	介護等体験
			栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
健康栄養学科	栄養教諭一種免許状	●学士の学位を有すること、かつ栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。または同法第5条の3第4項の規程により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規程により栄養士の免許を受けていること。 ●教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修	4	8	6	4	—	22	不要

（2）栄養教諭一種免許状

（A）基礎資格等

教員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得することが必要です。したがって、「卒業」することが教員免許状取得の前提条件になります。また、必ず次の表の科目を修得していることが教員免許状取得の条件です（教育職員免許法施行規則第66条の6）。

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講授業科目			
科目区分	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツと健康	2		
外国語コミュニケーション	2	英話Ⅰa 英話Ⅰb	1 1		
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ	2		

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

(B) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

栄養に係る教育及び教職に関する科目は、教員としての専門的な教養、知識・技術を養うことを目的としています。

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項	4	学校栄養教育の理論と方法	2		本学開講授業科目の必修科目単位合計は、規則に定める単位数を超えているが、全て履修すること。
	食に関する指導の方法に関する事項		食育指導の理論と方法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育の理論と方法	2		
			特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	事前・事後指導(栄養教諭)	1		
			教育実習(栄養教諭)	1		
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

(C) 教育実習

①教育実習について
次の２科目２単位を必修とし、栄養教諭一種免許状の取得要件とします。
○「事前・事後指導（栄養教諭）」　（１単位）４年次 前期・後期
○「教育実習（栄養教諭）」　（１単位）４年次 ９月～10月　期間 …… 1週間
※教育実習の実習校および期間は、小学校または中学校で１週間です。詳細は４年次のガイダンスで説明します。

②教育実習の受講資格について
次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「健康栄養学科実習指導委員会」が行います。
○　将来教職に就く希望、意欲を有すること。
○　３年次前期終了時の通算GPAが2.5以上であること。
○　実習時において、学部共通科目、専門科目、教職科目のうち、次の科目を修得済みまたは履修中であること。

実習科目名	実習科目履修要件とする科目
学部共通科目	「日本国憲法」「スポーツと健康」 「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」「情報基礎Ⅰ」
専　門　科　目	「学校栄養教育の理論と方法」「食育指導の理論と方法」
教　職　科　目	「教職論」「教育原理」「教育心理学」「教育経営論」「特別支援教育論」 「教育課程論」「道徳教育の理論と方法」「特別活動及び総合的な学習時間の指導法」 「教育の方法と技術」「生徒指導論」「教育相談」 「事前・事後指導（栄養教諭）」

6 その他資格

大学において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目３科目以上を履修して卒業した者に「社会福祉主事」の任用資格が与えられます。
健康栄養学科の該当科目は以下のとおりです。

「公衆衛生学」「社会福祉論」「基礎栄養学」を全て修得し、健康栄養学科を卒業すること。

履修モデル1

医療・福祉施設等の管理栄養士を目指す者
（管理栄養士国家試験受験資格）

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2	人間と宗教	2													4
	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2	生命の倫理	2	哲学の世界観	2											6
	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	生活と環境A スポーツと健康	2 2	生活と環境B	2											7
	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa	1	* 英語Ⅰb	1	英語Ⅱa	1	英語Ⅱb	1									4
	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2															2
	26単位以上	21				6				0				0				27
学科専門科目	基礎分野	基礎化学 基礎生物学	2 2	生命化学 分析化学	2 2	有機化学	2											10
	専門基礎分野					* 健康管理概論	2	* 公衆衛生学	2	* 公衆衛生学実習	1	社会福祉論	2					7
		* 解剖生理学 * 微生物学	2 2	* 解剖生理学実験 * 病理学 微生物学実験	1 2 1	* 基礎生化学 * 運動生理学	2 2	* 栄養生化学 * 基礎生化学実験 * 臨床医学概論	2 1 2			栄養生化学実験	1					18
		* 食品学総論 * 食品分析実験 * 調理学 * 調理学実習	2 1 2 1	食品加工学 * 応用調理学実習	2 1	* 食品衛生学 * 食品衛生学実験	2 1					食品機能学 食品加工実習 調理科学実験	2 1 1					16
	専門分野	* 基礎栄養学	2			* 基礎栄養学実験	1											3
				* 応用栄養学Ⅰ (成長・発達・加齢、食事摂取基準)	2	応用栄養学Ⅱ (栄養・体力ｱｾｽﾒﾝﾄ) * 応用栄養学Ⅲ (ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ 栄養学) ← 応用栄養学実習 →	1 2 1							* 応用栄養学Ⅳ (ﾗｲﾌｽﾀｲﾙ・ｽﾎﾟｰﾂ栄養学)	2			8
								* 栄養教育論Ⅰ (栄養教育論)	2	* 栄養教育論Ⅱ (子ども・高齢期栄養教育論) * 栄養教育論実習	2 1	栄養教育論Ⅳ (健康栄養情報処理演習)	1	栄養教育論Ⅲ (行動療法・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ)	1			7
								* 臨床栄養学Ⅰ (栄養療法) * 臨床栄養学実習Ⅰ (食事療法)	2 1	* 臨床栄養学Ⅱ (栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ) 臨床栄養学Ⅲ (チーム医療) * 臨床栄養学実習Ⅱ (栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ)	2 2 1	*臨床栄養学Ⅳ (臨床栄養管理) *臨床栄養学実習Ⅲ (臨床栄養管理)	2 1	臨床栄養病理学	1			12
								* 公衆栄養学Ⅰ (地域栄養活動)	2	* 公衆栄養学実習	1	公衆栄養学Ⅱ (栄養疫学)	2					5
				* 給食経営管理論Ⅰ (給食計画)	2	← * 給食経営管理論Ⅱ(ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ) → ← * 給食経営管理論実習 →	2 1			給食経営管理論Ⅲ (食料商品学)	2							7
								← 栄養総合演習Ⅰ →	2	← 栄養総合演習Ⅱ →	2							4
								給食運営実習	1	公衆栄養臨地実習	1	臨床栄養臨地実習	2					4
	特別演習・卒業研究									← * 健康・栄養特別演習Ⅰ →	2			* 健康・栄養特別演習Ⅱ ← 健康・栄養特別演習Ⅲ → ← * 卒業研究 →	2 2 4			10
	関連科目							分子栄養学	2			生涯発達心理学 食育指導の理論と方法	2 2					6
	102単位以上	31				36				36				14				117
	総計 128単位以上	52				42				36				14				144

（注1）表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
（注2）上記は、健康栄養学科の履修制限単位数（24単位）を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

9. 健康栄養学科の教育課程

履修モデル2

栄養教諭を目指す者
（管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許状）

区分		1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	4年次 前期	4年次 後期	合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	＊仏教の人間観 2	人間と宗教 2							4
	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法 2	生命の倫理 2		美術の世界 2					6
	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA 1	スポーツと健康 2	生活と環境B 2						5
	外国語科目 4単位以上	＊英語Ⅰa 1	＊英語Ⅰb 1	英語Ⅱa 1	英語Ⅱb 1	英語Ⅲa 1				5
	情報科目 2単位以上	＊情報基礎Ⅰ 2	情報基礎Ⅱ 2							4
	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	＊基礎演習 2								2
	26単位以上	19		6		1		0		26
学科専門科目	基礎分野	基礎化学 2 基礎生物学 2	生命科学 2 分析化学 2							8
	専門基礎分野			＊健康管理概論 2	＊公衆衛生学 2	＊公衆衛生学実習 1	社会福祉論 2			7
		＊解剖生理学 2 ＊微生物学 2	＊解剖生理学実験 1 ＊病理学 2 微生物学実験 1	＊基礎生化学 2 ＊運動生理学 2	＊栄養生化学 2 ＊基礎生化学実験 1 ＊臨床医学概論 2		栄養生化学実験 1			18
		＊食品学総論 2 ＊食品分析実験 1 ＊調理学 2 ＊調理学実習 1	食品加工学 2 ＊応用調理学実習 1	＊食品衛生学 2 ＊食品衛生学実験 1			食品加工実習 1 調理科学実験 1			14
	専門分野	＊基礎栄養学 2		＊基礎栄養学実験 1						3
			＊応用栄養学Ⅰ（成長・発達・加齢、食事摂取基準） 2	応用栄養学Ⅱ（栄養・体力ｱｾｽﾒﾝﾄ） 1 ＊応用栄養学Ⅲ（ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ栄養学） 2 ←応用栄養学実習→ 1				＊応用栄養学Ⅳ（ﾗｲﾌｽﾀｲﾙ・ｽﾎﾟｰﾂ栄養学） 2		8
					＊栄養教育論Ⅰ（栄養教育論） 2	＊栄養教育論Ⅱ（子ども・高齢期栄養教育論） 2 ＊栄養教育論実習 1	栄養教育論Ⅳ（健康栄養情報処理演習） 1	栄養教育論Ⅲ（行動療法・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ） 1		7
					＊臨床栄養学Ⅰ（栄養療法） 2 ＊臨床栄養学実習Ⅰ（食事療法） 1	＊臨床栄養学Ⅱ（栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ） 2 臨床栄養学Ⅲ（ﾁｰﾑ医療） 2 ＊臨床栄養学実習Ⅱ（栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ） 1	＊臨床栄養学Ⅳ（臨床栄養管理） 2 ＊臨床栄養学実習Ⅲ（臨床栄養管理） 1			11
					＊公衆栄養学Ⅰ（地域栄養活動） 2	＊公衆栄養学実習 1	公衆栄養学Ⅱ（栄養疫学） 2			5
			＊給食経営管理論Ⅰ（給食計画） 2	←＊給食経営管理論Ⅱ（ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）→ 2 ←＊給食経営管理論実習→ 1						5
					←栄養総合演習Ⅱ→ 2				←栄養総合演習Ⅰ→ 2	4
	特別演習・卒業研究				給食運営実習 1	給食経営管理臨地実習 1	臨床栄養臨地実習 2			4
		←フィールドワーク演習→ 2						＊健康・栄養特別演習Ⅱ 2		12
						←＊健康・栄養特別演習Ⅰ→ 2		←健康・栄養特別演習Ⅲ→ 2 ←＊卒業研究→ 4		
	関連科目			国際食糧・栄養情報論 1		学校栄養教育の理論と方法 2	生涯発達心理学 2 食育指導の理論と方法 2	心と健康 2		9
	102単位以上	31		33		36		15		115
総計 128単位以上		50		39		37		15		141
教職に関する科目			教育原理 2	教職論 2 教育心理学 2	教育課程論 2 教育の方法と技術 2	生徒指導論 2 教育経営論 2	道徳教育の理論と方法 2 特別支援教育論 2	教育相談 2 ←事前・事後指導（栄養教諭）→ 教育実習（栄養教諭） 1 特別活動及び総合的な学習時間の指導法 2	教職実践演習（栄養教諭） 2 1	26

（注1）表中、＊は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
（注2）上記は、健康栄養学科の履修制限単位数（24単位）を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

履修モデル3

食品研究開発関連産業を目指す者
（管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生管理者）

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2	人間と宗教	2													4
学部共通科目	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2	生命の倫理	2	哲学の世界観	2											6
学部共通科目	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	生活と環境A スポーツと健康	2 2	生活と環境B	2											7
学部共通科目	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa	1	* 英語Ⅰb	1	英語Ⅱa	1	英語Ⅱb	1									4
学部共通科目	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
学部共通科目	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2															2
学部共通科目	26単位以上	21				6				0				0				27
学科専門科目	基礎分野	基礎化学 基礎生物学	2 2	生命科学 分析化学	2 2	有機化学	2											10
学科専門科目	専門基礎分野					* 健康管理概論	2	* 公衆衛生学	2	* 公衆衛生学実習	1	社会福祉論	2					7
学科専門科目	専門基礎分野	* 解剖生理学 * 微生物学	2 2	* 解剖生理学実験 * 病理学 微生物学実験	1 2 1	* 基礎生化学 * 運動生理学	2 2	* 栄養生化学 * 基礎生化学実験 * 臨床医学概論	2 1 2			栄養生化学実験	1					18
学科専門科目	専門基礎分野	* 食品学総論 * 食品分析実験 * 調理学 * 調理学実習	2 1 2 1	食品加工学 * 応用調理学実習	2 1	* 食品衛生学 * 食品衛生学実験	2 1					食品機能学 食品加工実習 調理科学実験	2 1 1					16
学科専門科目	専門分野	* 基礎栄養学	2			* 基礎栄養学実験	1											3
学科専門科目	専門分野			* 応用栄養学Ⅰ (成長・発達・加齢、食事摂取基準)	2	応用栄養学Ⅱ (栄養・体力ｱｾｽﾒﾝﾄ) * 応用栄養学Ⅲ (ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞ栄養学)	1 2							* 応用栄養学Ⅳ (ﾗｲﾌｽﾀｲﾙ・ｽﾎﾟｰﾂ栄養学)	2				8
学科専門科目	専門分野					←― 応用栄養学実習 ―→			1									
学科専門科目	専門分野							* 栄養教育論Ⅰ (栄養教育論)	2	* 栄養教育論Ⅱ (子ども・高齢期栄養教育論) * 栄養教育論実習	2 1	栄養教育論Ⅳ (健康栄養情報処理演習)	1	栄養教育論Ⅲ (行動療法・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ)	1			7
学科専門科目	専門分野							* 臨床栄養学Ⅰ (栄養療法) * 臨床栄養学実習Ⅰ (食事療法)	2 1	* 臨床栄養学Ⅱ (栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ) * 臨床栄養学Ⅲ (ﾁｰﾑ医療) * 臨床栄養学実習Ⅱ (栄養ｱｾｽﾒﾝﾄ)	2 2 1	臨床栄養学Ⅳ * (臨床栄養管理) 臨床栄養学実習Ⅲ * (臨床栄養管理)	2 1					11
学科専門科目	専門分野							* 公衆栄養学Ⅰ (地域栄養活動)	2	* 公衆栄養学実習	1	公衆栄養学Ⅱ (栄養疫学)	2					5
学科専門科目	専門分野			* 給食経営管理論Ⅰ (給食計画)	2	←― * 給食経営管理論Ⅱ(ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ) ―→			2	給食経営管理論Ⅲ (食料商品学)	2							7
学科専門科目	専門分野					←― * 給食経営管理論実習 ―→			1									
学科専門科目	専門分野							←― 栄養総合演習Ⅰ ―→					2					4
学科専門科目	専門分野							←― 栄養総合演習Ⅱ ―→									2	
学科専門科目	専門分野							給食運営実習	1	給食経営管理臨地実習	1	臨床栄養臨地実習	2					4
学科専門科目	特別演習・卒業研究									←― * 健康・栄養特別演習Ⅰ ―→			2	* 健康・栄養特別演習Ⅱ	2			10
学科専門科目	特別演習・卒業研究													←― 健康・栄養特別演習Ⅲ ―→			2	
学科専門科目	特別演習・卒業研究													←― * 卒業研究 ―→			4	
学科専門科目	関連科目					国際食糧・栄養情報論	1	分子栄養学	2					食品品質評価演習	2			5
学科専門科目	102単位以上	31				37				32				15				115
総計 128単位以上		52				43				32				15				142

(注1)表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
(注2)上記は、健康栄養学科の履修制限単位数(24単位)を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

10 子ども教育学科の教育課程

1 教育課程表

人間生活学部における教育課程は、「学部共通科目」ならびに「専門科目」により構成されています。４年間に開設される授業科目、単位数は以下のとおりです。

（１）学部共通科目

「学部共通科目」は、建学の精神に基づく人間性の涵養および学部教育の基盤として必要な学芸と実際的な知識の修得を主眼に編成しています。
具体的には、建学の精神に基づく人間性の涵養を目的とした＜全学共通科目＞、学部教育の基盤として必要な学芸の修得を目的とする＜人間学関連科目＞、生活を営んでいく上で必要となる生活環境と運動を捉え、豊かな生活の在り方、生き方を理解するとともに、実際的な知識を学ぶ＜環境・健康生活科目＞、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、ポルトガル語の語学力を養う＜外国語科目＞、４年間の学習に必要な情報技術を習得する＜情報科目＞、大学生として基礎的教育やキャリア形成支援を行う＜修学基礎・キャリア形成科目＞の６つの科目区分により構成しています。
卒業するためには、①必修科目を修得、②科目区分により定められた最低修得単位数分の科目を修得、さらに③選択科目として８単位以上分の科目（いずれの科目区分の科目でもよい。）を修得し、学部共通科目全体として合計26単位以上を修得することが必要です。

＜全学共通科目＞
必修科目として「仏教の人間観(２単位)」を修得しなければなりません。

＜人間学関連科目＞
最低修得単位として4単位以上を修得しなければなりません。なお、子ども教育学科の「幼稚園教諭」、「小学校教諭」免許取得希望者は、「日本国憲法(2単位)」を必ず修得してください。

＜環境・健康生活科目＞
最低修得単位として４単位以上を修得しなければなりません。なお、子ども教育学科の「幼稚園教諭」、「小学校教諭」免許取得希望者は、「スポーツと健康(2単位)」を必ず修得してください。また、子ども教育学科の「保育士」資格取得希望者は、「スポーツと健康(2単位)」と「スポーツA(1単位)」を必ず修得してください。

＜外国語科目＞
必修科目として「英語Ⅰa(１単位)」「英語Ⅰb(１単位)」を修得しなければなりません。英語の授業は習熟度別にクラス分けを行い、各自の能力に応じた授業を計画しています。また、最低修得単位として４単位以上を修得しなければなりません。

＜情報科目＞
必修科目として「情報基礎Ⅰ(２単位)」を修得しなければなりません。

＜修学基礎・キャリア形成科目＞
必修科目として「基礎演習」を修得しなければなりません。また、「キャリア・デザインⅠ(２単位)」「キャリア・デザインⅡ(２単位)」は社会人として求められる基本的な能力や態度等が備わることを目的としているため修得することを勧めます。

※卒業するためには、上記の必修科目および最低修得単位数以外に、選択科目として８単位以上の科目の履修が必要となります。

区分	授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	幼稚園教諭	小学校教諭	保育士	必要最低修得単位 必修	選択	計
全学共通科目	仏教の人間観	②	講義	◎										■	2	8（いずれの科目区分からでも可）	26
	人間と宗教	2	講義		○												
	仏教の思想	2	講義			○											
	（小　計）	6															
人間学関連科目	哲学の世界観	2	講義			○									4（最低修得単位）		
	生命の倫理	2	講義		○												
	日本国憲法	2	講義	○								■	■				
	文学の世界	2	講義				○										
	音楽の世界	2	講義					○									
	美術の世界	2	講義				○										
	（小　計）	12															
環境・健康生活科目	生活と環境A	2	講義		○										4（最低修得単位）		
	生活と環境B	2	講義			○											
	生活と環境C	2	講義						○								
	生活と環境D	2	講義				○										
	ふくい総合学	2	講義				○										
	スポーツと健康	2	講義		○							■	■	■			
	スポーツA（ダンス・バスケットボール）	1	実技	○										■			
	スポーツB（スキー）	1	実技				○										
	（小　計）	14															
外国語科目	英語Ⅰa	①	演習	◎								■	■	■	4（最低修得単位）		
	英語Ⅰb	①	演習		◎							■	■	■			
	英語Ⅱa	1	演習			○											
	英語Ⅱb	1	演習				○										
	英語Ⅲa	1	演習					○									
	英語Ⅲb	1	演習						○								
	フランス語a	1	演習	○													
	フランス語b	1	演習		○												
	ドイツ語a	1	演習	○													
	ドイツ語b	1	演習		○												
	中国語a	1	演習	○													
	中国語b	1	演習		○												
	ポルトガル語a	1	演習	○													
	ポルトガル語b	1	演習		○												
	（小　計）	14															
情報科目	情報基礎Ⅰ	②	演習	◎								■	■	■	2		
	情報基礎Ⅱ	2	演習		○												
	（小　計）	4															
修学基礎・キャリア形成科目	基礎演習	②	演習	◎										■	2		
	キャリア・デザインⅠ	2	講義	○													
	キャリア・デザインⅡ	2	講義				○										
	（小　計）	6															
単位合計		56													18	8	26

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。　※幼稚園教諭・小学校教諭・保育士各欄の■は必修科目。

（2）専門科目

子ども教育学科専門科目は、<基幹科目><展開科目><実践演習・総合演習・実習科目><特別演習・卒業研究><関連科目>に区分により構成されています。卒業するためには、必修科目を含め合計で102単位以上を修得しなければなりません。

区分		授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	幼稚園教諭	小学校教諭	保育士	児童厚生員
基幹科目		教職論	②	講義	◎								■	■		
		教育原理	②	講義	◎								■	■	■	
		教育心理学	②	講義				◎					■	■	□	
		特別支援教育論	2	講義					○				■	■		
		教育経営論	2	講義					○				■	■		
		道徳教育の理論と方法	2	講義					○					■		
		教育の方法と技術	2	講義				○					■	■		
		教育課程論Ⅰ	②	講義		◎							■		■	
		教育課程論Ⅱ	②	講義				◎						■		
		生徒・進路指導論	2	講義					○					■		
		特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2	講義							○			■		
		教育相談	2	講義						○			■	■		
		社会福祉	②	講義			◎								■	
		子ども家庭福祉	②	講義		◎									■	
		保育者論	②	講義		◎									■	
		保育原理Ⅰ	②	講義	◎										■	
		社会的養護Ⅰ	2	講義			○								■	
		発達心理学Ⅰ	②	講義		◎									■	
		保育基礎演習	②	演習	◎										□	
		（小　計）	38													
展開科目	各教科・領域	国語	2	講義		○								■		
		社会	2	講義				○						■		
		算数	2	講義			○							■		
		理科	2	講義				○						■		
		理科総合	2	講義								○		□		
		生活	2	講義				○						□		
		音楽Ⅰ	2	演習				○						□		
		音楽Ⅱ	2	演習								○		□		
		図画工作Ⅰ	2	演習			○							□		
		図画工作Ⅱ	2	演習								○		□		
		家庭	2	演習					○					□		
		体育Ⅰ	2	演習			○							□		
		体育Ⅱ	2	演習							○			□		
		英語	2	講義					○					■		
		子どもと健康	1	演習	○								■		■	
		子どもと人間関係	1	演習			○						■		■	
		子どもと環境	1	演習			○						■		■	
		子どもと言葉	1	演習			○						■		■	
		子どもと音楽表現	1	演習	○								■		■	
		子どもと造形表現	1	演習		○							■		■	
		（小　計）	34													
	各教科指導法	国語科教育法	2	講義						○				■		
		社会科教育法	2	講義						○				■		
		算数科教育法	2	講義				○						■		
		理科教育法	2	講義				○						■		
		生活科教育法	2	講義						○				■		
		音楽科教育法	2	講義					○					■		
		図画工作科教育法	2	講義					○					■		
		家庭科教育法	2	講義						○				■		
		体育科教育法	2	講義					○					■		
		英語科教育法	2	講義						○				■		
		（小　計）	20													

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。※幼稚園教諭・小学校教諭・保育士・児童厚生員各欄の■は必修科目、□は選択科目。

区分		授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	幼稚園教諭	小学校教諭	保育士	児童厚生員
展開科目	保育	基礎ピアノⅠ	1	演習	○										□	
		基礎ピアノⅡ	1	演習		○									□	
		音楽表現Ⅰ	1	演習			○								□	
		音楽表現Ⅱ	1	演習				○							□	
		音楽演習	1	演習							○				□	
		児童福祉援助技術	2	演習							○				□	
		保育原理Ⅱ	2	講義							○				□	
		子ども家庭支援の心理学	2	講義					○						■	
		発達心理学Ⅱ	2	演習			○						□		■	
		子どもの保健	2	講義			○								■	
		子どもの健康と安全	2	演習				○					□		■	
		子どもの食と栄養	2	演習						○			□		■	
		精神保健	2	講義					○						□	
		子ども家庭支援論	2	講義							○				■	
		保育内容総論	2	演習						○			■		■	
		保育内容指導法(健康)	1	演習	○								■		■	
		保育内容指導法(人間関係)	1	演習			○						■		■	
		保育内容指導法(環境)	1	演習			○						■		■	
		保育内容指導法(言葉)	1	演習			○						■		■	
		保育内容指導法(表現A)	1	演習		○							■		□	
		保育内容指導法(表現B)	1	演習		○							■		□	
		保育内容指導法(表現C)	2	演習		○							■		■	
		保育内容指導法(子どもの文化)	2	演習	○								■			
		乳児保育Ⅰ	2	講義			○								■	
		乳児保育Ⅱ	2	演習				○							■	
		障がい児保育	2	演習				○							■	
		社会的養護Ⅱ	2	演習					○						■	
		子育て支援	2	演習						○			□		■	
		(小　計)	45													
実践演習・総合演習・実習科目		保育実践演習	2	演習						○					■	
		教職実践演習(幼・小)	2	演習								○	■	■		
		保育実習指導Ⅰ	2	演習			○	○							■	
		保育実習Ⅰa	2	実習			○								■	
		保育実習Ⅰb	2	実習			○								■	
		保育実習指導Ⅱ	1	演習						○	○				□	
		保育実習Ⅱ	2	実習						○					□	
		保育実習指導Ⅲ	1	演習						○	○				□	■
		保育実習Ⅲ	2	実習						○					□	■
		事前・事後指導(幼稚園)	1	実習	○	○			○	○			■			
		教育実習Ⅰ(幼稚園)	1	実習		○							■			
		教育実習Ⅱ(幼稚園)	3	実習					○				■			
		事前・事後指導(小学校)	1	実習						○	○	○		■		
		教育実習(小学校)	4	実習							○			■		
		フィールドワーク演習	2	演習			○	○								
		(小　計)	28													
特別演習・卒業研究		子ども教育特別演習Ⅰ	②	演習					◎	◎						
		子ども教育特別演習Ⅱ	②	演習							◎					
		子ども教育特別演習Ⅲ	②	演習								◎				
		卒業研究	④	演習							◎	◎				
		(小　計)	10													

次ページに続く

区分	授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	幼稚園教諭	小学校教諭	保育士	児童厚生員
関連科目	保育とソーシャルワーク	2	演習								○			□	
	地域福祉学演習	2	演習							○				□	
	子どもと食育	2	講義							○		□	□	□	
	子どもの映像文化	2	演習							○		□	□		
	子どもの発達臨床	2	演習						○			■			
	子どもと英語教育	2	演習						○			□			
	絵本・児童文学論	2	講義					○				□	□	□	
	（小　計）	14													
単位合計		189													

※単位欄の○付数字および履修年次の◎の授業科目は必修。
※幼稚園教諭・小学校教諭・保育士・児童厚生員各欄の■は必修科目、□は選択科目。

（3）児童厚生一級指導員の資格

児童厚生一級指導員資格取得のための特設科目として開講されている授業科目です。
（これらの科目については、卒業要件の単位数には含まれません。）

授業科目名	単位	形態	履修年次 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	幼稚園教諭	小学校教諭	保育士	児童厚生員
児童館論	2	講義						○						■
児童館活動内容 a	2	講義					○							■
児童館活動内容 b	2	講義							○					■
児童館実習	2	実習							○					■
合　計	8													

※児童厚生員欄の■は必須科目、□は選択科目。

（4）自由選択科目

子ども教育学科の学生が、健康栄養学科の専門科目を履修できる自由選択科目は以下のとおりです。これらの科目を履修した場合は、卒業要件の専門科目102単位のうち、10単位を上限として置き換えることができます。

自由選択科目として設定される科目（健康栄養学科に開設）
生命科学、食品品質評価演習、食文化論、学校栄養教育の理論と方法、心と健康

（5）特別演習・卒業研究

特別演習は、３年次開講の「子ども教育特別演習Ⅰ(２単位)」と、４年次開講の「子ども教育特別演習Ⅱ(２単位)」、「子ども教育特別演習Ⅲ(２単位)」を履修しなければなりません。特別演習は、３年次からゼミに所属し応用分野に関する演習を行います。ゼミ担当教員、研究題目、登録方法などの詳細については、各学科より連絡されます。
卒業研究は、特別演習に関連して自分が選んだテーマによる卒業研究を行います。卒業研究は論文等の審査により単位が認定されます。提出方法や審査方法については、学科より連絡されます。

2 教育職員免許状 幼稚園教諭 小学校教諭

これからの幼稚園・小学校の教育を担う教諭には、「教育職に対する強い情熱」、「幼稚園・小学校の教諭としての確かな力量」、「総合的な人間力」、「不断の研究的態度」の４つの要素が重要です。本学科は、教育課程全体を通して、これらの要素を構成する資質能力を身につけ、本学科が目標とする「乳幼児期から児童期までの子どもの成長発達過程を深く理解し、子どもの健全な育成および確かな学力を養う創造的な教育に寄与する幼稚園・小学校教諭」の養成を目指します。

（1）教員免許状の取得

教員免許状を取得するためには、本学の卒業資格を得たうえ、下表の教育職員免許法ならびに同法施行規則に定める必要科目等を履修しなければなりません。

教員免許状取得に必要な授業科目と最低修得単位数

学科	免許状の種類	基礎資格等	教科及び教職に関する科目					合計	介護等体験
			領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状	●本学卒業要件の充足 ●教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修	16	10	4	7	14	51	不要

学科	免許状の種類	基礎資格等	教科及び教職に関する科目					合計	介護等体験
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
子ども教育学科	小学校教諭一種免許状	●本学卒業要件の充足 ●教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修	30	10	10	7	2	59	要

（2）幼稚園教諭一種免許状

(A) 基礎資格等

教員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得することが必要です。したがって、「卒業」することが教員免許状取得の前提条件になります。また、必ず次の表の科目を修得していることが教員免許状取得の条件です（教育職員免許法施行規則第66条の6）。

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講授業科目			
科　目　区　分	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体　　育	2	スポーツと健康	2		
外国語コミュニケーション	2	英話Ⅰa 英話Ⅰb	1 1		
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ	2		

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

(B) 教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目は、教員としての専門的な教養、知識・技術を養うことや直接担当する教科を専門的に学びます。

免許法施行規則に定める科目区分				左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項		単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	子どもと健康	1		
		人間関係		子どもと人間関係	1		
		環境		子どもと環境	1		
		言葉		子どもと言葉	1		
		表現		子どもと音楽表現 子どもと造形表現	1 1		
	保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論 保育内容指導法（健康） 保育内容指導法（人間関係） 保育内容指導法（環境） 保育内容指導法（言葉） 保育内容指導法（表現A） 保育内容指導法（表現B） 保育内容指導法（表現C） 保育内容指導法（子どもの文化）	2 1 1 1 1 1 1 2 2		
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育原理	2		
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）			教職論	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育経営論	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論Ⅰ	2		

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育の方法と技術	2		
	幼児理解の理論及び方法		子どもの発達臨床	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導(幼稚園)	1		
			教育実習Ⅰ(幼稚園)	1		
			教育実習Ⅱ(幼稚園)	3		
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		
大学が独自に設定する科目		14	発達心理学Ⅱ		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上を修得。
			子どもの健康と安全		2	
			子どもの食と栄養		2	
			子育て支援		2	
			子どもと食育		2	
			子どもの映像文化		2	
			子どもと英語教育		2	
			絵本・児童文学論		2	

※必修･選択の別は、免許取得上における区分。

(C) 教育実習

①教育実習について

○「事前・事後指導（幼稚園）」　（１単位）１年次および３年次 前期・後期

○「教育実習Ⅰ（幼稚園）」　（１単位）１年次２月　期間 ……１週間

○「教育実習Ⅱ（幼稚園）」　（３単位）３年次９月　期間 ……３週間

このうち「事前・事後指導（幼稚園）」と「教育実習Ⅰ（幼稚園）」および「教育実習Ⅱ（幼稚園）」を必修とし、合計５単位を幼稚園教諭一種免許状の取得要件とします。

※学外実習の期間は４週間です。詳細は１年次、３年次のガイダンスで説明します。

②教育実習の受講資格について

次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「子ども教育学科実習委員会」が行います。

○「教育実習Ⅰ（幼稚園）」（１年次２月）

・将来教職に就く希望、意欲を有すること。

○「教育実習Ⅱ（幼稚園）」（３年次９月）

・将来教職に就く希望、意欲を有すること。

・学部共通科目のうち、16単位以上を履修済みまたは履修中（後期履修予定を含む）であり、次に掲げる科目が含まれていること。

「日本国憲法」「スポーツと健康」「英語Ⅰａ」「英語Ⅰｂ」「情報基礎Ⅰ」

・次に掲げる専門科目を履修済みまたは履修中（後期履修予定を含む）であること。

「教職論」「教育原理」「教育心理学」「教育の方法と技術」「教育課程論Ⅰ」

「子どもと健康」「子どもと人間関係」「子どもと環境」「子どもと言葉「子どもと音楽表現」

「子どもと造形表現」「事前・事後指導（幼稚園）」「教育実習Ⅰ（幼稚園）」「特別支援教育論」

（3）小学校教諭一種免許状

(A) 基礎資格等

教員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得することが必要です。したがって、「卒業」することが教員免許状取得の前提条件になります。また、必ず次の表の科目を修得していることが教員免許状取得の条件です（教育職員免許法施行規則第66条の6）。

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講授業科目			
科　目　区　分	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体　　育	2	スポーツと健康	2		
外国語コミュニケーション	2	英話Ⅰa 英話Ⅰb	1 1		
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ	2		

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

(B) 教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目は、教員としての専門的な教養、知識・技術を養うことや直接担当する教科を専門的に学びます。

免許法施行規則に定める科目区分				左記に対応する開設授業科目			備　考
科目	各科目に含めることが必要な事項		単位数	授　業　科　目	単位数 必修	単位数 選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	30	国語	2		
		社会		社会	2		
		算数		算数	2		
		理科		理科	2		
				理科総合		2	
		生活		生活		2	
		音楽		音楽Ⅰ		2	
				音楽Ⅱ		2	
		図画工作		図画工作Ⅰ		2	
				図画工作Ⅱ		2	
		家庭		家庭		2	
		体育		体育Ⅰ		2	
				体育Ⅱ		2	
		外国語		英語	2		
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			国語科教育法	2		書写を含む。
				社会科教育法	2		
				算数科教育法	2		
				理科教育法	2		
				生活科教育法	2		
				音楽科教育法	2		
				図画工作科教育法	2		
				家庭科教育法	2		
				体育科教育法	2		
				英語科教育法	2		

※必修･選択の別は、免許取得上における区分。

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備　考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論Ⅱ	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	2		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術	2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導（小学校）	1		
			教育実習（小学校）	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目		2	子どもと食育		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得。
			子どもの映像文化		2	
			絵本・児童文学論		2	

※必修・選択の別は、免許取得上における区分。

(C) 教育実習

①教育実習について

○「事前・事後指導（小学校）」　（１単位）３年次 後期・４年次 前期・後期

○「教育実習（小学校）」　（４単位）４年次５月～６月　期間 ……４週間

このうち「事前・事後指導（小学校）」と「教育実習（小学校）」を必修とし、合計５単位を小学校教諭一種免許状の取得要件とします。

※学外実習の期間は４週間です。詳細は４年次のガイダンスで説明します。

②教育実習の受講資格について

次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「子ども教育学科実習委員会」が行います。

○「教育実習（小学校）」（４年次６月）

・将来教職に就く希望、意欲を有すること。

・「教科及び教科の指導法に関する科目」の区分による単位数を修得済みであること。

教科に関する専門的事項…10単位以上

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）…20単位以上

・上記の単位数を含めて、３年次末までの総修得単位数が80単位以上であること。

・次に掲げる専門科目を履修中であること。

「事前・事後指導（小学校）」　１単位　３年次後期・４年次前期・後期

(D) 介護等体験

「小学校および中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校の教員免許状を取得する場合には、７日間の介護等体験が義務づけられています。この介護等体験は、大学が一括して福井県介護等体験実施連絡協議会に申請を行い、社会福祉施設における５日間の体験と、特別支援学校における２日間の体験を実施します。

詳細については「介護等体験ガイダンス」にて説明します。

3 保育士

本学において、学則第44条の４の規定に基づき、所定の単位を修得し卒業することにより保育士の資格を取得できます。

（1）保育士資格の取得に必要な単位数

保育士資格を取得するためには、各教科目区分においてそれぞれ以下の単位を修得する必要があります。ただし、以下に記載した最低修得単位数は法令上のものであり、本学が定める要件に従って必要単位を修得する必要があります。

教科目区分	最低修得単位数
①教養科目（平成22年厚生労働省告示第278号）	8
②必修科目（平成22年厚生労働省告示第278号別表第1）	51
③選択必修科目（平成22年厚生労働省告示第278号別表第2）	9

（2）履　修　表

(A) 教養科目

告示による教科目				本学の開講授業科目					
系列	教科目	授業形態	開設単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	選択	計	備　考
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	仏教の人間観	講義	2		6	本学開講授業科目の必修科目の単位数合計は、告示に定める単位数を超えているが、必修科目は全て履修のこと。
				基礎演習	演習	2			
				情報基礎Ⅰ	演習	2			
	外　国　語	演習	2以上	英語Ⅰa	演習	1		2	
				英語Ⅰb	演習	1			
	体　　育	講義	1	スポーツと健康	講義	2		2	
		実技	1	スポーツA	実技	1		1	
単　位　合　計		8単位以上履修				11		11	

※必修・選択の別は、保育士取得上における区分。

(B) 必修科目

告示による教科目				本学での開設授業科目					備　考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	選択	計	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理Ⅰ	講義	2		2	本学科開講授業科目の必修科目単位数合計は，告示に定める単位数を超えているが，必修科目はすべて履修すること。
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学Ⅰ	講義	2		2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	
	子どもの理解と援助	演習	1	発達心理学Ⅱ	演習	2		2	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論Ⅰ	講義	2		2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2	
	保育内容演習	演習	5	保育内容指導法(健康)	演習	1		6	
				保育内容指導法(人間関係)	演習	1			
				保育内容指導法(環境)	演習	1			
				保育内容指導法(言葉)	演習	1			
				保育内容指導法(表現C)	演習	2			
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと健康	演習	1		6	
				子どもと人間関係	演習	1			
				子どもと環境	演習	1			
				子どもと言葉	演習	1			
				子どもと音楽表現	演習	1			
				子どもと造形表現	演習	1			
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	2		2	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	2		2	
	障害児保育	演習	2	障がい児保育	演習	2		2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	2		2	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	2		2	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰa	実習	2		4	
				保育実習Ⅰb	実習	2			
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2		2	
合　　計			51	合　　計		60		60	

※必修・選択の別は、保育士資格取得上における区分。

(C) 選択必修科目

告示による教科目				本学の開講授業科目					
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	選択	計	最低修得単位
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15単位以上開設	保育原理Ⅱ	講義		2	6	6単位以上修得
				児童福祉援助技術	演習		2		
				地域福祉学演習	演習		2		
保育の対象の理解に関する科目				教育心理学	講義		2	6	
				精神保健	講義		2		
				保育とソーシャルワーク	演習		2		
保育の内容・方法に関する科目				保育内容指導法(表現A)	演習		1	13	
				保育内容指導法(表現B)	演習		1		
				子どもと食育	講義		2		
				基礎ピアノⅠ	演習		1		
				基礎ピアノⅡ	演習		1		
				音楽表現Ⅰ	演習		1		
				音楽表現Ⅱ	演習		1		
				音楽演習	演習		1		
				保育基礎演習	演習		2		
				絵本・児童文学論	講義		2		
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		2	いずれか必修3単位修得
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
合　計			18単位以上	合　計		6	25	31	

※必修・選択の別は、保育士資格取得上における区分。

(D) 保育実習

①保育実習について

学外実習として開講する実習科目は、次の７科目12単位です。

○「保育実習指導Ⅰ」（２単位）２年次 前期・後期				必修
○「保育実習Ⅰａ」（２単位）２年次８月 ……	保育所	10日間		必修
○「保育実習Ⅰｂ」（２単位）２年次９月 ……	施設	10日間		必修
○「保育実習指導Ⅱ」（１単位）３年次 後期・4年次前期				いずれかの組み合わせを選択必修
○「保育実習Ⅱ」（２単位）３年次２月～３月 期間 ……	保育所	10日間		いずれかの組み合わせを選択必修
○「保育実習指導Ⅲ」（１単位）３年次 後期・４年次前期				いずれかの組み合わせを選択必修
○「保育実習Ⅲ」（２単位）３年次２月～３月 期間 ……	施設または児童館	10日～16日間		いずれかの組み合わせを選択必修

このうち「保育実習指導Ⅰ」、「保育実習Ⅰa」、「保育実習Ⅰb」を必修とする。また、「保育実習指導Ⅱ」と「保育実習Ⅱ」あるいは「保育実習指導Ⅲ」と「保育実習Ⅲ」の組み合わせを選択必修とし、合計９単位を保育士資格の取得要件とします。

※「保育実習指導Ⅰ」は、「保育実習Ⅰa」、「保育実習Ⅰb」に係る事前事後指導として、その単位認定は2年次末に行う。また、「保育実習指導Ⅱ」は「保育実習Ⅱ」に係る事前事後指導として、「保育実習指導Ⅲ」は「保育実習Ⅲ」に係る事前事後指導として、それぞれ単位認定は４年次前期末に行う。

※学外実習の詳細は２年次、３年次のガイダンスで説明する。

②保育実習の受講資格について

次に掲げる要件を満たす者に限り受講できるものとし、その審査は「子ども教育学科実習委員会」が行います。

○「保育実習Ⅰａ」「保育実習Ⅰｂ」（２年次８月～９月）
- 将来保育職に就く希望、意欲を有すること。
- 実習時において、保育士養成課程に関する専門科目のうち、次の科目を履修済みまたは履修中（後期履修予定を含む。）であること。
  「教育原理」「教育課程論Ⅰ」「子ども家庭福祉」「保育者論」「保育原理Ⅰ」「発達心理学Ⅰ」「保育実習指導Ⅰ」
- １年次末までの総修得単位数が26単位以上であること。

○「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」（３年次２月～３月）
- 将来保育職に就く希望、意欲を有すること。
- 実習時において、保育士養成課程に関する専門科目のうち、次の科目を履修済みまたは履修中（後期履修予定を含む。）であること。
  「発達心理学Ⅱ」「社会福祉」「社会的養護Ⅰ」「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」
- ２年次末までに、「展開科目」の「保育」系列専門科目の中から、20単位以上履修していること。
- ２年次末までの総修得単位数が50単位以上であること。
- 実習時において、「保育実習Ⅰa」、「保育実習Ⅰb」「保育実習指導Ⅰ」を履修済であること。

4 児童厚生員（児童厚生一級指導員）

児童厚生一級指導員とは、児童館（児童クラブを含む）において児童の健全な発達を支援する指導者として財団法人児童健全育成推進財団が認定する資格です。児童育成活動に関する専門的な知識と技術を習得し、児童への直接的なかかわりとともに、地域全体を児童活動の視野に入れて関係機関や組織との連携をはかることのできるソーシャルワーカーとしての役割が期待されています。

（1）基礎資格

基礎資格は、保育士資格となっているため、保育士の資格を履修する必要があります。

（2）履　修　表

(A) 指定科目

児童健全育成推進財団指定教科目		本学の開講授業科目					
指定科目	単位数	左記に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修	選択	計	備　考
児童館･放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館論	講義	2		2	
児童館･放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館活動内容 a	講義	2		2	
児童館･放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	児童館活動内容 b	講義	2		2	
児童館実習Ⅰ(10日)	2	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
		保育実習Ⅲ	実習	2		2	10日～16日間
児童館実習Ⅱ(10日)	2	児童館実習	実習	2		2	10日～16日間
単　位　合　計	10			11		11	

※必修・選択の別は、資格取得上における区分。

〈指定科目履修上の注意〉

○本学開講授業科目の必修科目の単位数合計は、財団が定める単位数を超えているが、必修科目を全て履修のこと。
○この課程の履修については、保育士の資格を履修をしなければならない。

(B) 学外実習について

学外実習として開講する実習科目は、次の３科目５単位です。全ての科目の修得が必要です。

○「保育実習指導Ⅲ」（１単位）３年次後期・４年次前期
○「保育実習Ⅲ」　（２単位）３年次２月～３月　期間 …… 児童館10～16日間
○「児童館実習」　（２単位）４年次８月　期間 …… 児童館10～16日間

※「保育実習Ⅲ」の実習施設は児童館に限定されます。
※学外実習のうち、「児童館実習」の詳細は４年次のガイダンスで説明します。

5 その他資格

大学において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目３科目以上を履修して卒業した者に「社会福祉主事」の任用資格が与えられます。
子ども教育学科の該当科目は以下のとおりです。

「社会福祉」「子ども家庭福祉」「子ども家庭支援論」「精神保健」のうち、３科目以上を修得し、子ども教育学科を卒業すること。

履修モデル1

保育士、認定こども園等の児童施設職員を目指す者
（保育士資格、幼稚園教諭一種免許状）

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2	人間と宗教	2													4
	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2					文学の世界	2	音楽の世界	2							6
	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	スポーツと健康	2	生活と環境B	2											5
	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa	1	* 英語Ⅰb	1	英語Ⅱa	1	英語Ⅱb	1									4
	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2					キャリア・デザインⅡ	2									4
	26単位以上	17				8				2				0				27
学科専門科目	基幹科目	* 教職論 * 教育原理 * 保育原理Ⅰ * 保育基礎演習	2 2 2 2	* 教育課程論Ⅰ * 発達心理学Ⅰ * 保育者論 * 子ども家庭福祉	2 2 2 2	社会的養護Ⅰ * 社会福祉	2 2	教育の方法と技術 * 教育課程論Ⅱ * 教育心理学	2 2 2	特別支援教育論 教育経営論	2 2	教育相談	2					32
	展開科目 各教科	子どもと健康 子どもと音楽表現	1 1	子どもと造形表現	1	子どもと人間関係 子どもと環境 子どもと言葉	1 1 1											6
	展開科目 各教科指導法																	0
	展開科目 保育	基礎ピアノⅠ 保育内容指導法（健康） 保育内容指導法（子どもの文化）	1 1 2	基礎ピアノⅡ 保育内容指導法（表現A） 保育内容指導法（表現B） 保育内容指導法（表現C）	1 1 1 2	音楽表現Ⅰ 子どもの保健 保育内容指導法（環境） 乳児保育Ⅰ 保育内容指導法（人間関係） 保育内容指導法（言葉） 発達心理学Ⅱ	1 2 1 2 1 1 2	子どもの健康と安全 障がい児保育 乳児保育Ⅱ	2 2 2	精神保健 子ども家庭支援の心理学 社会的養護Ⅱ	2 2 2	子どもの食と栄養 保育内容総論 子育て支援	2 2 2	子ども家庭支援論	2			39
	実践演習・総合演習・実習科目	← 事前・事後指導（幼稚園） →		教育実習Ⅰ（幼稚園）	1	← 保育実習指導Ⅰ →			2	← 事前・事後指導（幼稚園） →	1					教職実践演習（幼・小）	2	18
						保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb	2 2			教育実習Ⅱ（幼稚園）	3	← 保育実習指導Ⅱ →	1					
												保育実習Ⅱ 保育実践演習	2 2					
	特別演習・卒業研究									← * 子ども教育特別演習Ⅰ →	2	* 子ども教育特別演習Ⅱ	2	* 子ども教育特別演習Ⅲ	2			10
												← * 卒業研究 →			4			
	関連科目									絵本・児童文学論	2	子どもの発達臨床	2	子どもの映像文化 地域福祉学演習 子どもと食育	2 2 2	保育とソーシャルワーク	2	12
	102単位以上	29				35				32				21				117
総計 128単位以上		46				43				34				21				144

（注1）表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
（注2）上記は、子ども教育学科の履修制限単位数（26単位）を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

履修モデル2

幼稚園、小学校の初等教育教員を目指す者
(幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状)

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2			仏教の思想	2											4
	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2			哲学の世界観	2	美術の世界	2									6
	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	スポーツと健康	2	生活と環境B	2	生活と環境D	2									7
	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa フランス語a	1 1	* 英語Ⅰb フランス語b	1 1													4
	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2															2
	26単位以上	17				10				0				0				27
学科専門科目	基幹科目	* 教職論 * 教育原理 * 保育原理Ⅰ * 保育基礎演習	2 2 2 2	* 教育課程論Ⅰ * 発達心理学Ⅰ * 保育者論 * 子ども家庭福祉	2 2 2 2	社会的養護Ⅰ * 社会福祉	2 2	教育の方法と技術 * 教育課程論Ⅱ * 教育心理学	2 2 2	特別支援教育論 教育経営論 道徳教育の理論と方法 生徒・進路指導論	2 2 2 2	教育相談	2	特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2			38
	展開科目 各教科・領域	子どもと音楽表現 子どもと健康	1 1	国語 子どもと造形表現	2 1	算数 体育Ⅰ 図画工作Ⅰ 子どもと環境 子どもと人間関係 子どもと言葉	2 2 2 1 1 1	社会 理科 音楽Ⅰ	2 2 2	家庭 英語	2 2					図画工作Ⅱ	2	26
	展開科目 各教科指導法							理科教育法 算数科教育法	2 2	音楽科教育法 図画工作科教育法 体育科教育法	2 2 2	国語科教育法 社会科教育法 生活科教育法 家庭科教育法 英語科教育法	2 2 2 2 2					20
	展開科目 保育	保育内容指導法(健康) 保育内容指導法(子どもの文化)	1 2	保育内容指導法(表現A) 保育内容指導法(表現B) 保育内容指導法(表現C)	1 1 2	保育内容指導法(環境) 保育内容指導法(人間関係) 保育内容指導法(言葉)	1 1 1	子どもの健康と安全	2			保育内容総論	2					14
	実践演習・総合演習・実習科目	← 事前・事後指導(幼稚園) →		教育実習Ⅰ(幼稚園)	1					← 事前・事後指導(幼稚園) →	1							12
										教育実習Ⅱ(幼稚園)	3	← 事前・事後指導(小学校) →		教育実習(小学校)	4	教職実践演習(幼・小)	1 2	
	特別演習・卒業研究									← * 子ども教育特別演習Ⅰ →	2	* 子ども教育特別演習Ⅱ	2	* 子ども教育特別演習Ⅲ	2			10
												← * 卒業研究 →					4	
	関連科目									絵本・児童文学論	2	子どもの発達臨床(小一種免を除く) 子どもと英語教育	2 2	子どもと食育	2			8
	102単位以上	29				34				44				21				128
総計 128単位以上		46				44				44				21				155

(注1)表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
(注2)上記は、子ども教育学科の履修制限単位数(26単位)を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

履修モデル3

児童館、地域の子育て支援機関での活動を目指す者
（保育士資格、児童厚生員の資格）

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2															2
学部共通科目	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2					美術の世界	2	音楽の世界	2							6
学部共通科目	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	生活と環境A スポーツと健康	2 2	生活と環境B	2	生活と環境D	2									9
学部共通科目	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa ドイツ語a	1 1	* 英語Ⅰb ドイツ語b	1 1													4
学部共通科目	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
学部共通科目	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2															2
26単位以上		19				6				2				0				27
学科専門科目	基幹科目	* 教職論 * 教育原理 * 保育原理Ⅰ * 保育基礎演習	2 2 2 2	* 教育課程論Ⅰ * 発達心理学Ⅰ * 保育者論 * 子ども家庭福祉	2 2 2 2	社会的養護Ⅰ *社会福祉	2 2	* 教育心理学 * 教育課程論Ⅱ	2 2									24
学科専門科目	展開科目 各教科・領域	子どもと音楽表現 子どもと健康	1 1	子どもと造形表現	1	子どもと環境 子どもと人間関係 子どもと言葉	1 1 1											6
学科専門科目	展開科目 各教科指導法																	0
学科専門科目	展開科目 保育	基礎ピアノⅠ 保育内容指導法(健康) 保育内容指導法(子どもの文化)	1 1 2	基礎ピアノⅡ 保育内容指導法(表現A) 保育内容指導法(表現B) 保育内容指導法(表現C)	1 1 1 2	音楽表現Ⅰ 子どもの保健 乳児保育Ⅰ 保育内容指導法(環境) 保育内容指導法(人間関係) 保育内容指導法(言葉) 発達心理学Ⅱ	1 2 2 1 1 1 2	音楽表現Ⅱ 子どもの健康と安全 乳児保育Ⅱ 障がい児保育	1 2 2 2	精神保健 子ども家庭支援の心理学 社会的養護Ⅱ	2 2 2	子どもの食と栄養 保育内容総論 子育て支援	2 2 2	子ども家庭支援論	2			40
学科専門科目	実践演習・総合演習・実習科目					←保育実習指導Ⅰ→ 保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb ←フィールドワーク演習→	2 2 2 2					保育実践演習 保育実習Ⅲ ←保育実習指導Ⅲ→	2 2 1					13
学科専門科目	特別演習・卒業研究									←* 子ども教育特別演習Ⅰ→	2	* 子ども教育特別演習Ⅱ ←* 卒業研究→	2 4	* 子ども教育特別演習Ⅲ	2			10
学科専門科目	関連科目									絵本・児童文学論	2			地域福祉学演習 子どもと食育	2 2	保育とソーシャルワーク	2	8
学科専門科目	特設科目									児童館活動内容a	2	児童館論	2	児童館活動内容b 児童館実習	2 2			8
102単位以上		28				36				24				21				109
総計 128単位以上		47				42				26				21				136

(注1)表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
(注2)上記は、子ども教育学科の履修制限単位数(26単位)を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

履修モデル4

保育士および幼稚園、小学校の初等教育教員を目指す者
（保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状）

区分		1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計
学部共通科目	全学共通科目 2単位以上	* 仏教の人間観	2	人間と宗教	2													4
学部共通科目	人間学関連科目 4単位以上	日本国憲法	2					文学の世界	2	音楽の世界	2							6
学部共通科目	環境・健康生活科目 4単位以上	スポーツA	1	生活と環境A スポーツと健康	2 2	生活と環境B	2											7
学部共通科目	外国語科目 4単位以上	* 英語Ⅰa	1	英語Ⅰb	1	英語Ⅱa	1	英語Ⅱb	1									4
学部共通科目	情報科目 2単位以上	* 情報基礎Ⅰ	2	情報基礎Ⅱ	2													4
学部共通科目	修学基礎・キャリア形成科目 2単位以上	* 基礎演習	2															2
学部共通科目	26単位以上	19				6				2				0				27
学科専門科目	基幹科目	* 教職論 * 教育原理 * 保育原理Ⅰ * 保育基礎演習	2 2 2 2	* 教育課程論Ⅰ * 発達心理学Ⅰ * 保育者論 * 子ども家庭福祉	2 2 2 2	社会的養護Ⅰ * 社会福祉	2 2	教育の方法と技術 * 教育課程論Ⅱ * 教育心理学	2 2 2	特別支援教育論 教育経営論 道徳教育の理論と方法 生徒・進路指導論	2 2 2 2	教育相談	2	特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2			38
学科専門科目	展開科目 各教科・領域	子どもと音楽表現 子どもと健康	1 1	国語 子どもと造形表現	2 1	算数 子どもと環境 子どもと人間関係 子どもと言葉	2 1 1 1	社会 理科	2 2	英語	2							16
学科専門科目	展開科目 各教科指導法							理科教育法 算数科教育法	2 2	音楽科教育法 図画工作科教育法 体育科教育法	2 2 2	国語科教育法 社会科教育法 生活科教育法 家庭科教育法 英語科教育法	2 2 2 2 2					20
学科専門科目	展開科目 保育	基礎ピアノⅠ 保育内容指導法(健康) 保育内容指導法(子どもの文化)	1 1 2	基礎ピアノⅡ 保育内容指導法(表現A) 保育内容指導法(表現B) 保育内容指導法(表現C)	1 1 1 2	子どもの保健 乳児保育Ⅰ 保育内容指導法(環境) 保育内容指導法(人間関係) 保育内容指導法(言葉) 発達心理学Ⅱ	2 2 1 1 1 2	子どもの健康と安全 障がい児保育 乳児保育Ⅱ	2 2 2	精神保健 子ども家庭支援の心理学 社会的養護Ⅱ	2 2 2	子どもの食と栄養 保育内容総論 子育て支援	2 2 2	子ども家庭支援論	2			38
学科専門科目	実践演習・総合演習・実習科目	← 事前・事後指導(幼稚園) →		教育実習Ⅰ(幼稚園)	1	← 保育実習指導1 →	2			← 事前・事後指導(幼稚園) →	1			← 事前・事後指導(小学校) →	1			23
										教育実習Ⅱ(幼稚園)	3			教育実習(小学校)	4	教職実践演習(幼・小)	2	
						保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb	2 2			← 保育実習指導Ⅱ →		保育実習Ⅱ 保育実践演習	2 2		1			
学科専門科目	特別演習・卒業研究									← * 子ども教育特別演習Ⅰ →	2			* 子ども教育特別演習Ⅱ	2	* 子ども教育特別演習Ⅲ	2	10
														← * 卒業研究 →			4	
学科専門科目	関連科目									絵本・児童文学論	2	子どもの発達臨床 子どもと英語教育	2 2	地域福祉学演習 子どもの映像文化 子どもと食育	2 2 2	保育とソーシャルワーク	2	14
学科専門科目	102単位以上	31				44				56				28				159
総計 128単位以上		50				50				58				28				186

（注1）表中、*は必修、科目名の後ろの数字は単位数を表す
（注2）上記は、子ども教育学科の履修制限単位数（26単位）を超えない履修モデルとなっています。履修制限単位数については、P18「2. 履修登録単位数の上限」を参照のこと。

II 学生生活の手引き

学生の皆さんの学習や生活が、より充実したものになるよう、本学ではさまざまなサポート体制を整えています。一人一人が仁愛大学の学生であるという自覚と誇りを持って学生生活を過ごしてください。

1 学生生活

1 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。学生証は紛失・破損などがないように注意して取り扱ってください。また、他人に貸与、譲渡することはできません。なお、定期試験の受験や図書館を利用する場合などには必要となるので、常に携行するとともに、次のことに注意してください。

①学生証の有効期限・返却の義務
学生証は入学時に交付します。有効期限は発行から４年間です。また、卒業、退学、除籍したときは学務課に返還する義務があります。

②再交付手続き
学生証を紛失した場合や破損した場合は、すみやかに学務課に届け出て、学生証再交付の手続きをしてください。再交付には手数料3,000円が必要となります。

③仮学生証
試験には学生証を必ず持参し、机上に提示しなければ受験できません。もし、学生証を忘れた場合には、試験当日のみ有効の仮学生証を学務課で発行します。

2 学籍番号

学籍番号は７桁の数字で構成されていて、学籍を離れるまで変更されません。履修登録や学業成績などはこの番号で処理され、在学中提出する書類はすべて学籍番号の記入が必要となるので、正確に覚えてください。

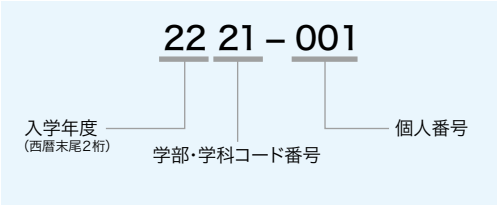

3 教室番号

授業等で使用する教室や研究室の番号は右のような意味を持っています。
各研究室などの位置については巻末のキャンパス案内図を参照してください。

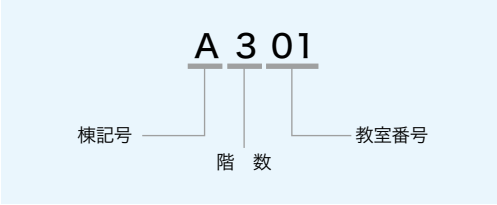

4 事務の窓口

学生支援センターおよび事務局は、学生の皆さんの大学での生活全般にわたる支援や諸手続きを担当するところで、主に次のような業務を取り扱っています。これらの事項に関して相談や質問があるときは、気軽に訪ねてください。

窓口		主な取扱業務	取扱時間
学生支援センター B104	学務課	履修登録、成績、時間割に関する事項など 課外活動、奨学金、下宿紹介など	8:30～17:00 ※土曜は8:30～12:00
入学・広報センター B103		広報、入学試験に関すること	
キャリア支援センター B102		キャリア教育、就職・進路支援に関する事項など	
事務局 A101	総務課	大学施設全般にわたること	
	経理課	授業料等の納入、物品の借用など	

5 各種証明書

本学で発行する主な証明書は以下のとおりです。証明書発行に手数料が必要な場合は、学生支援センターに設置されている自動券売機で手数料分の証紙を購入し、各申請書に貼付してください。

証明書の種類	手数料	担当課	発行日	備　　考
学割（JR）	無料	学　務　課	翌日午後	100km以上利用の場合に乗車運賃が2割引となります
通学証明書	無料			定期券購入に必要な場合があります（交通機関による）
在学証明書	300円		翌日午後	英文の場合は発行に1週間程度かかります 学業成績証明書（英文）1,000円 その他証明書（英文）　300円
学業成績証明書	300円			
卒業見込証明書	300円			
卒業証明書	300円			
管理栄養士国家試験受験資格取得見込証明書	300円			
栄養士免許証取得見込証明書	300円			
管理栄養士課程履修証明書	300円			
栄養士課程履修証明書	300円			
食品衛生管理及び食品衛生監視員学科目修得証明書	300円			
教育職員免許状取得見込証明書	300円			
保育士資格取得見込証明書	300円			
児童厚生一級指導員資格取得見込証明書	300円			
健康診断証明書	300円	保健管理室	翌日午後	健康診断を受診していない場合は発行できません

6 学生への連絡

学生への連絡は、原則として全て所定の掲示板で行います。連絡事項は１週間掲示し、それによって周知されたものとみなしますので、毎日必ず掲示板（Ｂ号館１階）を見るようにしてください。

7 紛失・拾得

学内において物品を紛失、拾得した場合には、学務課に届出てください。なお、拾得物（忘れ物）については、１ヶ月程度保管した後、引き取られなかった物については処分します。

8 喫煙場所

受動喫煙による健康被害の防止のため、C号館食堂裏側の喫煙室以外での喫煙は禁止します。また、火災予防のため確実に火を消し、環境美化のため喫煙室にある灰皿以外に吸殻を捨てないように注意してください。

9 渡航時の届出

個人的に留学、旅行等で渡航する場合には、渡航１週間前までに「海外渡航届」を学務課に届出てください。ただし、本学が実施する語学研修等で本学が事前に把握している渡航については届出は不要です。

10 個人に関する変更事項の届出

在学中に氏名、本籍、現住所、帰省先、保証人などに変更が生じたときは、すみやかにその旨を学務課に報告して必要な手続きをとってください。

2 通　学

1 開門・閉門時刻

正門の開門・閉門時刻は以下のとおりです。

	平　日	土　曜	日曜・祝日
開　門	7:30	7:30	8:30
閉　門	21:30	21:30	17:00

2 シャトルバス

本学では、学生の通学に便宜をはかるために、JR武生駅と大学とを結ぶシャトルバスを運行しています。運行ダイヤは授業時間などを考慮して決められています。発着時間・停車場所などの詳細については掲示で連絡します。

3 自家用車（バイクを含む）通学

本学では、自家用車（バイクを含む）を利用して通学する学生のために、学生駐車場を設けています。学生駐車場の使用希望者は、「学内駐車場使用許可願」を学務課に提出して、「駐車場パスカード」の交付（１年更新）を受けなければなりません。駐車場に余裕のある場合に限り、審査のうえ駐車を許可します。なお、学生駐車場以外の場所に駐車した車両に対しては、厳重に処分を行います。学内駐車場における事故について、大学は一切の責任を負いません。万一本学構内で他の車にぶつかったり、ゲートバーを破損したりした場合は放置せず、必ず大学に届け出たうえ、自己の責任で処理してください。

《学内駐車場使用許可基準》

学生駐車場の使用については、原則次の各号に掲げる事項の全てを満たす学生に許可する。

○運転免許証を取得していること
○使用する車両が任意保険に加入していること
○学内駐車場維持協力金（年額10,000円）を納入すること
○本学で実施する「安全運転講習会」を受講すること

3 サポート体制

1 指導教員制

学生の修学を効果的に行うために、学部ごとに、指導教員制が設けられています。学部の専任教員が学生のみなさんの様々な悩みに対してアドバイスを行い、交流を通してキャンパスライフをより充実したものにするための制度です。
１年次に開講する大学教育導入ゼミ「基礎演習」の担当教員を、指導教員として位置づけ、原則として2年間継続して助言や支援を行います。また、3年次からは、卒業研究などの関連科目の「特別演習(ゼミ)」の研究室の教員が、指導教員として助言・支援にあたります。

指導教員は、次のような支援を行います。
○学生の円滑な修学および学生生活についての助言・支援
○教育活動、学生生活に関する学生からの要望についての助言・支援
○学生の進路選択に関する相談についての助言・支援
○その他学生からの相談についての助言・支援

2 オフィスアワー

授業担当教員が、週１回あらかじめ設定された時間帯に研究室に待機し、受講生からの授業内容や予習・復習に関する質問を受けやすくするための制度です。
各学科に所属する専任教員のオフィスアワー設置時間一覧表は、大学教育情報システムのトップページ〔大学からのお知らせ〕欄にて確認できます。
なお、非常勤の教員については、授業の前後を活用してください。

3 保健管理室

充実した学生生活を送るために、日ごろから自己管理を行い健康を維持するように努めてください。保健管理室では、学生の健康管理のため、定期健康診断を実施するほか、健康相談、応急処置などを行っています。また、集団生活による感染症の予防・拡大防止を徹底するため、入学時に「感染症罹患歴・予防接種歴等調査票」を提出してください。なお、障害者手帳をお持ちの人や持病のある人は、特に支援が必要でない場合も保健管理室までご連絡願います。

①定期健康診断
学校保健安全法に基づき、毎年４月に定期健康診断を全学生対象に実施しますので、必ず受診してください。健康診断の結果は全員に通知します。「異常がある」と認められた場合は直ちに本人に通知して精密検査を受けるよう指示し、必要に応じて保健指導を行います。万一、健康診断を当日受診できない場合は、指定された病院等で４月末日までに受け、その結果を保健管理室に提出してください。なお、定期健康診断を受けなかった学生に対しては、健康診断証明書（就職活動・施設実習用など）の発行ができませんので注意してください。

《健康診断項目》
●保健調査　●身体計測（身長、体重、体脂肪率、体格指数）●血圧測定　●内科診察
●胸部Ｘ線撮影　●尿検査（蛋白、糖）
●血液検査（貧血・脂質検査）は１年生、編入生、４年生に実施

②健康相談・応急処置
学生が健康を維持増進できるよう必要な知識を提供し、個人の身体的な問題について相談に応じています。また、学内において体調がすぐれないときや、怪我をしたときは応急処置をします。症状によっては学外の医療機関の紹介もします。ただし、学外の医療機関で診察を受けた場合の費用は自己負担となります。下宿している学生は、

急病時に備えて「健康保険証被保険者証」を取得し所持していてください。
近隣の救急指定医療機関の位置については巻末のエリアマップを参照してください。

③感染症罹患歴・予防接種歴等調査
学校等の集団生活で流行しやすい感染症（麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎）の「罹患歴・予防接種歴等調査票」を入学ガイダンス時に提出願います。必要に応じて、予防接種や抗体価検査の実施をお勧めします。

④「学生教育研究災害傷害保険」・「学研災付帯賠償責任保険」
本学は、学生が教育研究活動中（正課、学校行事、課外活動、通学中）に、不慮の事故に遭遇し自己に傷害を被った場合にその被害を救済することを目的とした「学生教育研究災害傷害保険」と、他人に怪我をさせたり、他人の財物を破壊させたりしたことによる損害賠償に対する「学研災付帯賠償責任保険」の賛助会員大学となっています。大学において安心して教育研究活動ができるよう、入学手続き時に学生全員が両保険に加入していますので、入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険のしおり」と「学研災付帯賠償責任保険のしおり」を熟読理解のうえ、通院・入院を必要とする傷害などが発生した場合には、日時、場所、事故の状況、傷害の程度等についてすみやかに保健管理室に届け出てください。（治療日数等の条件は下表参照）

保険の種類	保険料（4年分）
学生教育研究災害傷害保険	3,370円
学研災付帯賠償責任保険	1,360円

学生教育研究災害傷害保険の担保範囲、医療保険金等

担保範囲	医療保険金	入院加算金	死亡保険金 （後遺障害保険金）
正課中、学校行事中	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円	2,000万円 （120万円～3,000万円）
課外活動（クラブ活動）中を除き、学校施設内にいる間	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円	1,000万円 （60万円～1,500万円）
学校施設内外で大学に届出た課外活動（クラブ活動）中	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円	1,000万円 （60万円～1,500万円）
通学中	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円	1,000万円 （60万円～1,500万円）
学校施設等 相互間の移動中	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円	1,000万円 （60万円～1,500万円）
臨床実習中の接触感染	1事故につき1万5千円	―	―

4 学生相談室

大学生活を送るにあたって、友人関係、生活全般、進路、性格などについて様々な問題に直面し、悩むこともあるかと思います。そのため本学では学生相談室を開設し、相談員による相談やカウンセリングを行っています。相談員には、教員とカウンセラーを配置して、学生が自分なりの一歩を踏み出せるようきめ細かいサポートを行っています。
カウンセラーは、週５日Ｂ号館１階の学生相談室において相談やカウンセリングを行っています。また各教員は相談者と相談のうえ、面談日を決めています。個人のプライバシーは厳守されますので気楽に相談してください。

開室日時：原則として週５日開室。詳細は掲示にて連絡します。
場　　所：学生相談室（Ｂ号館１階）相談やカウンセリングを行っています。

5 修学支援

本学では、より充実した学生生活を送っていただくため、修学上に必要な支援を推進しております。
疾病・負傷や心身の障害等のために、医療機関より診断を受けている方、修学に際して特別な配慮を希望される場合は、学生支援センターまたは指導教員、保健管理室や学生相談室までご相談ください。
具体的な支援内容等につきましては、事前相談が必要となります。
（なお、依頼の内容によっては対応できない場合もありますのでご了承下さい。）

6 奨学金

①仁愛大学世灯奨学金（学業奨学金）
世灯奨学金制度は、学業奨励および学生の学習意欲の向上を目的として、在学中の学業成績が特に優れた者に対して奨学金が給付される制度です。毎年4月の指定時期に3年生を対象に募集・選考のうえ、奨学金として25万円を支給します。なお、特待生については申請ができません。

②仁愛大学課外活動等奨学金
課外活動等奨学金制度は、学生生活における学業以外の諸活動の奨励を目的として、体育系および文化系の課外活動の公式大会における上位入賞者（個人および団体）、ボランティア等の社会奉仕活動や特色ある個人活動を展開している場合に奨学金を支給する制度です。

③仁愛大学応急奨学金
応急奨学金制度は、学生の家庭における主たる学資負担者の死亡・疾病や火災などの災害により、家計が急変し、著しく修学が困難となった場合に奨学金が給付される制度です。奨学金の金額は申請のあった学期の授業料および教育充実費の2分の1の額です。この奨学金の支給に該当する事項が発生したものは、すみやかに学務課に問い合わせください。

④日本学生支援機構奨学金
人物・学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難な学生は、審査のうえ独立行政法人日本学生支援機構から学資となる奨学金の貸与を受けることができます。

希望者は、入学後のガイダンス期間に実施する説明会に出席してください。また、家計に急変（主たる家計支持者の失職、病気、死亡など）があり、年度途中で新たに奨学金を希望する者は、すみやかに学務課に問い合わせてください。

種　類	貸　与　月　額	備　考
第一種（無利子）	自　宅　2万円～4万円・5.4万円 自宅外　2万円～5万円・6.4万円　（貸与金額は選択）	
第二種（有利子）	2万円～12万円（1万円単位）から選択	在学中は利息はつきません。

※給付型奨学金については、学生支援センター 学務課までお訊ねください。

⑤その他の奨学金

都道府県などの地方公共団体等による奨学金制度があります。これらの団体から本学に奨学生の推薦依頼があった場合には、その都度掲示によって通知します。なお、地方公共団体等の奨学金制度は、本学に推薦依頼があるとは限らないので、希望者は出身地の都道府県、市町村等に各自問い合わせてください。

7 アルバイトの紹介

学生の皆さんにとって最も大切なことは学業ですから、アルバイトについては、学業や学生生活に支障のない範囲で行うことはもちろん、健康や安全を十分に考えて、無理なく就労できる職種を選んでください。また、就労先の信用を落とすことのないよう本学学生として誠実に責任を果たしてください。なお、本学に求人のあったアルバイトについては掲示をするので、求人先と就労条件などを確認のうえ、各自で直接申し込んでください。

8 学生食堂・売店

学生食堂には各種自動販売機が設置されているので、営業時間外でも自由に利用してください。なお、休息、グループ談話等のため、Ｅ号館１階およびＧ号館２階に学生ホール、世灯館１階に多目的ホールがあります。

施　設	場　所	営　業　時　間
学生食堂	C号館1階	11:30～14:00
売　店	C号館1階	8:30～17:00

9 スポーツ施設の利用

本学には次のようなスポーツ施設があります。授業やサークル活動以外でも、親睦や体力維持を目的として個人またはグループで利用することができます。希望者は、事前に学務課に届け出て許可を受けてください。

施　設　名	使用できる用具・設備等
体育館	バスケットボール、バレーボール、卓球台など
グラウンド	陸上、サッカー、ソフトボール、軟式野球など
テニスコート	テニスラケット
シャワー室（体育館内）	ロッカー

10 下宿の紹介

学務課では、自宅からの通学が困難な学生に対して、指定マンションまたは市内の不動産業者の紹介を行います。入居生活にあたっては、規則を守るとともに、家庭ゴミの分類別搬出や騒音防止など、他の入居者、周辺の住民に迷惑をかけることのないよう十分注意してください。なお、転居した場合は、すみやかに新住所を学務課に届け出てください。

4 就　職

本学では、卒業生の一人一人が職業を通して豊かな自己実現をめざし、より確かな社会的自立が可能となるよう、学生の皆さんの就職支援に力を注いでいます。就職先の開拓・斡旋、情報の収集・提供など就職に関する業務については、全学的規模で組織されたキャリア支援センター運営委員会と専門スタッフからなるキャリア支援センターが担当します。

1 キャリア支援センター運営委員会

キャリア支援センター運営委員会とは、学生の就職支援・斡旋のために全学的規模で組織された常設の運営委員会で、長期展望に立って、就職支援のための支援プログラム、課外指導等の企画・立案および必要な就職対策について、研究・検討します。また、就職対策講座など、就職上必要な事項の指導助言とともに、積極的に就職開拓を行うなど、全学をあげて就職問題の解決に取り組み、支援する実践的な機関です。

2 キャリア支援センター

本学は、就職活動を支援するための専門スタッフを配置したキャリア支援センターを設置しています。キャリア支援センターでは、積極的な就職先の開拓および情報の収集を図るとともに、1年次から４年次までの計画的なキャリア支援プログラムに従って、キャリアガイダンスを行っています。また資格取得支援のための各種講座も開催しています。3年次には、より実践的な就業体験としてインターンシップを実施し、皆さんの就職に対する意識の高揚を図っています。また徹底した個別進路相談を通して、就職活動を円滑に進めるための支援も行っています。
キャリア支援センターには、企業や各種団体の情報や求人資料をはじめ、企業説明会の開催情報、公務員など各種試験の参考書や就職活動のための情報誌、先輩たちの活動を記した就職活動報告書もファイルされています。就職活動における情報収集の場として積極的に利用してください。なお、進路や就職に関する個別相談については、キャリア支援センターにて随時受け付けしています。気軽に利用してください。

〈キャリア支援センター〉
・企業パンフレット
・就職活動対策本
・資格、公務員試験対策本など
その他多くの情報を収集できます。
※就職に関する書籍は学年を問わず
　随時貸出を行っています。

〈個別指導〉
進路や就職に関する個別相談をはじめ、実際の受験に際して、個別にきめ細かな指導を行い、自己実現をサポートします。

3 キャリア支援プログラム

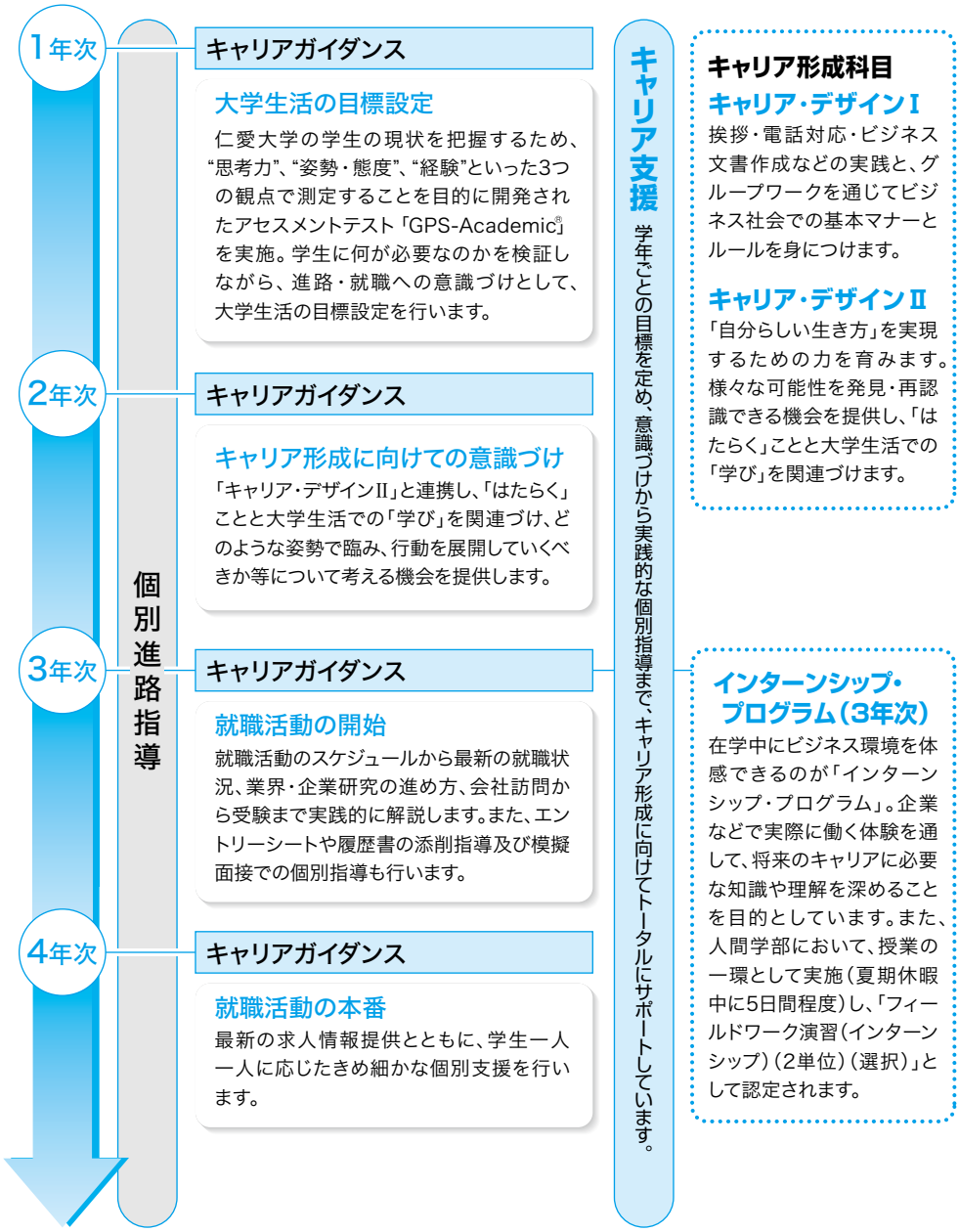

キャリア支援プログラムは4年間を通して、各学年に合わせたプログラムを展開しています。1、2年生ではキャリア科目「キャリア・デザインⅠ」・「キャリア・デザインⅡ」において、社会における基本マナーやルールを身につけるとともに、社会の中での役割を果たしながら、「自分らしい生き方」を実現するための力を育みます。また、3年生では年間約20回の「キャリアガイダンス」を実施し、就職活動本番に向けての徹底した準備を行います。
就職活動準備にあたっては下記の注意事項を参考にしてください。

＜就職活動準備にあたっての注意事項＞

①キャリア支援センター掲示板は、登学時確認しましょう。
②キャリア支援センターが行う、キャリアガイダンス、講座等は必ず出席し、情報や知識の収集に努めてください。
③キャリア支援センターで個別の相談を申込む際は、カウンターに申し出てください。
④提出書類の期限、相談日時等約束した日時は厳守してください。

4 キャリア支援センターホームページの利用について

キャリア支援センターホームページの利用については、本学ホームページから「在学生の方」を選択のうえ、「キャリア支援センター」をクリックしてください。

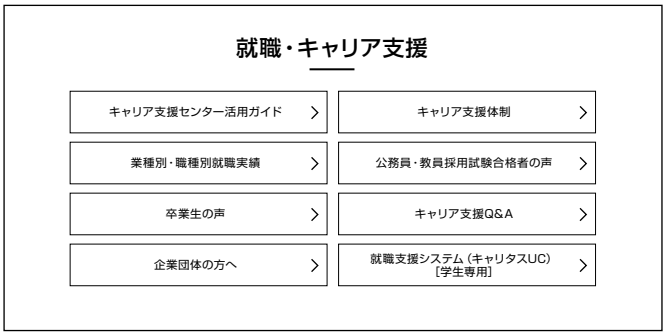

①「キャリア支援センター活用ガイド」に個別相談の受付時間やフロアマップなど詳しく掲載しています。
②「就職支援システム（仁愛大学キャリタスUC）」は、3年生から利用できます。
インターンシップ情報の検索、ガイダンスの申込、履歴書添削や面接練習の予約など、幅広く利用することができます。また、3年次の3月からは、システムを通して求人票を公開します。（利用方法の詳細は、3年生キャリアガイダンスでお知らせします）

2. 就職支援システムログイン画面

5 学納金の納入

1 学納金の納付

授業料、教育充実費は、預金口座からの自動引落で納付いただきます。納付が遅れると除籍になる場合があるので、期限を守って準備するよう注意してください。

人 間 学 部（心理学科・コミュニケーション学科）

区分		1年次	2年次	3年次	4年次
年額	授業料	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
	教育充実費	160,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	学納金計	**860,000円**	**1,110,000円**	**1,110,000円**	**1,110,000円**
学納金前期分		430,000円	550,000円	550,000円	550,000円
学納金後期分		430,000円	550,000円	550,000円	550,000円

人間生活学部（健康栄養学科）

区分		1年次	2年次	3年次	4年次
年額	授業料	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
	教育充実費	160,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	学納金計	**960,000円**	**1,210,000円**	**1,210,000円**	**1,210,000円**
学納金前期分		480,000円	605,000円	605,000円	605,000円
学納金後期分		480,000円	605,000円	605,000円	605,000円

人間生活学部（子ども教育学科）

区分		1年次	2年次	3年次	4年次
年額	授業料	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
	教育充実費	160,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	実験実習費	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	学納金計	**880,000円**	**1,130,000円**	**1,130,000円**	**1,130,000円**
学納金前期分		450,000円	575,000円	575,000円	575,000円
学納金後期分		430,000円	555,000円	555,000円	555,000円

※上記以外に、後援会費・学友会費・同窓会費などを委託徴収します。
※高等教育の修学支援新制度にともなう減免対象者の授業料等の取扱いについては、事務局経理課までお訊ねください。

2 学納金の納入期限

学納金前期分　　当該年度の４月の指定日まで
学納金後期分　　当該年度の10月の指定日まで

3 その他の諸経費

実験、実習など授業科目の内容によって、特別に必要となる経費を徴収する場合があります。

4 未納者

学納金、その他納入すべき諸経費を未納の者は、学内の定期試験を受験できないので注意してください。

6 課外活動

学生が課外活動団体（部、同好会）を設立して活動を行うためには、学務課で次の手続きを行う必要があります。各種申請書類は学務課で受付・交付しています。

項　目	手　続　き
団体の設立	新しく団体を設立しようとする場合は、本学の専任の教授、准教授、講師の中から顧問を定め、「団体設立許可願」を提出し許可を受けること。
活動内容の変更等	「団体設立許可願」に記載した事項を変更しようとするときは、「団体変更届」を提出すること。
団体の継続	許可された団体を継続していくためには、毎年指定された日までに「団体活動状況報告書」を提出すること。
学外指導者の招聘	学外から監督、コーチなどの課外活動指導者を招聘しようとするときは、「学外指導者招聘許可願」を提出し、許可を受けること。
部室、体育館等の使用	課外活動のため部室、体育館等を長期間使用する場合には、「長期施設使用許可願」を提出し許可を受けること。許可の有効期間は１年または半期なので毎年指定された日までに「許可願」を提出し、許可を受けること。
学外団体への加入・脱退	学内団体が、学外団体に加入しようとするときは「学外団体加入願」を、脱退したときは「学外団体脱退届」をそれぞれ提出すること。
団体の解散	団体を解散したときは、すみやかに「団体解散届」を提出すること。

＜学友会（世灯会）＞

学友会は会員相互の自治協力により健全で民主的な学生生活を築くことを目的として組織されたものです。入学と同時に学生全員が入会して学友会の構成員となります。学友会費（入会費：３千円、年度会費：１万円）は大学が代理徴収して学友会の健全な発展・育成のために努めています。学友会の組織は、執行部会、運営委員会、監査委員会、選挙管理委員会、サークル、特別委員会から構成されています。学生総会は学友会の最高議決機関です。

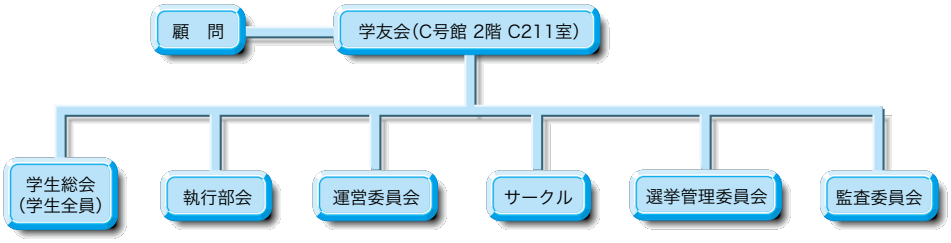

＜サークル＞

サークルは部と同好会があり、それぞれ文化部会と体育部会にわかれます。

	部	同　好　会
文化部会	軽音・茶道・すまいる工房・吹奏楽 (4団体)	創作研究・Cooking・BBS・アナウンス・JMGE(仁愛モダンゲーミングエンターテイメント)・Jin-ai English Club(JEC)・芸術文学 (7団体)
体育部会	男子バレーボール・女子バレーボール・弓道・軟式野球・ダンス・バドミントン・陸上・よさこい我楽・男女ハンドボール・サッカー (10団体)	女子バスケットボール・男子バスケットボール・卓球・アウトドア・ホッケー・テニス (6団体)

そ　の　他
J's Cafe　（自主活動1団体）

＜大学祭（世灯祭）＞
　大学祭は学生自らの手で企画運営されるもので、日頃の学友会活動や学術・文化・体育活動などの課外活動の成果を発表し、学生相互やサークル相互はもちろんのこと、地域社会の人々と交流する全学的行事です。

＜世灯館＞
　世灯館は学生の課外活動を支援するための施設で、サークル活動の拠点として利用されるものです。通常、開館時間は平日が7：30〜20：00、土曜日が7：30〜18：00、日・祝が9：00〜16：30です（状況により変更あり）。利用の詳細については、「世灯館部室利用規程」を参照してください。

＜学内外での活動や学内施設を利用する場合＞
課外活動で学内外での活動や、世灯館または体育館等の学内施設を利用する際は、本学の対応レベルにより、「仁愛大学のサークル活動における新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」に従って活動してください。また、試合、発表、交流などの対外的な活動や、本学以外の団体等との共同活動については、2週間前までに「学外活動許可願（新型コロナウイルス感染症予防対応様式）」を申請し、許可を受けた上で活動してください。

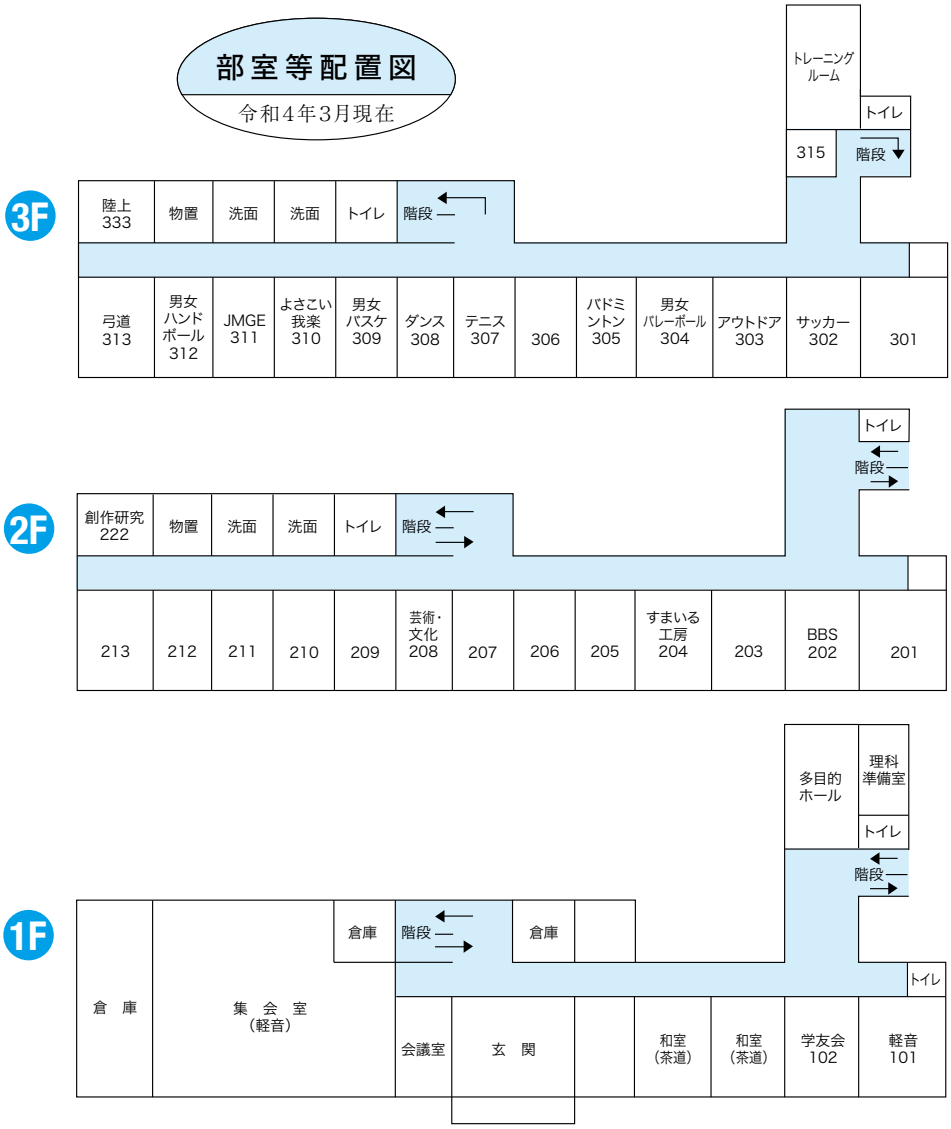

7 各種提出書類一覧

1 履修に関する書類等

提出書類	取扱窓口	摘　　要
他学科専門科目履修願	学 務 課	他学科の専門科目のうち、自由選択科目として履修できる授業科目以外の他学科専門科目については、当該授業科目の担当教員の承諾を得た上で、教務課に提出すること。 ただし、この場合の修得した単位は、卒業要件となる単位には算入されない。
既修得単位認定願	学 務 課	入学前に他の大学や短期大学で履修した授業科目の単位を本学の授業科目の単位として認定されることを希望する者、本学に学部生として入学する前に本学の科目等履修生として修得した単位を入学後に修得した単位として認定されることを希望する者は、指定された期間内に本書類を教務課に提出しなければならない。
追試験願	学 務 課	疾病その他やむを得ない事情で試験を受験できない者が対象。疾病、負傷の場合は医師の診断書が必要。
欠席届	学 務 課	疾病その他やむを得ない事情で1週間以上修学できない者は、この届を提出すること。疾病、負傷の場合は医師の診断書が必要。欠席する前日まで（やむを得ない事情がある場合は事後3日以内）に提出すること。
公認欠席願	学 務 課	学外の公式行事などに参加して授業を欠席する場合などに、この願書を提出して承認されることにより、出席の扱いを受けることができる。欠席しようとする日の5日前までに提出すること。 （詳しくは、学生生活規程第20条を参照。）
忌引届	学 務 課	親族の死亡により欠席する場合には、この届出書を提出することにより、出席の扱いを受けることができる。 （詳しくは、学生生活規程第21条を参照。）
休学願	学 務 課	疾病その他やむを得ない事情で3ヶ月以上修学できない者は、この願書で休学の許可を申請できる。疾病、負傷の場合は医師の診断書が必要。
復学願	学 務 課	休学している者が復学する場合に提出。復学の理由が疾病、負傷の治癒の場合は医師の診断書が必要。

2 学生の身分に関する書類等

提出書類	取扱窓口	摘　　要
学生個人情報原票	学 務 課	入学時に全学生が提出する。
学生個人情報異動届	学 務 課	学生本人の氏名・本籍・現住所・帰省先、保証人の氏名・住所が変更した場合に提出すること。
退学願	学 務 課	退学しようとするときに提出すること。
転学願	学 務 課	転学しようとするときに提出すること。
留学願	学 務 課	留学しようとするときに提出すること。

3 サークル等課外活動に関する書類等

提出書類	取扱窓口	摘　　要
団体設立許可願	学 務 課	新たに同好会等を結成しようとするときに提出すること。本学の教員１名を顧問として定めるほか、構成員名簿を作成すること。
団体変更届	学 務 課	団体設立許可願に記載した事項を変更しようとするときに提出すること。
団体活動状況報告書	学 務 課	各団体は、毎年指定された日までに、年度の活動状況、来年度の活動予定をこの報告書により報告しなければならない。報告のない団体は、解散したものとみなされる。
学外指導者招聘許可願	学 務 課	団体が、監督・コーチなどの指導者を学外から招聘しようとするときに提出すること。
学外団体加入許可願	学 務 課	団体が、学外の団体連合会、協会などの組織に加入・加盟しようとするときに提出すること。
学外団体脱退届	学 務 課	団体が、加入していた学外の組織から脱退したときに提出すること。
団体解散届	学 務 課	団体が解散したときに提出すること。
長期施設使用許可願	学 務 課	団体が課外活動のために部室、体育館、グラウンドその他の施設を長期にわたって使用する場合に提出すること。１年または半期ごとの許可であるため、毎年度許可を受けなければならない。 （詳しくは、学生生活規程第34条を参照。）

4 その他の諸活動に関する書類等

提出書類	取扱窓口	摘　　要
学内(外)活動許可願兼施設使用許可願	学 務 課	学生または団体が学内外で集会・催物・合宿をしようとするとき、団体が上記の「長期施設使用許可願」で許可を受けていない学内施設または学外において、一時的に練習、試合などをしようとするときに、その5日前までに提出すること。
学外講師招聘許可願	学 務 課	学生または団体が講演会の講師などを招聘しようとするときに、その5日前までに提出すること。
学内掲示許可願	学 務 課	学生または団体が本学構内に掲示物を掲示しようとするときに、その5日前までに提出すること。
印刷物等発行・配布許可願	学 務 課	学生または団体が学内外で新聞、雑誌、小冊子、ビラ、アンケートなどを配布しようとするときに、その5日前までに提出すること。
募金・物品販売等許可願	学 務 課	学生または団体が募金、署名運動、物品販売その他これらに類する行為をしようとするときに、その5日前までに提出すること。また、事後に活動結果を報告しなければならない。
設備等使用許可願	総 務 課	学生または団体が授業以外の目的で、本学の設備、備品を使用しようとするときに、その5日前までに提出すること。また、総務課に提出する前にその設備、備品の管理責任者の承認を得ておくこと。

5 その他

提出書類	取扱窓口	摘　　要
学内駐車場使用許可願	学 務 課	自動車を利用して通学し、本学の学内駐車場を使用しようとする者は、これを提出して許可を受けること。
自動車変更届	学 務 課	学内駐車場使用許可を受けた自動車を変更したときに提出すること。
盗難届	学 務 課	学内において盗難にあった場合は、盗難の現場を保存し、すみやかに学務課に連絡し、「盗難届」を提出すること。
海外渡航届	学 務 課	個人的に、留学、旅行等で渡航する場合は、渡航1週間前までに「海外渡航届」を提出すること。ただし、本学が実施する語学研修等で本学が事前に把握している渡航については提出不要。

JIN・AI UNIVERSITY

Ⅲ 情報資源センター

JIN・AI UNIVERSITY

Ⅳ 附属心理臨床センター

JIN・AI UNIVERSITY

Ⅴ 英語教育センター

JIN・AI UNIVERSITY

Ⅵ 地域共創センター

附属図書館　館内図

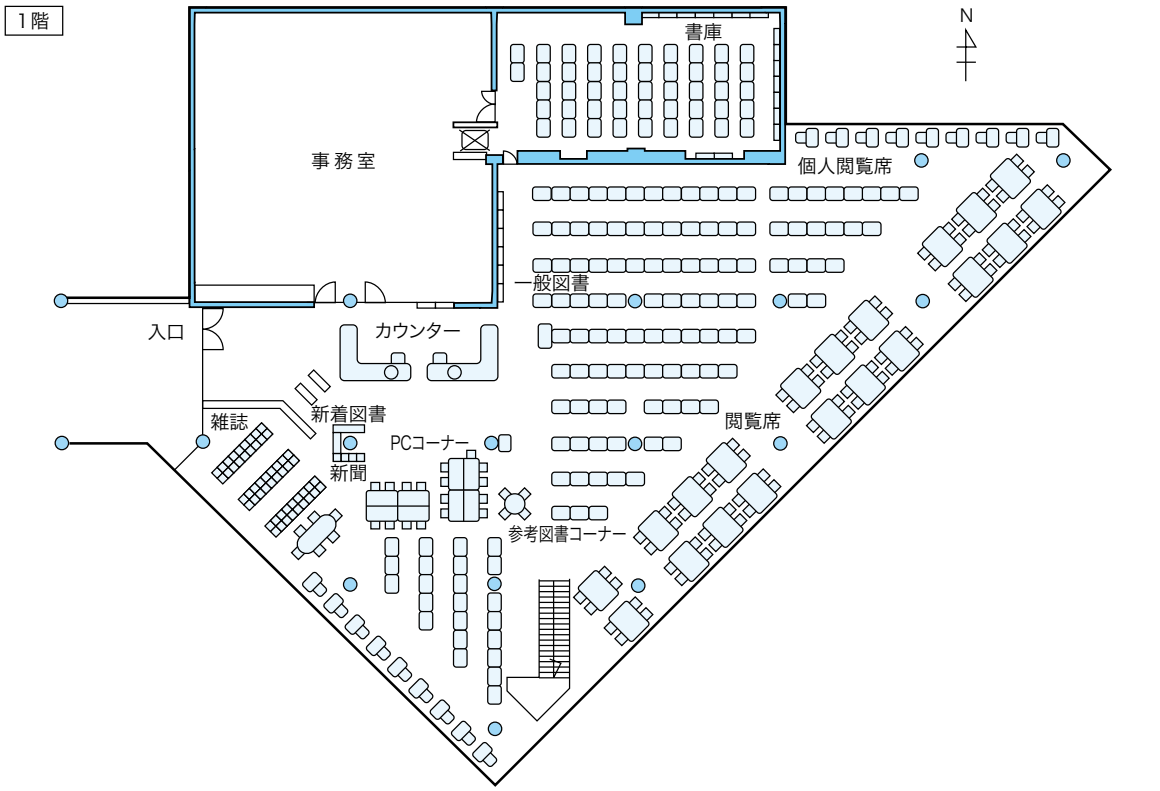
1階
書庫
N
事務室
個人閲覧席
一般図書
入口
カウンター
雑誌
新着図書
PCコーナー
閲覧席
新聞
参考図書コーナー

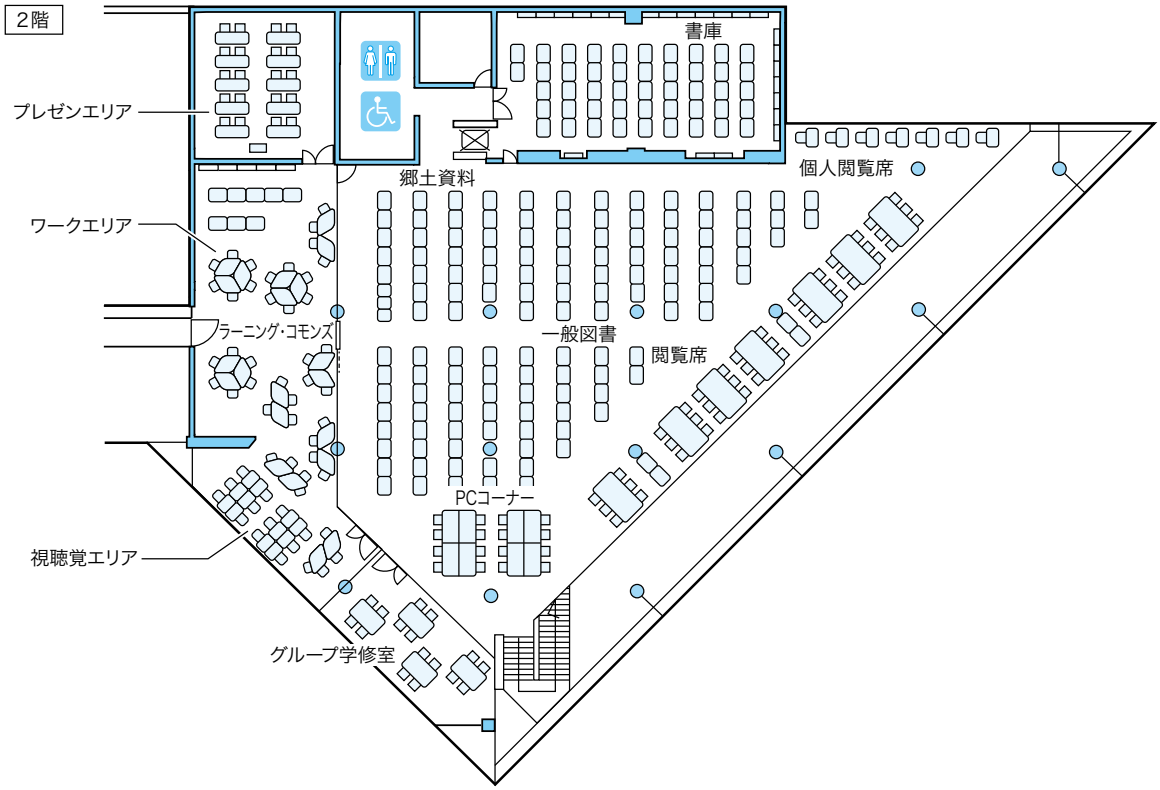
2階
書庫
プレゼンエリア
個人閲覧席
郷土資料
ワークエリア
ラーニング・コモンズ
一般図書
閲覧席
PCコーナー
視聴覚エリア
グループ学修室

1 開館時間・利用資格

1 開館時間

平日　9：00 ～ 21：00
土曜日　9：00 ～ 18：30
特別開館日および春期・夏期・冬期休業中の開館時間は改めて案内します。

2 休館日

①日曜日、国民の祝日
②春期・夏期・冬期休業中の一部の日
③館長が特に必要と認めた日
②、③の休館日はその都度案内します。

3 利用資格

①学部学生
②大学院生
③教職員
④元教職員
⑤卒業生
⑥その他館長が許可した者

2 入館・退館

1 入館

手荷物などはそのまま持って、１階の入館ゲートから入ってください。
ただし、傘は必ずＣ館入口の傘立に置いてください。

2 退館

１階の退館ゲートを通って出てください。
貸出手続をせずに資料を館外に持ち出すと、アラームが鳴りゲートがロックされますのでご注意ください。

3 施設利用案内

1 ラーニング・コモンズ 2 階

ラーニング・コモンズ（以下「LC」と表す。）は、利用者が互いにコミュニケーションを取りながら学びを深めることを目的とした空間です。図書館が所蔵する図書や雑誌と、インターネットなどの電子資料を自由に利用し、グループワーク、ディスカッション、発表などのアクティブな活動ができます。講習会やセミナー等にも利用できます。

【エリア紹介】

ワークエリア　：防音ガラスで区切られたエリアなので、話し合いながら勉強ができます。可動式の机・椅子やパーテーション型のホワイトボード、ディスプレイなどを利用してグループワークが可能です。

プレゼンエリア：ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターが設置されていますので、ゼミ・研究発表などのプレゼンテーションに利用できます。

視聴覚エリア　：DVDなどの映像資料が閲覧できます。１階カウンターで学生証を提示して各ブースのリモコンを借りてください。

【利用方法】

- 原則的に自由に利用できますが、入口設置の「利用状況調査」に利用人数等を必ず記入して利用してください。
- LC利用は予約優先です。予約状況は入口近くのディスプレイもしくは当館ホームページ「LC予約状況」で確認してください。
- 授業、講習会、イベント等で利用する場合は、事前にカウンターで申し込みをしてください。
- 電子黒板の利用は職員に申し出てください。それ以外の設置機器・備品は自由に使用してください。
- 貸出機器については、カウンターで学生証を提示して借りてください。
  タブレットPC20台、ノートPC14台、プロジェクター2台、各種リモコン

2 グループ学修室 2 階

普段は開放していますが、グループ等で貸切の予約をすることができます。

3 PC コーナー 1・2 階

PC32台（内5台は蔵書等検索専用）、プリンター２台が設置されており、自由に利用できます。

4 書庫

【1　階】図書や新聞を主に配架しています。
普段は鍵がかかっていますので、カウンターに学生証を提出し許可を得て利用してください。

【2　階】雑誌のバックナンバー・紀要、福井新聞縮刷版等を配架しています。
開放していますので、自由に利用してください。

4 資料の利用と手続

1 閲覧

開架資料は自由に利用してください。
なお、利用後は必ず元の位置に戻してください。

2 館外貸出

①貸出条件

	冊　数	期　間	備　　考
学部1～3年生	5冊	14日間	雑誌の貸出期間は3日間
学 部 4 年 生	10冊	14日間	
大 学 院 生	10冊	30日間	
卒　業　生	5冊	14日間	雑誌は貸出不可

※長期休業期間中は貸出冊数・期間とも拡大します。

②貸出手続

学生証と資料をカウンターに提示し、貸出手続を行ってください。

③貸出できない資料

参考図書（辞書・事典等）、製本雑誌、新聞、 DVD等、その他館長が指定した資料は貸出できません。

※新聞以外の貸出禁止資料には「禁帯出」のラベルが貼ってあります。

3 返却

①返却手続

返却する資料だけをカウンターの職員に渡してください。（学生証の提示は不要）図書館が閉館の場合は、図書館入口前C館ホールに設置の「図書返却ポスト」に返却してください。

②貸出制限、督促

返却に当たっては期限を厳守してください。返却が遅れている資料が1件でもある時は、返すまで資料の貸出はできません。また、掲示・メール・電話・郵便による督促を行います。掲示等での個人情報掲載拒否希望の方は、カウンターに申し出てください。返却日が分からなくなったときはカウンターに問い合わせてください。

③弁償

貸出中の資料を紛失したり破損した場合は、カウンターに申し出てください。現物または代価で弁償していただきます。

4 予約

借りたい資料が貸出中のときは、申込書に記入し学生証を持参してカウンターに申し出てください。その資料が返却され次第、予約者順に貸出を行います。取置期間は３日間です。予約者には貸出可能になり次第、メールでお知らせします。

5 更新（貸出期間延長）

予約されていない資料に限り、返却期限内に再度貸出手続をすることによって、貸出期間を延長することができます。延長したい資料と学生証を持参して、更新手続を行ってください。

6 貸出・予約状況の確認

当館ホームページ画面の「利用状況照会」より、本人の貸出・予約状況の確認ができます。利用には「パスワード」の設定が必要ですので、希望者はカウンターで利用申請の手続を行ってください。

5 資料の探し方

1 資料の種類と配置

①図書

『日本十進分類法（NDC）』に基づく分類番号順に、書架の「左から右へ、上から下へ」と配列してあります。

A．一般図書

通常利用する図書はすべて１・２階の開架書架に配列してあります。

B．参考図書

百科事典、各種辞書・事典、ハンドブック、年鑑、文献索引などです。

１階の参考図書コーナーに集めて配列してあります。

分類番号の前に「R」がついています。

C．郷土図書

２階の郷土資料コーナーに集めて配列してあります。

一部の郷土資料は１階カウンター前の「福井の情報コーナー」にあります。

分類番号の前に「K」がついています。

②雑誌

新刊およびその年度分が１階の雑誌コーナーにあります。学科別に配列し、各書架に配架一覧が掲示してあります。

製本した学術雑誌、および未製本で保存対象になっているバックナンバーは２階書庫にあります。書庫入口に配架一覧が掲示してあります。

製本は分類番号の前に「P」がつき、「日本十進分類法（NDC）」の順に配列してあります。

③新聞

新聞コーナーに、当日分と当月分があります。

先月分以前は1階書庫に保管し、６ヶ月経過後に処分します。

④視聴覚資料

一般教養のDVDおよびCD等は1階カウンター横の棚にあります。自由に利用してください。

各学科の関係資料は1階書庫および事務所内にあります。カウンターで許可を得て利用してください。

⑤電子ブック・電子ジャーナル

当館で契約している本や雑誌を、パソコン・スマートフォン等で読めます。学内環境下でしかアクセスできないものもありますので、詳しくは当館ホームページよりご利用ください。

2 オンライン検索

OPAC（オンライン蔵書目録）検索システムにより、当館の所蔵情報を学内・学外どこからでも検索できます。また、学内ネット・インターネット・CD-ROM等の利用により、各種データベースの検索もできます。

仁愛大学附属図書館ホームページ

3 検索指導

インターネットを利用した図書・論文等の学術情報検索方法を指導します。ゼミ単位もしくは、４・5人のグループで受け付けます。

6 その他利用案内

1 レファレンス・サービス

図書館の利用の仕方、文献の探し方、図書・雑誌等の所在調査等、利用者が求める情報をより効果的に提供できるように図書館職員が協力するサービスです。
図書館利用の際に分からないことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

2 福井県内図書館相互協力

①福井県内図書館横断検索
福井県立図書館のサイトより、県内の公共図書館、大学・短大・高専図書館蔵書を一括して検索できます。当館ホームページに検索窓があります。

②相互貸借
①において、所蔵および貸出可能が確認できた資料については、所蔵館から取り寄せができます。「相互貸借申込書」がカウンターにありますので、必要事項を記入して申し込んでください。取り寄せた本は必ずカウンターまでご返却ください。（返却ポスト不可）

③福井県立図書館借出図書の返却
福井県立図書館で直接借りた資料（図書・雑誌・紙芝居）を当館にて返却できます。

④越前市立図書館との相互返却
越前市立図書館で直接借りた資料（CD・DVDは除く）を当館にて返却できます。また、当館で借りた資料を越前市立図書館にて返却もできます。

※③・④以外の図書館から借りた資料は、当館では返却できませんのでご注意ください。

3 他大学図書館等の直接利用

①県内他大学図書館
県内の他大学・短大・高専図書館を利用することができます。利用の際には各図書館のホームページより学外者向け利用案内を参照してください。

②その他大学図書館、研究機関等
その機関の規則に従ってください。紹介状が必要な場合はカウンターにて発行します。

4 学外からの文献取寄

学外から文献を取り寄せたい場合は、カウンターまたは当大学教育情報システム内リンク「文献取り寄せ申込みフォーム」より申し込んでください。文献取寄に要したすべての費用（コピー代、送料、送金手数料等）は申込者の負担となります。

5 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料を当館にて利用できます。館内の専用端末にて閲覧・複写をしますので、利用希望の方はカウンターに申し出てください。

6 資料のコピー

１階カウンター前に設置してあるコピー機を利用してください。
利用の際には著作権上「セルフ式コピー機文献複写申込書」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

図書館所蔵の資料は、以下の場合に限り著作権法第31条によりコピーすることができます。以下の要件に適合しない場合は、利用者が必ず著作権者の許諾を得る必要があります。著作権に関する一切の責任は利用者が負うことになります。

①学術・調査研究が目的。
②著作物の一部分。(２分の１を超えない)
③雑誌バックナンバーの個々の記事・論文。（新着雑誌は不可）
④１人につき１部に限る。

7 リクエスト

図書館に備えてほしい図書・DVD等がありましたら、「図書等リクエスト」用紙に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。リクエストの受入結果は、申請者に直接又はメールでお知らせします。

8 メール連絡

予約、督促、リクエスト結果等の連絡は大学が提供しているメールアドレスに送信します。
常にメール連絡が読めるようにしておいてください。

7 守ってほしいマナー

図書館は共同利用の場です。以下のことを守って、お互いに気持ちよく利用できるように協力してください。

1 禁止事項

・貸出手続をしないで資料を館外に持ち出すこと。
・館内での、水筒・ペットボトル飲料以外の飲食。
・館内での私語・雑談、携帯電話による通話。
・借用中の資料や学生証（利用者カード）の他人への転貸。
・資料への書き込み、資料の切り取り。
・私物の長時間放置。
・その他、他の利用者の迷惑となる行為。

2 注意事項

・個人の所有物は各自責任を持って管理してください。特に貴重品の管理には気を付けてください。
・館内の施設・設備・資料等は大切に扱ってください。
・図書館に関するお知らせは図書館入口ディスプレイ、掲示、ホームページで行います。特に館内掲示は入館の都度、目を通すよう心がけてください。

1 情報ネットワークの利用について

コンピュータ室をはじめとする学内情報ネットワークに接続されたコンピュータ利用環境を、すべての学生・教職員に提供しています。さらに、学内情報ネットワークは学外のネットワークにも接続されており、インターネット（電子メール、WWW）の利用が可能となっています。

1 コンピュータ室

授業以外の時間においてもコンピュータを自由に使えるように下記の施設を開放して、コンピュータに早く慣れることができるように支援しています。利用可能なコンピュータ室は次のとおりです。なお、開放時間帯については、別途掲示でお知らせします。原則として19時までコンピュータ室を開放しています。放課後や休日の利用には別途申請が必要です。

教室の名称	教室番号
第1コンピュータ室	E204
第2コンピュータ室	E202
第3コンピュータ室	E201
コンピュータ・グラフィックス演習室	E103
情報演習コーナー	G202

2 情報サポート室

情報サポート室(E208)には、皆さんからの相談に応じられるように専門知識を身に付けたスタッフが常駐しています。パソコンの操作方法に関する質問やノートパソコンなどの貸し出し、各種パソコンに関する相談の窓口にもなっています。気軽に来室してください。
なお、情報ネットワークを利用するためには、事前に利用申請を行なう必要があります。申請が承認された人には利用者ＩＤやパスワード等を通知します。利用にあたっては、特に、利用者ＩＤやパスワードについての自己管理を厳正に行ない、不正アクセス行為等の発生防止に努めてください。

3 モバイル端末の利用について

情報サポート室では、短期間に限って貸出用のノートパソコンを用意しています。
また、個人が所有するノートパソコンやスマートフォン・タブレット等を学内の様々なエリアで無線接続できます。利用に際しては、機器接続申請を行なう必要がありますので、Webページの説明を参照してください。

4 学習支援システムの利用について

大学内外のどこからでもネットワークを通じて利用できるe-Learningシステムやクラウドサービスを導入しています。課題の提出や授業資料の閲覧、グループでのファイル共有やメッセージのやりとりが可能ですので、積極的に活用するように努めてください。

1 附属心理臨床センター

附属心理臨床センターは、心理相談を受けるためのカウンセリング・センターです。こころの専門家である大学教員・カウンセラーが地域の方々の相談に応じます。また、当センターは、大学院生の訓練機関を兼ねており、教員の指導のもとに訓練を受けた大学院生が担当することもあります。なお、本学学生は利用できませんので、学生相談室をご利用ください。

1 相談内容

年齢、性別に関わりなく、さまざまな心の悩みや心理的問題について相談できます。場合によってはより適切と思われる機関（医療機関など）を紹介する場合もあります。
相談内容については秘密を厳守します。

・不登校、学校嫌い
・学習の問題
・自分の性格
・家族関係
・友人関係や恋愛
・職場での人間関係
・自分の生き方
・心身の不調　　など

2 面接時間

月～金　午前11時～午後8時
土　　午前11時～午後5時
相談は予約制（1回50分）となっています。

3 面接料金

初回面接　　2,000円（ただし18歳以下は1,000円）
継続面接　　1,500円
並行面接（親子）2,000円
心理検査　　1,500円・3,000円
健康保険は適用できません。

4 お問い合せ先

電話番号　0778-27-8652（直通）
ホームページアドレス　https://www.jindai.ac.jp/link/psycenter.html

1 英語教育センター

英語教育センターは、授業はもちろん、授業以外でも、生きた英語・異なる文化に触れる環境を提供しています。

教室の名称	教室番号
E-Lounge（Eラウンジ）	E301
英語教育センター室	E302
CALL（コール）演習室	E303

1 英語教育センターの活動

全学に対する学部共通科目「英語Ⅰ」（必修）、「英語Ⅱ・Ⅲ」（選択）を運営し、「使える英語」を身につけ、「異なる文化」についての理解を深めることを目標とし、次の活動を行っています。

①本学全体での TOEIC® テストの導入
入学時にはTOEIC Bridge® IPテストを、1年次後期にはTOEIC® IPテストを全員が受験し、2年生以上は TOEIC® IP テストを年3回学内で受けることができます。

②留学プログラムの実施
姉妹校カリフォルニア州立大学フラトン校での国際交流研修（事前事後指導も含む）や、個人留学（短期・長期）・奨学金の相談・支援を行っています。

③学習支援の実施
英語力を高めるために、センター講師を中心としたクラブ（TOEIC®・多読・英会話等）や特別クラスを行っています。

④招待講義・特別イベントの実施
英語力の向上や異文化理解の促進を目的とした招待講義や学生スタッフによるイベントを行っています。

2 英語教育センター施設

① E-Lounge（E ラウンジ）（E301）
E-Lounge（English Lounge）はネイティブ教員による授業、学内外から講師を招いての招待講義、特別クラス等に使用されています。また、本学学生による留学報告レポート・留学情報誌・多読本・英語検定関係書籍等も揃っているので、情報収集や自己学習ができます。また、英語力を伸ばすセンタークラブ活動も行われています。

②英語教育センター室（E302）
専門スタッフが常駐しています。英語学習などの質問・相談などもできます。また、E-Lounge と CALL 演習室の管理窓口です。

③ CALL（コール）演習室（E303）
CALL（コール）とは、Computer-Assisted Language Learning の略で、コンピューターを使用した外国語教育を指します。本センターの CALL 演習室では英語学習ソフトが利用でき、授業時間以外でも自主学習を行うことができます。

1 地域共創センター

地域共創センターは、地域と共に未来を拓く「共創」を教育理念として掲げ、本学の人的・物的資源を活用し地域連携・社会貢献を推進しています。地域連携・社会貢献活動に教員が自分の知識を活かすだけでなく、学生が教員と共に積極的に関わることで、学内の授業では経験できない社会とのつながりや人とのつながりが生まれ、大学卒業後の社会人生活に役立つよう支援します。

1 主な事業内容

①越前市との包括連携協定
仁愛大学と越前市は、地域発展に向け相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、教育・文化、福祉、地域産業、まちづくりなど、あらゆる面での包括的な連携を目的として、包括連携協定を締結しています。

②公開講座
地域への「知の提供」のために、教育・研究・支援の成果を活かした学術的・文化的講座や、地域住民のための教養・スキルアップ講座など、多彩な講座の開講を行っています。

③アンテナショップ駅前サテライトの活用
駅前サテライトは、学生活動の拠点、市民との交流の場（公開講座等の実施)、越前市中心市街地における仁愛大学の情報発信基地として活用しています。

④学生の地域貢献活動の支援
学生が中心となって地域社会と協力関係を構築できるよう対外的な参画の支援・企画・推進を行っています。

2 アンテナショップ駅前サテライト

所在地
〒915-0071　越前市府中一丁目4-33
TEL・FAX　0778-22-1324
開設時間　平日10：00～18：00
　　土曜10：00～16：00　※日・祝日は休み

VII 諸規程

学則

人間生活学部履修規程

仁愛大学学位規程

科目等履修生及び聴講生規程

既修得単位の認定に関する規程

文部科学大臣が定める学修に係る
単位の認定に関する規程

派遣学生及び
特別聴講学生に関する規程

福井県内大学間単位互換に関する
協定についての申合せ

指導教員制に関する規程

学生生活規程

世灯奨学金規程

課外活動等奨学金規程

応急奨学金規程

附属図書館利用規程

世灯館 部室利用規程

世灯会会則

同窓会会則

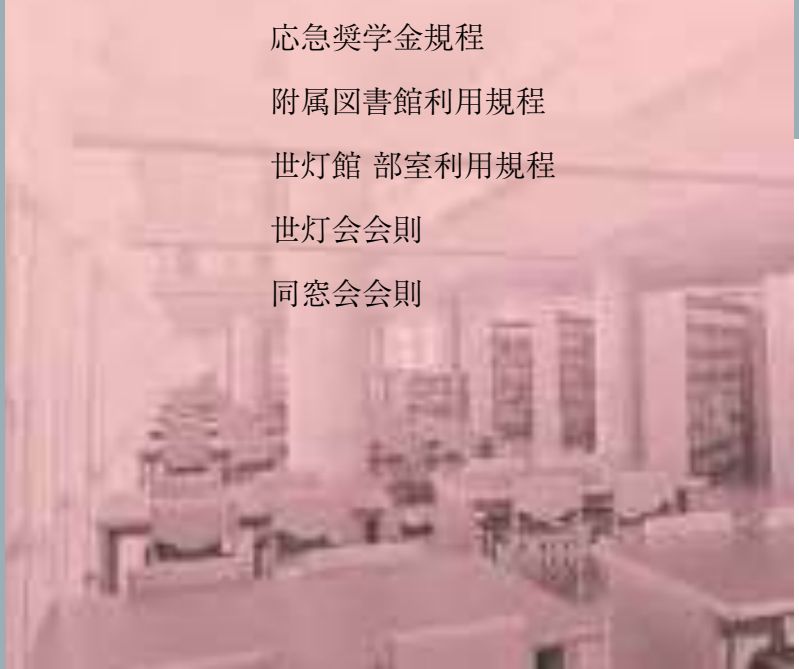

仁愛大学が定める諸規程のうち、「学則」、「履修規程」、「学生生活規程」など、皆さんの学生生活に関係する規程等が掲載されています。特に、「学則」は、大学の組織編成、教育課程、管理事項などを定めた基本となる規則です。また他の規程にも、履修や学習評価の方法、学生生活に関する必要事項の取り扱い等が定められていますので目を通して理解しておいてください。なお、学生に関係ある事項は、原則として入学時に施行されていた規則が卒業時まで適用されます。

学　則

第 1 章　総　則

（目　的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法に遵い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と専門の学芸の教授研究を通して、社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章　組　織

（学部、学科及び学生定員）

第３条　本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部 名	学　科　名	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	心理学科	95名	3年次 2名	384名
	コミュニケーション学科	75名	3年次 2名	304名
人間生活学部	健 康 栄 養 学 科	75名	3年次 2名	304名
	子ども教育学科	70名	——	280名

２　本学に大学院を置く。

３　大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（学部等の教育研究上の目的）

第３条の２　学部等の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部等	教育研究上の目的
人間学部	人間学部は、人間および人間関係に関し、多角的に教授研究を行い、幅広い教養と専門知識を有する有為な人材を育成することを目的とする。
心理学科	心理学科は、人間の心理や行動特性に関する教授研究を通して、心理学の専門知識と相談・援助の技術を有する人材を養成することを目的とする。
コミュニケーション学科	コミュニケーション学科は、人間の相互理解と意思伝達に関する教授研究を通して、コミュニケーション学の専門知識とコミュニケーションの技術を有する人材を養成することを目的とする。
人 間 生 活 学 部	人間生活学部は、現代の人間生活の諸課題に関し、多角的に教授研究を行い、幅広い教養と専門知識を有する有為な人材を育成することを目的とする。
健 康 栄 養 学 科	健康栄養学科は、人間の食生活に関する教授研究を通して、栄養学の専門知識と健康管理の技術を有する人材を養成することを目的とする。
子ども教育学科	子ども教育学科は、子どもの教育と保育に関する教授研究を通して、教育学の専門知識と子育て支援の技術を有する人材を養成することを目的とする。

（組　織）

第４条　本学における教育研究の向上と業務の円滑な遂行を図るため必要な組織を置く。

２　組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章　教職員組織

（教職員組織）

第５条　本学に置かれる職員は、次のとおりとする。

学長、学部長、研究科長、教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）、事務職員、技術職員、その他の職員。

２　前項に規定するもののほか、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる副学長を置くことができる。

第 4 章　評議会及び教授会

（評議会）

第６条　本学に評議会を置く。

（評議会の構成）

第７条　評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　学長
二　副学長
三　学部長
四　研究科長
五　情報資源センター長
六　附属心理臨床センター長
七　学生支援センター長
八　キャリア支援センター長
九　入学・広報センター長
十　事務長
十一　その他、学長が必要と認めた教職員

（評議会の審議事項）

第８条　評議会は、次の事項について学長の諮問に応じ審議する。

一　教育及び学術研究に関する重要事項
二　学則、その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
三　予算の方針に関する事項
四　重要な機構及び施設の設置、廃止に関する事項

五　教員の人事の規準に関する事項
六　その他、学長が必要と認めた事項

（評議会の運営）
第９条　評議会は、学長が招集し、その議長となる。
２　評議会の運営に関しその他必要な事項は、別に定める。

（教授会）
第10条　本学の学部に教授会、研究科教授会を置く。
２　研究科教授会に関し必要な事項は，別に定める。

（教授会の構成）
第11条　教授会は、学部長及び専任教授をもって組織する。
２　前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、准教授その他の教育職員を加えることができる。

（教授会の任務）
第12条　教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
一　学生の入学，卒業
二　学位の授与
三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２　教授会は，前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
３　第１項第三号の学長が定める事項については、別に定める学長裁定によるものとし、教授会に周知するものとする。

（教授会の運営）
第13条　教授会は、学部長が招集し、その議長となる。
２　教授会の運営に関しその他必要な事項は、別に定める。

第　５　章　修業年限及び在学年限

（修業年限及び在学年限）
第14条　本学の修業年限は、４年とする。
２　学生は、８年を超えて在学することはできない。ただし、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者及び第27条の規定により転学部または転学科を許可された者については、第32条の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第　６　章　学年、学期及び休業日

（学　年）
第15条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）
第16条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、学年を次の２学期に分ける。
前期　４月１日から９月30日まで
後期　10月１日から翌年３月31日まで
２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

（休業日）
第17条　休業日は、次のとおりとする。
日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
春期休業　　３月10日から３月31日まで
夏期休業　　８月１日から９月20日まで
冬期休業　　12月24日から１月10日まで
２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第　７　章　入学、退学及び休学等

（入学の時期）
第18条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）
第19条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一　高等学校または中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
三　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
六　文部科学大臣の指定した者
七　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程によ

る大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第20条　本学に入学を志願する者は、検定料を添えて、本学所定の書類を提出しなければならない。

2　前項の提出すべき書類及び提出の時期・方法等については、別に定める。

（入学者の選考）

第21条　学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第22条　合格者は、所定の期日までに、誓約書及び身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2　所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は、合格を取消すことができる。

3　学長は、第１項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第23条　学長は、次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者には、第３条第１項の編入学定員の規定により、選考の上、教授会の議を経て３年次に入学を許可する。

一　大学を卒業した者または大学に２年以上在学し62単位以上修得して退学した者

二　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

三　学校教育法施行規則第92条の３に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者

四　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

2　前項に規定するもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（再入学及び転入学）

第24条　学長は、本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2　再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

（退　学）

第25条　学長は、やむを得ない事情により退学しようとする者があるときは、本人の願出により、教授会の議を経て退学を許可することができる。

（転　学）

第26条　学長は、他の学校に転学しようとする者があるときは、本人の願出により、教授会の議を経て転学を許可することができる。

（転学部及び転学科）

第27条　学長は、他の学部への転学部または同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て転学部または転学科を許可することができる。

（留　学）

第28条　学長は、外国の大学または短期大学で学修することを志願する者があるときは、本人の願出により、教授会の議を経て留学を許可することができる。

2　前項の許可を受けて留学した期間は、第14条第２項に定める在学年限及び第42条に定める在学期間に算入する。

（休　学）

第29条　学長は、疾病その他やむを得ない事情により３ケ月以上修学することのできない者があるときは、本人の願出により、教授会の議を経て休学を許可することができる。

2　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の議を経て休学を命ずることができる。

3　休学の期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4　休学期間は、通算して４年を超えることができない。

5　休学期間は、第14条に定める在学年限及び第42条に定める在学期間に算入しない。

（復　学）

第30条　学長は、休学期間中にその理由が消滅したときは、本人の願出により、教授会の議を経て復学を許可することができる。

（除　籍）

第31条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一　第14条第２項に定める在学年限を超えた者

二　第29条第３項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

三　授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四　長期間にわたり行方不明の者

（編入学等の場合の取扱）

第32条　第23条または第24条の規定により入学を許可された者及び第27条の規定により転学部または転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第33条 本学において開設する授業科目の種類及び単位数等は、別表１のとおりとする。

（免許・資格等に関する授業科目）

第34条 前条に定めるもののほか、免許・資格等に関する授業科目を置くことができる。

２ 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表２のとおりとする。

（単位の計算方法及び授業の方法）

第35条 各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって１単位とする

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする

２ 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要と学長が認める場合には、単位の計算を変更することができる。

３ 第１項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

４ 文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

５ 第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

６ 第４項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（履修する授業科目の届出）

第36条 学生は、その年度または学期に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

２ 前項の履修する授業科目の届出には、年度または学期ごとに単位数の上限を定めることができる。

（単位の授与）

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目の種類によっては、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（成績の評価）

第38条 成績の評価は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｅ、Ｆをもって表わし、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とする。

（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生が当該大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２ 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

３ 認定手続等については、別に定める。

（大学または短期大学以外の教育施設等における学修）

第40条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

２ 前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により修得したものとみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

３ 認定手続等については、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第41条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２ 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３ 前２項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

４ 認定手続等については、別に定める。

（原級留置）

第41条の２ 学長は、各年次終了時における修得した授業科目数、または単位数が不十分で、上級年次の履修に支障があると認められる者については、教授会の議を経て上級年次への進級を認めず原級に留め置くことができる。

第 9 章 卒 業 等

（卒 業）

第42条 本学に４年（第23条または第24条の規定により入学を許可された者及び第27条の規定により転学科を許可された者にあっては第32条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表１に定める卒

業要件の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（卒業の時期）

第43条　卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

（学　位）

第44条　学長は、第42条の規定により卒業が認定された者に、教授会の議を経て次の区分による学士の学位を授与する。

学部名	学　科　名	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学部	心理学科	学士(心理学)
	コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)

学部名	学　科　名	学位の種類(専攻分野の名称)
人間生活学部	健康栄養学科	学士(栄養学)
	子ども教育学科	学士(教育学)

2　学位に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状）

第44条の２　教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2　本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学部名	学　科　名	免許状の種類および免許教科
人間学部	コミュニケーション学科	高等学校教諭一種免許状(英語)
		中学校教諭一種免許状(英語)
人間生活学部	健康栄養学科	栄養教諭一種免許状
	子ども教育学科	小学校教諭一種免許状
		幼稚園教諭一種免許状

3　栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得しようとする者は、第１項に定めるもののほか、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

（栄養士免許証及び管理栄養士国家試験受験資格）

第44条の３　栄養士免許証を取得しようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

2　管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前項に定めるもののほか、管理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

（保育士資格）

第44条の４　保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

第 10 章　検定料、入学料、授業料等及びその他の費用

（検定料等の金額）

第45条　本学の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表３のとおりとする。

（授業料等の納入期）

第46条　授業料等は、前期・後期の２期に分けて、４月及び10月の所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者については、延納を認めることができる。

（退学及び停学の場合の授業料等）

第47条　学期の中途で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

2　停学期間中の授業料等は、徴収する。

（留学の場合の授業料等）

第48条　学期の全期間にわたり、留学を許可された者については、その学期の授業料等を免除する。

2　学期の中途において、留学しまたは留学を終えた者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

（休学及び復学の場合の授業料等）

第49条　学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命じられた者については、その学期の授業料等を免除する。

2　学期の中途において、休学または復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

（その他の費用）

第50条　実験・実習費その他必要な費用（以下「その他の費用」という。）は、別にこれを徴収する。

2　学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命じられた者及び留学を許可された者については、その学期の前項の費用を免除する。

3　学期の中途において、退学し、または除籍された者、留学しまたは留学を終えた者及び休学または復学した者は、その学期の第１項の費用を全額納付しなければならない。

（納付した授業料等）

第51条　納付した検定料、入学料、授業料等及びその他の費用は、原則として返付しない。

第 11 章　科目等履修生及び聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生及び聴講生）

第52条　学長は、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の議を経て科目等履修生及び聴講生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生には、単位を与えることができる。

3　前項に規定するもののほか、科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第53条　学長は、他の大学または短期大学に在学している者で、本学において授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会の議を経て、当該大学または短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2　特別聴講学生には、単位を与えることができる。

3　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第54条　学長は、本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第55条　学長は、外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することができる。

2　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章　賞　罰

（表　彰）

第56条　学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

（懲　戒）

第57条　本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3　懲戒処分の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章　厚 生 保 健

（健康管理）

第58条　学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2　厚生並びに保健に関する施設及びその利用方法については、別に定める。

第 14 章　公 開 講 座

（公開講座）

第59条　学長は、学生の修学を妨げない場合に限り、適当な時期に公開講座を設けることができる。

第 15 章　雑　則

（学則の改正）

第60条　この学則の改正は、評議会の議を経て、理事会において行う。

附　則

1．平成28年４月１日改正。

（１）この学則は平成28年４月１日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者に係る別表１及び別表２の適用については、なお従前のとおりとする。

（２）前項の規程にかかわらず、別表１の１人間学部の卒業要件の単位数（注2）（３）の定めについては平成27年度の入学生から適用する。

2．平成28年９月１日改正。

この学則は、平成28年９月１日から施行する。第35条第４項及び第５項の規定については、平成27年度入学生から適用する。

3．この学則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者に係る別表１及び別表２の適用については従前のとおりとする。

4．この学則は、平成31年４月１日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者に係る別表１及び別表２の適用については従前のとおりとする。

5．この学則は、令和２年１月６日から施行する。

6．この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者に係る別表１の適用については、なお従前のとおりとする。

7．この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者に係る別表３の適用については、なお従前のとおりとする。

8．第３条第１項の編入学定員の規定は、令和２年度から適用する。

9．令和２年度における人間学部心理学科の収容定員は、第３条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学　科　名	令和2年度
人間学部	心理学科	392名

10. 令和２年度における人間学部コミュニケーション学科の収容定員は、第３条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学　科　名	令和2年度
人間学部	コミュニケーション学科	307名

11. 令和２年度における人間生活学部健康栄養学科の収容定員は、第３条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学　科　名	令和2年度
人間生活学部	健康栄養学科	307名

12. この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生に係る別表1の適用については従前のとおりとする。
13. この学則は、令和２年６月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
14. この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度以前の入学者に係る別表1の適用については従前のとおりとする。

［別表１］略
［別表２］略
［別表３］　　（※第45条関係）

検定料、入学料、授業料等の金額

種別＼学部・学科		人間学部	人間生活学部	
		心理学科 コミュニケーション学科	健康栄養学科	子ども教育学科
検　定　料		30,000円 (15,000円)	30,000円 (15,000円)	30,000円 (15,000円)
入　学　料		250,000円	250,000円	250,000円
授業料（年額）	1年次	700,000円	800,000円	700,000円
	2年次	700,000円	800,000円	700,000円
	3年次	700,000円	800,000円	700,000円
	4年次	700,000円	800,000円	700,000円
教育充実費（年額）	1年次	160,000円	160,000円	160,000円
	2年次	410,000円	410,000円	410,000円
	3年次	410,000円	410,000円	410,000円
	4年次	410,000円	410,000円	410,000円

（備考）
1．検定料の項中（　）内の金額は、大学入学共通テスト利用の入学試験における検定料の額を示す。
2．学長は、別に定めるところにより、この表に掲げる検定料等を減免することができる。

人間生活学部 履修規程

（目的）
第１条　仁愛大学人間生活学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修方法等については、仁愛大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（履修の登録）
第２条　学生は、各学期の始めの指定期間内に、履修する授業科目を決定し、登録（以下「履修登録」という。）を行うものとする。
２　疫病等やむ得ない事情により、前項に定める履修登録の期間（以下「履修登録期間という。）内に手続きできない者は学務課に願い出て期間の延長の承認を得なければならない。
３　履修登録期間内において、登録の取消し又は追加を行うことができる。
４　履修登録期間後の授業科目の取消しは認めない。ただし、追加についてはやむ得ない事情がある場合に限り認めることがある。
５　前項の規定により授業科目の追加をしようとする者は、当該授業科目の担当教員の承諾を得た上で学務課に願い出て承認を受けなければならない。
６　一部の授業科目については、受講定員を設ける場合がある。この場合は、予備登録、選抜試験、抽選等で履修する学生を選定する。

（履修の禁止）
第３条　次に掲げる授業科目は履修することができない。
（１）履修登録をしていない科目
（２）授業科目が重複する科目
（３）既に単位を修得した科目

（他学科の授業科目の履修）
第４条　学則別表１の２人間生活学部（１）健康栄養学科科目表中「注２（１）」及び（２）子ども教育学科科目表中「注２（１）」に定める科目以外の他学科の授業科目を履修しようとする者は、当該授業科目の担当教員の承諾を得て「他学科専門科目履修願」（様式第１号）を学務課に提出することにより、履修登録を認めることがある。
２　前項の規定により履修した授業科目の単位は、卒業の要件となる単位には算入しない。

（履修登録単位数の上限）

第４条の２　学則第36条第２項の定めにより、各学期に履修登録できる単位数の上限は、次のとおりとする。

年　次		1年次		2年次		3年次		4年次	
学　期		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
上限単位数	健康栄養学科	24	24	24	24	24	24	－	－
	子ども教育学科	26	26	26	26	26	26	－	－

（１）４年次生及び３年次編入生には、履修登録単位数の制限を設けない。

（２）通年開講科目の単位は、前期・後期に等分して、各学期の制限単位に含める。

（３）学則別表２に定める特設科目及び集中講義科目、学科専門科目の実験科目、実習科目は、制限単位数に含めない。

（４）学則第39条、第40条及び第41条に定める認定科目等は、制限単位数に含めない。

（５）第９条の定めにより算出する学期ＧＰＡが3.0以上の者は、次学期（１年次後期より３年次後期の間の学期）に履修登録できる単位数の上限を健康栄養学科は28単位、子ども教育学科は30単位とする。

２　前項の規定は、平成31年度以前の入学生には適用しない。

（単位の計算方法）

第５条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（１）講義科目については、15時間の授業時間と30時間の自習時間をもって１単位とする。

（２）演習科目については、15時間の授業時間と30時間の自習時間をもって１単位とする。ただし、学部共通科目の外国語及び子ども教育学科における次の科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって１単位とする。

「基礎ピアノⅠ」、「基礎ピアノⅡ」、
「音楽表現Ⅰ」、「音楽表現Ⅱ」、「音楽演習」

（３）実験、実習及び実技科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって１単位とする。ただし、専門科目の実験、実習及び実技科目については、45時間の授業時間をもって１単位とする。

（４）前号ただし書きの規程に関わらず、次の科目については、以下の基準により単位数を計算するものとする。

ア　健康栄養学科における次の科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって1単位とする。
「教育実習（栄養教諭）」

イ　子ども教育学科における次の科目については、30時間の授業時間と15時間の自習時間をもって1単位とする。
「教育実習Ⅰ(幼稚園)」、
「教育実習Ⅱ（幼稚園)」、
「教育実習(小学校)」

ウ　子ども教育学科における次の科目については、40時間の授業時間と5時間の自習時間をもって1単位とする。
「保育実習Ⅰa」、「保育実習Ⅰb」、
「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」

２　前項における授業時間は、90分の授業時間を２時間として計算する。

３　卒業研究については、学修の成果を評価して単位を与える。

（成績の評価）

第６条　成績の評価は、各授業科目の教育目標に対する学修者の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行う。

２　成績の評価方法は、定期試験（筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含む)、履修期間中の平常成績（小テスト、課題、授業への参加態度、予習復習等の自主的学習態度等を含む。）及び出欠状況等を総合して行う。

（成績の評価基準）

第７条　学則第38条に定める成績評価の基準は次のとおりとする。

成績評価	素点基準	単位認定
S	100～90点	合　格
A	89～80点	
B	79～70点	
C	69～60点	
E	59～ 0点	不合格
F	(出席数不足)	

（ＧＰＡ）

第８条　前条の成績の評価に以下のグレード・ポイント（以下「ＧＰ」という。）を付与し、各学期ごとに全履修科目の単位当たりの平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「ＧＰＡ」という。）を算出する。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
E	0
F	0

（１）ＧＰＡの計算は、以下の計算式により算出する。（小数点第２位以下切捨て。）

$$GPA=\frac{[(\text{科目の単位数})\times(\text{その科目で得たGP})]\text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

（２）学則第39条、第40条及び第41条に定める認定科目等は、ＧＰＡの計算の対象としない。

（３）ＧＰＡの算出日は各学期末とし、各学期の学期ＧＰＡ及び入学後の通算ＧＰＡを算出する。

（４）２学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学科長連携のもと、指導教員より指導・助言を行う。

（５）３学期連続してＧＰＡが1.0未満の者については、学部長が学科長及び指導教員と協議した上で、文書による退学勧告を行う。ただし、この退学勧告は退学を強制するものではない。

（定期試験の時期）

第９条　第７条に定める定期試験は、学期末に実施する。

２　授業科目の担当教員が、平常成績の評価のために必要と認める場合には、平常の授業期間中に試験を実施することができる。

（定期試験の受験資格）

第10条　次の各号の一に該当する者は定期試験を受験することができない。

（１）当該授業科目について履修を届け出ていない者

（２）欠席の時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の３分の１を超えている者

（３）授業料その他納入すべき費用が未納の者

２　前項第１号及び第２号に該当する者は、当該授業科目の単位を認定しない。また、前項第３号に該当する者は、当該学期の全ての履修科目について単位を認定しない。

３　授業科目の担当教員が特に必要と認める場合は、第１項第２号の定めに追加して、出席時間数等の条件を定期試験の受験資格として定めることができる。ただし、この場合担当教員は、シラバスにその基準等を明記するなど学生への周知を図るものとする。

（追試験）

第11条　疫病その他やむ得ない事由により定期試験を受けることのできない者は、学生支援センター長の承認を得て追試験を受験することができる。

２　追試験の受験を希望する者は「追試試験願」（様式第２号）を学務課に提出しなければならない。

（試験時の留意事項等）

第12条　定期試験、追試験に際しては、別に定める学内試験受験心得に留意しなければならない。

２　試験において不正行為をした者については、当該科目の成績評価はＥとし、学則第57条の規定により懲戒する。

（教職課程）

第13条　栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得しようとする場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の６に規定する科目に該当する授業科目は、別表１のとおりとする。

２　幼稚園教諭一種免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科及び教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の６に規定する科目に該当する授業科目は、別表２のとおりとする。

３　小学校教諭一種免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科及び教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の６に規定する科目に該当する授業科目は、別表３のとおりとする。

（栄養士免許）

第14条　栄養士の免許証を受ける資格を取得しようとする者は、別表４に定められた授業科目を履修し、卒業しなければならない。

（管理栄養士国家試験受験資格）

第15条　管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別表５に定められた授業科目を履修し、卒業しなければならない。

（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成）

第15条の２　食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成については、別に定める。

（保育士資格）

第16条　保育士の資格を取得しようとする者は、別表６に定められた授業科目を履修し、卒業しなければならない。

（児童厚生一級指導員資格）

第17条　児童厚生一級指導員の資格を取得しようとする者は、別表７に定められた授業科目を履修し、卒業しなければならない。

（委　任）

第18条　この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

（規程の改廃）

第19条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附　則

１．この規程は、平成27年４月１日から施行する。

２．平成28年４月１日改正。

この規程は平成28年４月１日から施行する。ただし平成27年度以前の入学者に係る別表７の適用については、なお従前のとおりとする。

３．この規程は、平成29年９月26日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

４．この規程は、平成30年４月１日から施行する。ただし平成29年度以前の入学者に係る別表第３（2）の適用については、なお従前のとおりとする。

５．この規程は、平成31年４月１日から施行する。ただし平成30年度以前の入学者に係る別表１～３及び別表第６の適用については、なお従前のとおりとする。

６．この規程は、令和元年５月１日から施行する。

７．この規程は、令和元年８月20日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

８．この規程は、令和２年２月18日より施行する。

９．この規程は、令和２年４月１日より施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、従前のとおりとする。

10．この規程は、令和２年６月16日より施行する。

11．この規程は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度以前の入学者に係る別表第２～３及び別表第６の適用については、なお従前のとおりとする。

［様式第１号～第２号］略
［別表１～７］略

仁愛大学学位規程

第 1 章 総 則

（目　的）
第１条　この規程は、学位規則（昭和28年度文部省令第9号）第13条の規定、仁愛大学学則（以下「本学学則」という。）及び仁愛大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に基づき、仁愛大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学　位）
第２条　本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

第 2 章 学 士

（学士の学位）
第３条　本学において授与する学位は、次の表のとおりとする。

学部名	学科名	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学部	心理学科	学士(心理学)
	コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)
人間生活学部	健康栄養学科	学士(栄養学)
	子ども教育学科	学士(教育学)

（学士の学位授与の要件）
第４条　学士の学位は、本学学則に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学士の学位記の様式）
第５条　学士の学位記の様式は、様式第１号のとおりとする。

（学士の学位授与の時期）
第６条　学士の学位記授与の時期は３月または９月とする。

第 3 章 修 士

（修士の学位）
第７条　本学大学院において授与する学位は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

（修士の学位授与の要件）
第８条　修士の学位は、本学大学院学則に基づき、修士課程を修了した者に授与する。

（修士の学位記の様式）
第９条　修士の学位記の様式は、様式第２号のとおりとする。

（修士の学位授与の時期）
第10条　修士の学位記授与の時期は３月または９月とする。

第 4 章 雑 則

（学位の名称）
第11条　学位を授与された者が、その学位名称を用いるときは、「仁愛大学」の名称を付記するものとする。

（学位の取消し）
第12条　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、教授会または研究科教授会の議を経て、当該学位を取り消し、学位記の返還を求めることができる。

（細　則）
第13条　この規程に定めるもののほか、学士の学位に関し必

要な事項は教授会が、修士の学位に関し必要な事項は研究科教授会が別に定める。

（規程の改廃）

第14条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

［様式第１号］略

科目等履修生及び聴講生規程

（目　的）

第１条　この規程は仁愛大学学則（以下「学則」という。）第52条第３項の規定に基づき、科目等履修生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学資格）

第２条　科目等履修生等の入学資格は学則第19条に定める資格を有する者とする。

（入学時期）

第３条　科目等履修生等の入学の時期は原則として学年の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認める場合にはこの限りではない。

（入学出願手続）

第４条　科目等履修生等として本学に入学しようとする者は所定の期日までに次の書類と仁愛大学学納金納付規程（以下「学納金納付規程」という。）別表３（第２条第３項関係）に定める検定料を添えて学長に提出しなければならない。

（１）科目等履修生入学願書又は聴講生志願票（様式第１号又は第２号）

（２）健康診断書

（３）最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

（入学者の選考）

第５条　学長は、前条の入学志願者について選考を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第６条　合格者は所定の期日までに、仁愛大学学生生活規程第２条第１項に定める誓約書・身元保証書を提出するとともに、学納金納付規程別表３（第２条第３項関係）に定める入学料を納付しなければならない。

２　学長は、所定の期日までに前項の入学手続きを完了しない者については合格を取り消すことができる。

３　学長は、第１項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（科目等履修生証、聴講生証）

第７条　科目等履修生等には科目等履修生証又は聴講生証（様式第３号又は第４号）を交付する。

２　科目等履修生証又は聴講生証の取扱いについては、仁愛大学学生生活規程第３条第２項から第６項までの規定を準用する。

（授業料等の納付）

第８条　科目等履修生等は学納金納付規程別表３（第２条第３項関係）に定める授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

２　前項の授業料のほか、実験、実習及び実技等に要する特別の費用（以下「その他の費用」という。）は科目等履修生等の負担とする。

（納付した授業料等）

第９条　納付した検定料、入学料、授業料及びその他の費用は、原則として返付しない。

（履修及び聴講期間）

第10条　科目等履修生等の履修及び聴講期間は１年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、履修・聴講期間延長願（様式第５号）を学長に提出し、許可を得て履修及び聴講期間を延長することができる。

（諸規程の準用）

第11条　科目等履修生等については、学則その他諸規程の学生に関する規定を準用する。

（証明書）

第12条　科目等履修生で単位を認定された者には、本人の請求に基づき単位修得証明書を交付する。

２　聴講生には、所定の授業時間数の３分の２以上出席したときは、本人の請求に基づき聴講証明書を交付する。

（その他の受講者）

第13条　学長は、第２条に定める資格を有しない受講希望者について、教授会の議を経て受講を許可することができる。

２　前項の許可を受けて受講した者については単位認定を行わない。ただし、所定の授業時間数の３分の２以上出席したときは、本人の請求により、受講証明書を交付する。

（入学等許可の取消）

第14条　学長は、科目等履修生または前条の許可を受けた者が本学の諸規程に違反したとき、または学内の秩序を乱したときは、教授会の議を経て第６条の入学の許可または前条の受講の許可を取り消すことができる。

（規程の改廃）

第15条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

既修得単位の認定に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は仁愛大学学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目の単位（本学の科目等履修生として履修した授業科目の単位を含む。以下、「既修得単位」という。）の認定手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（認定の対象）

第２条　単位認定の対象となる既修得単位は、本学の授業科目に該当する内容のものに限る。

（認定の申請）

第３条　単位の認定を申請しようとする者は、１年次の前期授業開始後1週間以内に次の書類を学務課に提出しなければならない。

（１）既修得単位認定願（別記様式）

（２）既修得単位にかかる成績証明書

（３）既修得単位にかかる授業科目の授業内容を示す書類または講義概要の写し

（認　定）

第４条　学長は、前条の規定により申請のあった授業科目について、当該授業科目の担当教員の意見を徴した上で、教授会の議を経て認定する。

（成績評価の表記）

第５条　前条の規定により認定した授業科目の成績の評価は、学則第38条の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、令和元年５月１日から施行する。

文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は仁愛大学学則（以下「学則」という。）第40条の規定に基づき、文部科学大臣が別に定める学修について、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる学修の単位の認定手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（認定の対象）

第２条　単位認定の対象とする検定試験等及び単位認定する本学の授業科目等は、別表のとおりとする。

（認定の申請）

第３条　単位の認定を申請しようとする者は、次の書類を学務課に提出しなければならない。

（１）文部科学大臣が定める学修にかかる単位認定願

（２）検定試験等の合格証明書（級数またはスコアを含む。）

（認　定）

第４条　学長は、前条の規定により申請のあった授業科目について、当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、教授会の議を経て認定する。

（成績評価の表記）

第５条　前条の規定により認定した授業科目の成績の評価は、学則第38条の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

１．平成27年４月１日改正。
この規程は、平成27年４月１日から施行する。

２．平成27年７月７日改正。

３．平成29年４月１日改正。

４．平成31年４月１日改正。

５．令和元年５月１日改正。

６．令和３年４月１日改正。

［別表］略

派遣学生及び特別聴講学生に関する規程

第 1 章 総 則

（目　的）

第１条　この規程は、仁愛大学学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、仁愛大学（以下「本学」という。）に在学する学生で他の大学または短期大学（以下「他大学等」という。）の授業科目を履修する者（以下「派遣学生」という。）及び同第53条に定める特別聴講学生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（規程の改廃）

第２条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

第 2 章 派 遣 学 生

（他大学等との協議）

第３条　学則第39条に規定する他大学等との協議は、教授会の議を経て学長が行う。

２　前項の協議は次の事項について行う。

（１）履修できる授業科目の範囲

（２）対象となる学生数

（３）単位の認定方法

（４）派遣の時期

（５）派遣期間

（６）その他必要な事項

（派遣の要件）

第４条　学生の派遣は、前条の協議が成立している他大学等に対して行う。

２　他大学等において履修し卒業要件の単位として認定できる授業科目の範囲は、学生が所属する学科の区分に応じて、教授会の議を経て学長が定める。

（派遣志願手続）

第５条　他大学等において授業科目を履修しようとする者は、派遣学生願書を学長に提出しなければならない。

（他大学等への通知）

第６条　学長は、前条の願書を提出した者について、教授会の議を経て、派遣先の他大学等に通知する。

（派遣の許可）

第７条　学長は、他大学等から授業科目の履修を許可されたときは、派遣を許可する。

（派遣の時期及び期間）

第８条　派遣の時期及び期間は他大学等との協議で定めた時期及び期間とする。

（授業料）

第９条　派遣学生は、本学学生としての授業料を納付しなければならない。

（単位の認定）

第10条　派遣学生が第6条の許可を受けて他大学等において履修した授業科目の単位については、当該他大学等の成績評価も含めて認定し、学則第38条に基づき成績を表記する。

（派遣学生の責務）

第11条　派遣学生は、この規定のほか、派遣先の他大学等の諸規程を遵守しなければならない。

（派遣許可の取消）

第12条　学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、派遣先の他大学等と協議した上で、教授会の議を経て第7条の許可を取り消すことができる。

（１）成業の見込みがないと認められるとき

（２）派遣学生としてふさわしくない行為があると認められるとき

第 3 章 特別聴講学生

（他大学等との協議）

第13条　第３条の規定は、学則第53条に定める他大学等との協議について準用する。この場合において、第３条中「派遣」とあるのは「受け入れ」と読み替える。

（受入の時期及び期間）

第14条　特別聴講学生の受け入れの時期及び期間は、他大学等との協議で定めた時期及び期間とする。

（特別聴講志願手続）

第15条　特別聴講学生として、本学の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講学生願書その他学長が必要と認める書類を、所属する他大学等の長を通じて、学長に提出しなければならない。

２　前項の志願者の検定料は免除する。

（入学者の選考）

第16条　学長は、前条の志願者について、教授会の議を経て選考する。

（入学手続及び入学許可）

第17条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本人及び保証人連署の誓約書ならびに別に定める書類を提出しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

３　特別聴講学生の入学料は免除する。

（特別聴講学生証）

第18条　特別聴講学生には特別聴講学生証を交付する。

２　特別聴講学生証の取扱いについては、仁愛大学学生生活規程第３条第２項から第６項までの規定を準用する。

（授業料）

第19条　特別聴講学生は、所定の期日までに仁愛大学学納金等納付規程別表第３（１）（第２条第５項関係）に

定める授業料を納入しなければならない。ただし、当該学生の所属する他大学等との協議で授業料に関し特段の取り決めを行った場合には、授業料を免除することができる。

2　前項の授業料のほかに、実験、実習、実技等に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

3　前２項の規定により納入した授業料及び特別の費用は返付しない。

（単位の認定）

第20条　特別聴講学生の単位の認定は、学則第37条及び第38条に基づき行う。

（単位修得証明書）

第21条　学長は、特別聴講学生の認定された単位については、単位修得証明書により、当該特別聴講学生の所属する他大学等の長に通知する。ただし、学長が特別の事情があると認める場合には、特別聴講学生本人の請求に基づき、単位修得証明書を本人に交付することができる。

（特別聴講学生の責務）

第22条　特別聴講学生は、この規程のほか本学の諸規程を遵守しなければならない。

（入学許可の取消）

第23条　学長は、特別聴講学生が本学の諸規程に違反したとき、または学内の秩序を乱したときは、教授会の議を経て第17条の許可を取り消すことができる。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

福井県内大学等間単位互換に関する協定についての申合せ

（趣　旨）

1　福井県内大学等間単位互換制度に基づく特別聴講派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについては、単位互換に関する協定書及び実施要項に定めるほか、次のとおり申し合わせる。

（授業時間割表）

2　大学及び短期大学（以下「大学等」という。）は、特別聴講学生として履修できる授業時間割表を編成して、次の時期までに他大学等へ通知する。

（１）前期：12月下旬

（２）後期：６月下旬

（学年暦及びシラバス等）

3　各大学等は、学年暦及びシラバス等を作成して、12月下旬までに他大学等へ通知する。

（募集要項）

4　各大学等は、特別聴講学生募集要項を次により作成して、他大学等へ通知する。

（１）募集要項には、実施方法（出願資格、授業料等、開放科目、出願手続、受入れの可否、履修期間、特別聴講学生に対するガイダンスの実施、試験の実施方法、単位の認定、施設の利用、授業時間割、通学方法、所在地及び問い合わせ先、その他）を記載する。

（２）通知時期　前期：12月下旬、後期：６月下旬

（派遣学生募集案内）

5　各大学等は、他大学等で履修を希望する学生に対して、単位互換に関する案内書を次により作成し、周知する。

（１）案内書には、実施方法（出願資格、授業料等、開放科目、履修科目、履修計画、履修期間、試験の実施方法、施設の利用、出願手続、単位の認定、その他）を記載する。

（２）周知期間　前期：１月中旬～下旬、
後期：７月中旬～下旬
この間にガイダンスを実施する。

（出願資格）

6　出願資格は福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学、仁愛女子短期大学、福井医療大学、敦賀市立看護大学及び福井工業高等専門学校に在籍する学生（大学院学生を除く。）で、他大学等において授業科目の履修を希望する者。

（特別聴講学生の出願）

7　他大学等で履修を希望する学生は、所属する大学等の担当課に次の各号に掲げる書類を次の期間に出願しなければならない。

（１）特別聴講学生入学願書

（２）その他必要な書類

（３）出願期間　前期：１月下旬～２月上旬、
後期：７月中旬～７月下旬

（推薦順位）

８　各大学等は、特別聴講学生の出願に当たって、１大学１科目に複数の聴講希望者が出た場合は、推薦順位を付して依頼を行う。

（受入れ依頼）

９　各大学等は、学生の出願に基づき、受入れ大学等へ次の時期までにまとめて受入れ依頼を行う。

（１）前期：２月下旬

（２）後期：９月上旬

（受入れの可否）

10　受入れ大学等は、受入れの可否を次の時期までに通知する。なお、否の場合は理由も併せて通知する。

（１）前期：３月下旬

（２）後期：９月下旬

（受入れ大学等におけるガイダンス）

11　受入れ大学等は、特別聴講学生に対し、授業時間割、講義室、施設（図書館、食堂等）、掲示、試験及び休講・補講通知等についてガイダンスを実施する。

（受講登録）

12　受入れ大学等は、ガイダンスを行う際に受講登録手続をさせる。

（成績通知）

13　受入れ大学等は、派遣大学等へ原則として「認定」により成績を通知する。

（１）前期：９月上旬

（２）後期：卒業対象学生は２月下旬、在学生は３月上旬

（履修許可の取り消し）

14　受入れ大学等の長は、特別聴講学生が次の各号の一に該当するときは、派遣大学等との協議により履修の許可を取り消すことができる。

（１）成業の見込みがないと認められるとき。

（２）特別聴講学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（履修期間）

15　協定書４に定める履修期間とは、当該学生が履修する授業科目の開講年度または開講学期とする。開講年度または開講学期を超えて履修を希望する学生は、改めて出願するものとする。

（サテライトキャンパス等に係る特例）

16　サテライトキャンパス及び双方向授業システムを利用する授業科目については、この申合せの規定にかかわらず別に定める。

附　則

１．この申し合わせは、平成23年４月１日から施行する。

２．平成25年４月１日改正。

３．平成26年４月１日改正。

４．平成28年４月１日改正。

指導教員制に関する規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、仁愛大学の指導教員制に関し、必要な事項を定める。

（指導教員）

第２条　学部に指導教員を置く。

２　担当する学生の区分は、学部で定める。

３　指導教員の選出方法及びその人数は、学部で定める。

４　指導教員は、学部長が委嘱する。

５　指導教員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（指導教員の職務）

第３条　指導教員は、担当する学生に対し、次に掲げる助言及び支援を行う。

（１）学生の円滑な修学及び学生生活についての助言及び支援

（２）教育活動、学生生活に関する学生からの要望についての助言及び支援

（３）学生の進路選択に関する相談についての助言及び支援

（４）その他学生からの相談についての助言及び支援

（細　則）

第４条　この規程に定めるもののほか、指導教員に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

（規程の改廃）

第５条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

学生生活規程

第 1 章 総 則

（目　的）

第１条　この規程は、仁愛大学（以下「本学」という。）の学生の学生生活に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（誓約書・身元保証書）

第２条　本学に入学しようとする者は、保証人１名を定め、誓約書・身元保証書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　前項の身元保証書における保証人は、保証する学生の在学中の行為及び授業料その他の費用の納入等について責任を負うものとし、原則として父母または親権を行う者もしくは後見人とする。

ただし、学長が特に認める場合にはこの限りではない。

（学生証）

第３条　学生は、入学の際学生証（様式第２号）の交付を受けなければならない。

２　学生は、本学構内においては、必ず学生証を携帯しなければならない。

３　学生は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

４　学生は、学生証を紛失し、または汚損したときは、学生証再交付願（様式第３号）に別表に定める手数料証紙を貼付して学生支援センターに提出し、再交付を受けなければならない。

５　学生は、学生証を他人に貸与し、または譲渡してはならない。

６　学生は、卒業、退学、除籍等により、本学の学籍を離れたときは、学生証を直ちに学生支援センターに返還しなければならない。

（学生個人情報原票）

第４条　学生は、入学後本学の指定する日までに、本学の学籍簿、各種証明書発行のための基本的な個人情報及び本学が教育研究活動を遂行するうえで必要となる最小限の個人情報について、学生個人情報原票（様式第４号）にもとづき学生支援センターに提出しなければならない。

２　提出された学生個人情報は、学生支援センターにおいて管理する。

３　学生は、提出した個人情報について追加・削除等変更したい場合は、学生個人情報異動届（様式第５号）を学生支援センターに提出し、訂正を請求することができる。

（服　装）

第５条　学生の服装は、学生の良識により、その品位を保つことに留意しなくてはならない。

（大学からの通知等）

第６条　学生に対する告示、発表、説明、連絡、通知等（以下「通知等」という。）は、全て本学所定の掲示板への掲示によって行う。ただし、やむを得ない事情により緊急に通知等を行う必要がある場合には、学内放送により行うことがある。

２　前項の掲示の期間は原則として１週間とし、掲示された事項は、その掲示をもって全学生に周知されたものとみなす。

（面会等）

第７条　本学は、学生個人と外来者との面会、電話による呼び出し、学生個人への通信物等については、原則として取り次ぎを行わない。

（非常災害時）

第８条　学内において非常災害が生じた場合には、学生は教職員の指示に従い、迅速に行動し、非難救急に当たらなければならない。

（盗難、遺失物及び拾得物）

第９条　学内において盗難にあった学生は、盗難の現場を保存し、速やかに学生支援センターに盗難届（様式第６号）により届け出なければならない。

第10条　学内において遺失物または拾得物のあった学生は、総務課に届け出なければならない。

２　前項の拾得物については、総務課において届出のあった日から１週間保管し、所有者の申し出がない場合には処分する。

第 2 章 各種証明書

（通学証明）

第11条　公共交通機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書を希望する学生は、通学証明書交付願（様式第７号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（学生旅客運賃割引証）

第12条　旅行するため、学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付願（様式第８号）を学生支援センターに提出しなければならない。

２　学割証を不正に使用した学生には、以後学割証の交付は行わない。

（在学証明書等）

第13条　在学証明書、学業成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書または健康診断証明書の交付を希望する学生は、各種証明書交付願（様式第９号）に別表に定める金額の手数料証紙を貼付して学生支援センターに提出しなければならない。

第 3 章 退学、転学、休学、欠席等

（退　学）

第14条　仁愛大学学則（以下「学則」という。）第25条の規定により退学しようとする学生は、退学願（様式第10号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（転　学）

第15条　学則第26条の規定により転学しようとする学生は、転学願（様式第11号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（留　学）

第16条　学則第28条の規定により外国の大学または短期大学で学修することを志願する学生は、留学願（様式第12号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（休　学）

第17条　学則第29条第１項の規定により休学し、または、同条第３項の規定により休学の期間を延長しようとする学生は、休学（期間延長）願（様式第13号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（復　学）

第18条　学則第30条の規定により復学しようとする学生は、復学願（様式第14号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（欠席届）

第19条　疾病その他やむを得ない事情により１週間以上欠席しようとする学生は、事前または事後３日以内に欠席届（様式第15号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（公認欠席）

第20条　学生は、次の各号に掲げる事由により学生支援センター長の承認を得て欠席する場合の欠席は、人間学部履修規程第11条第１項第２号または人間生活学部履修規程第10条第１項第２号の欠席には含めない。

（１）本学を代表して学外の公式の行事に参加する場合

（２）火災、災害等やむを得ない事情があると認められる場合

（３）学生支援センター長が認める就職試験を受験する場合

２　前項の承認を得ようとする学生は、公認欠席願（様式第16号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（忌　引）

第21条　学生が次の各号に掲げる親族が死亡したことにより学生支援センター長の承認を得て欠席する場合には、当該各号に掲げる日数の欠席については、人間学部履修規程第８条第２号または人間生活学部履修規程第10条第１項第２号の欠席には含めない。

（１）父　母　　７日

（２）祖父母、兄弟姉妹　　３日

（３）その他の３親等以内の親族　１日

２　前項の承認を得ようとする学生は、忌引届（様式第17号）を学生支援センターに提出しなければならない。

第 4 章 健 康 診 断

（健康診断）

第22条　学生は、毎年本学が行う健康診断を受けなければならない。

２　学生は、前項の健康診断の結果本学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第 5 章 学生の団体

（団体の設立）

第23条　学生が学内において団体を設立しようとするときは、顧問となる本学専任の教職員１名を定め、責任者２名が連署した団体設立許可願（様式第18号）に規約を添えて学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

２　前項の団体設立許可願に記載した事項または規約を変更しようとする団体は、団体変更届（様式第19号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（団体の活動報告等）

第24条　団体は、毎年度５月の学生支援センター長が指定する日（以下「報告期日」という。）までに、前年度の活動報告、当該年５月１日現在の構成員名簿及び当該年度の活動予定を団体活動状況報告書（様式第20号）により報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、当該年度の４月１日以降報告期日の前日までに前条の許可を受けた団体にあっては報告期日までに、報告期日以降年度途中において前条の許可を受けた団体にあってはその都度学生支援センター長が定める日までに当該年度の活動予定のみを報告するものとする。

３　前２項の報告がないときは、当該団体は、解散したものとみなす。

（学外指導者の招聘）

第25条　団体が、その活動内容について専門的な知識もしくは技術または相当の経験を有する者を指導者として１年または半期の単位で長期間にわたって学外から招聘しようとする場合には、責任者及び顧問教職員が連署した学外指導者招聘許可願（様式第21号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

（学外団体への加入）

第26条　学外の団体へ加入しようとする団体は、責任者及び顧問教職員が連署した学外団体加入許可願（様式第22号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2　学外の団体から脱退した団体は、学外団体脱退届（様式第23号）を学生支援センターに提出しなければならない。

（団体の解散）

第27条　解散した団体は、速やかに団体解散届（様式第24号）を学生支援センターに提出しなければならない。

2　学生支援センター長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

（1）本学の教育研究活動を妨げたとき

（2）学則その他本学の諸規程に違反したとき

（3）団体活動中の事故発生等団体の運営が円滑に行われなかったとき

（4）団体の構成員が不祥事に関係し、当該不祥事が団体活動と密接な関連があったとき

（5）団体活動が長期にわたって行われなかったとき

第 6 章　諸活動の許可

（集会等）

第28条　本学の内外において集会、催物、合宿等（以下「集会等」という。）を行おうとする学生またはその団体は、責任者１名を定め、その期日の５日前までに、学内（外）活動許可願兼施設使用許可願（様式第25号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2　学生支援センター長は、前項の規定により許可した集会等が次の各号の一に該当すると認められる場合には、当該集会等の中止を命ずることができる。

（1）　法律、条例その他法令に違反するとき

（2）　本学の秩序を著しく乱すおそれがあるとき

（3）　学生としての本分に反するものであるとき

（学外講師の招聘）

第29条　学外から講演会等の講師を招聘しようとする学生またはその団体は、責任者１名を定め、その期日の５日前までに学外講師招聘許可願（様式第26号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を得なければならない。

（学内掲示）

第30条　本学構内おいて、印刷物等を掲示しようとする学生またはその団体は、その５日前までに学内掲示許可願（様式第27号）に当該掲示物を添えて学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた掲示物には、学生支援センター職員が掲示期間を明示した許可印を押印する。

3　掲示物は責任者の氏名を明記の上、学生支援センター長が指定した掲示板に掲示しなければならない。

（掲示物の撤去）

第31条　学生またはその団体は、前条第２項の掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

2　学生支援センター長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、またはこれを撤去することができる。

（1）掲示期間を経過したもの

（2）許可を受けた内容と相違するもの

（3）許可印を押印していないもの

（4）学生支援センター長が指定した場所以外に掲示したもの

（5）その他学生支援センター長が不適当と認めたもの

（印刷物等の発行・配布）

第32条　本学の内外において新聞、雑誌、小冊子、ビラ、アンケート等（以下「印刷物等」という。）を発行し、配布しようとする学生またはその団体は、その５日前までに印刷物等発行・配布許可願（様式第28号）に当該印刷物等を添えて学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を得なければならない。

2　学生支援センター長は、印刷物等が印刷物等発行・配布許可願とともに提出されたものと相違するときには、発行または配布の中止を命ずることができる。

（募金・物品販売等）

第33条　本学の内外において募金、署名運動、物品販売、その他これらに類する行為（以下「募金等」という。）をしようとする学生またはその団体は、その５日前までに募金・物品販売等許可願（様式第29号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を得なければならない。

2　前項の許可を得て募金等を行った学生またはその団体は、当該募金等の結果を学生支援センター長に報告しなければならない。

3　学生支援センター長は、募金等が強要等他人に迷惑を及ぼす行為を伴うものであると認められるときは、当該募金等の中止を命ずることができる。

第 7 章　施設、設備等の使用

（施設、設備等の使用）

第34条　授業以外の目的で本学の施設を使用しようとする学生またはその団体は、責任者１名を定め、その５日前までに学内（外）活動許可願兼施設使用許可願（様式第25号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2　学生の団体がその活動のために１年または半期の単

位で長期間にわたって施設を使用しようとする場合には、前項の規定にかかわらず、長期施設使用許可願（様式第30号）を毎年度当初の学生支援センター長が指定する日（以下「指定日」という。）までに学生支援センターに提出して、学生支援センター長の許可を受けなければならない。ただし、指定日以降年度途中において第23条に定める設立の許可を受けた団体及び指定日以降年度途中から新たに施設を使用しようとする団体については、その都度学生支援センター長が指定する日までに提出するものとする。

3　授業以外の目的で本学の設備または備品を使用しようとする学生またはその団体は、あらかじめ設備等使用許可願（様式第31号）を総務課に提出し、事務長の許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第35条　前条の許可を得て本学の施設、設備または備品（以下「施設等」という。）を使用する学生またはその団体は、次の事項を守らなければならない。

（1）許可を受けた使用目的以外には使用しないこと
（2）許可を受けた期間及び時間帯を厳守すること
（3）周辺の秩序を乱さないこと
（4）施設等を毀損しないこと
（5）その他許可に際して付された条件及び管理者（施設については学生支援センター長、設備または備品については事務長）の指示に従うこと

（使用許可の取消）

第36条　管理者は、施設等を使用する学生またはその団体が次の各号の一に該当するときは使用の許可を取り消すことができる。

（1）使用願に偽りがあったとき
（2）許可に際して付された条件及び管理者の指示に違反したとき
（3）その他管理者が定める施設等の管理及び使用に関する定めに違反したとき

（毀損等の取扱い）

第37条　学生またはその団体は、施設等を毀損し、または滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2　管理者は、前項の規定による毀損または滅失が学生またはその団体の故意または過失によるものであるときは、当該学生またはその団体をしてこれを原状に回復させ、またはその修理もしくは補充に要する経費を負担させるものとする。

（原状の回復）

第38条　学生またはその団体は、使用を終わったとき、または第36条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復するとともに、学生またはその団体が搬入した物件を撤去しなければならない。

（使用終了の届出）

第39条　学生またはその団体は、施設等の使用を終了したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、当該施設等の点検を受けなければならない。

第 8 章　学内駐車場

（駐車場使用の許可）

第40条　自動車（自動二輪車を含む。）を利用して通学し、本学の学生用駐車場を使用しようとする学生は、学内駐車場使用許可願（様式第32号）を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2　学生支援センター長は、学生支援センター長が別に定める許可基準に基づき学内駐車場の使用を許可し、許可した学生に学内駐車場使用許可証を発行する。

3　第１項の許可を受けた学生（以下「許可学生」という。）のうち使用する自動車を変更した者は、自動車変更届（様式第33号）を学生支援センターに提出しなければならない。

4　許可学生のうち現住所を変更し、変更後も学内駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ学内駐車場使用許可願を学生支援センターに提出し、再度学生支援センター長の許可を受けなければならない。

5　本学は、駐車場その他学内での交通事故については一切の責任を負わない。

（維持協力費）

第41条　許可学生は、毎年度４月の学生支援センター長が指定する日までに学内駐車場維持協力費（以下「維持協力費」という。）10,000円を別に定める方法で本学に納付しなければならない。ただし、学生支援センター長が指定する日以降年度途中において許可を受けた学生は、その都度学生支援センター長が定める日までに維持協力費を納付しなければならない。

2　納付した維持協力費は、原則として返付しない。

（駐車場使用上の遵守事項）

第42条　許可学生は、学生支援センター長が別に定める学内駐車場使用心得を遵守しなければならない。

（駐車場使用許可の取消）

第43条　学生支援センター長は、許可学生が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。

（1）使用許可願に偽りがあったとき
（2）維持協力費を学生支援センター長が指定する日までに納付しないとき
（3）学内駐車場使用心得または本学職員の指示に従わないとき
（4）その他自動車運転者として相応しくない行為があったと学生支援センター長が認めたとき

第 9 章 そ の 他

（規程の改廃）
第44条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。

［別　表］（第３条、第１３条関係）
各種証明書等交付手数料

証 明 書 等	手 数 料	英文手数料
学業成績証明書	300円	1,000円
卒業見込証明書		300円
健康診断証明書		

世灯奨学金規程

（目　的）
第１条　この規程は、仁愛大学に在籍する学生のうち、特に学業及び人物に優れた学生に対して、世灯奨学金（以下「奨学金」という。）を給付し、もって学生生活の支援に資することを目的とする。
（奨学生の数及び給付額）
第２条　奨学金を給付される者（以下「奨学生」という。）の数及び給付額は、別に定める。
（申　請）
第３条　奨学金を希望する者は、指定する期日までに世灯奨学金申請書（別紙様式１）に学業成績証明書を添付して学長に申請するものとする。
（審査及び決定）
第４条　奨学生は、学科長の推薦に基づき、評議会の審査を経て、学長が採否の決定を行う。
２　学長は選考結果を学園長に報告する。
（通　知）
第５条　学長は、前条の規定により決定を行ったときは、その結果を奨学生選考結果通知書（別紙様式２）により通知するとともに告示するものとする。
（奨学金の給付）
第６条　奨学生は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
（１）誓約書（別紙様式３）
（２）奨学金振込口座届（別紙様式４）
（奨学金の給付方法）
第７条　奨学金は、前条の手続き完了後、すみやかに奨学生の預金口座に振込むものとする。
（運　用）
第８条　奨学金制度の運用に関する必要事項は、別に定める。
（事務の所管）
第９条　奨学金に関する事務は、学生支援センター学務課が行う。ただし、給付に関する事務は事務局経理課が行う。
（規程の改廃）
第10条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和元年５月１日から施行する。

【世灯奨学金内規】

（目　的）
第１条　この内規は、世灯奨学金（以下「奨学金」という。）規程第８条に基づき、奨学金制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（奨学生の数）
第２条　奨学金を給付される者（以下「奨学生」という。）は、３年次に在籍する者の中で、学業成績及び人物が極めて優秀な者とし、その数は原則として毎年８名以内（内訳は心理学科２名以内、コミュニケーション学科２名以内、健康栄養学科２名以内、子ども教育学科は２名以内。）とする。
（給付額）
第３条　奨学金の給付額は250,000円とし、６月に全額を支給する。
（申　請）
第４条　奨学金の申請は毎年４月の指定した期間とする。
（審査及び決定）
第５条　学科長は申請者の中から前年度までの学業成績と人物等を総合的に評価し、毎年５月末日までに学科会議の議を経て推薦者を選出し、評議会に諮るものとする。
２　学業成績の基準については、２年間の修得単位数が80単位以上の者かつ通算のGPA値が3.3以上の者とする。
（奨学生資格の取消し）
第６条　奨学生が学則第57条の規定に基づき懲戒されたときは、その資格を取消し、給付した額を返還させる。

附　則
この内規は、平成30年４月１日から施行する。

課外活動等奨学金規程

（目　的）
第１条　この規程は、仁愛大学に在籍する学生または学生団体が、スポーツ活動、文化活動、特色ある活動等（以下「課外活動等」という。）の各分野において秀でた成果を残した場合において、課外活動等奨学金（以下「奨学金」という。）を給付し、もって学生生活の支援に資することを目的とする。
（給付額）
第２条　奨学金の給付額は、別に定める。
（申　請）
第３条　奨学金を希望する者は、課外活動等奨学金申請書（別紙様式１）により、証明書類を添付して学生支援センター長に申請するものとする。
（決　定）
第４条　決定は、学生支援センター長の推薦に基づき評議会の審査を経て学長が行う。
（支　給）
第５条　学長は、前条の規定により決定を行ったときは、奨学金を支給するとともに告示する。
（取消し）
第６条　奨学金の申請内容に不正事実が認められたときは、給付した額を返還させる。
（運　用）
第７条　奨学金制度の運用に関する必要事項は、別に定める。
（事務の所管）
第８条　奨学金に関する事務は、学生支援センター学務課が行う。ただし、給付に関する事務は事務局経理課が行う。
（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和元年５月１日から施行する。

【課外活動等奨学金内規】

（目　的）
第１条　この内規は、課外活動等奨学金（以下「奨学金」という。）規程第７条に基づき、奨学金制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（給　付）
第２条　奨学金は、以下の各分野において秀でた成果を残した学生または学生団体に対して給付する。
（１）スポーツ活動等において特に顕著な成績を修めた個人または団体

（２）文化活動等において特に顕著な成績を修めた個人または団体

（３）社会奉仕活動等が特に顕著であった個人または団体

（４）その他、特色ある個人活動を展開し、その実績と将来性がある者

（給付額）

第３条　奨学金の給付額は、下記の基準によるものとする。

（１）前条第1号については次のとおりとする。

事　例	給付額	備　考
① 県大会または 北陸地区大会1位	団体　30,000円 個人　10,000円	○新人大会、数校間で行う対抗試合、および個人が本学以外から選ばれて出場する場合は除く。 ○表中②③の上位入賞については、その都度協議する。
② 中部、関西、北信越大会上位入賞	団体　50,000円 個人　20,000円	
③ 全国大会上位入賞	団体 300,000円 個人 100,000円	

（２）前条第2号については、次のとおりとする。

事　例	給付額	備　考
① 県大会または 北陸地区大会1位	団体　30,000円 個人　10,000円	○個人が本学以外から選ばれて出場する場合は除く。 ○表中②③の上位入賞については、その都度協議する。
② 中部、関西、北信越大会上位入賞	団体　50,000円 個人　20,000円	
③ 全国大会上位入賞	団体 300,000円 個人 100,000円	

（３）前条第3号及び第4号に係る奨学金の給付額についてはその都度協議する。

（内規の改廃）

第４条　この内規の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

この内規は平成26年9月16日から施行する。

応急奨学金規程

（目的）

第１条　この規程は、仁愛大学及び仁愛大学大学院の応急奨学金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（奨学生の資格）

第２条　次の各号の理由により著しく修学が困難となった者で、学業成績が優秀であり、修学継続の意思が強固と認められる学生に対し、学生生活を援助するために奨学金として第３条に定める額を給付するものとする。但し、社会人入学生及び社会人編入学試験による編入学生ならびに外国人留学生を除く。

（１）主たる学資負担者が死亡し、もしくは疾病により学資負担が困難となった場合

（２）主たる学資負担者が風水害・火災などの災害により学資負担が困難となった場合

（３）その他特別な理由により、この奨学金の対象とすることが特に必要であると学長が認める場合

（給付額）

第３条　奨学金の給付額は申請のあった学期の授業料及び教育充実費の２分の１の額とする。

（申　請）

第４条　奨学金を希望する者は、指定する期日までに次の表に定める提出すべき書類を添えて、学長に提出しなければならない。なお、在学中に申請できる回数は１回とする。

書　類	摘　要
応急奨学金申請書	本学所定用紙（別紙様式１）
所得証明書	所得のある家族全員分（市町村発行）
特別の事情を証明する書類 （いずれか１通）	○学資負担者が死亡したことを証する書類 ○学資負担者の疾病を証する医師の診断書 ○学資負担者が災害を受けたことを証する書類 ○その他学長が必要と認める書類

（審査及び決定）

第５条　前条により希望者から申請書の提出があった場合、評議会の審査を経て学長が採否の決定を行う。

２　審査にあたっては希望者の事情に配慮するものとし、必要あるときは当該学生から説明を聴取できるものとする。

（通　知）

第６条　学長は、前条第１項の規定により決定を行ったときは、奨学生選考結果通知書（別紙様式２）により、その結果を通知するものとする。

（奨学金の給付）
第７条　前条により奨学金を給付されることとなった者（以下「奨学生」という。）は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
（１）誓約書（別紙様式３）
（２）奨学金振込口座届（別紙様式４）
（奨学金の給付方法）
第８条　奨学金は、前条の手続き完了後、すみやかに奨学生の預金口座に振込むものとする。
（奨学生資格の取消し）
第９条　奨学金の申請内容に不正事実がみとめられときは、その資格を取消すとともに、給付した額を徴収する。
（奨学生への教育ローン援助）
第10条　奨学生が、学納金を納付するために金融機関の取り扱う教育ローンを利用した場合は、在学中の利子分を残存する在学期間に応じ給付する。給付額は、教育ローンの利子のうち年利相当額（年間上限50,000円）とする。
（事務の所管）
第11条　奨学金に関する事務は、学生支援センター学務課が行う。ただし、給付に関する事務は事務局経理課が行う。
（規程の改廃）
第12条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附属図書館利用規程

（目　的）
第１条　この規程は、仁愛大学附属図書館規程第６条に基づき、仁愛大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について定める。
（利用資格）
第２条　図書館を利用できる者は、次のとおりとする。
（１）教員
（２）職員
（３）学部学生
（４）大学院生
（５）元教職員
（６）卒業生
（７）その他図書館長（以下「館長」という。）が許可した者
（開館時間）
第３条　図書館の開館時間は、次のとおりとする。
（１）平　日　９時から21時30分まで
（２）土曜日　９時から18時30分まで
２　館長は、必要に応じて開館時間を変更することができる。
（休館日）
第４条　休館日は、次のとおりとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日
（３）12月29日から翌年１月３日までの日
（前号に掲げる日を除く。）
（４）前3号以外の本学休業日のうち館長が定める日
２　前項に定めるもののほか、館長は必要に応じて臨時に休館日を定めることができる。
（館内利用）
第５条　利用者は、館内開架の資料については自由に利用することができる。
２　書庫内所蔵の資料は、所定の手続きにより利用することができる。
（館外貸出）
第６条　第２条に定める利用者は、次の各号により館外貸出を受けることができる。
（１）図書については、次のとおりとする。
ア　教　員
冊数：20冊以内　　期間：30日以内
イ　職　員
冊数：５冊以内　　期間：14日以内
ウ　学部学生１～３年生
冊数：５冊以内　　期間：14日以内
エ　学部学生４年生
冊数：10冊以内　　期間：14日以内

オ　大学院生
冊数：10冊以内　　期間：30日以内
カ　元教職員・卒業生・その他館長が許可した者
冊数：５冊以内　　期間：14日以内
（２）図書以外の資料の帯出については、館長が別に定める。
（３）研究費による購入資料の館外貸出については、館長が別に定める。
２　第２条第４号に規定する者に対する貸出については、館長が別に定める。
３　次に掲げる資料は、館長が必要と認める場合以外には、館外貸出を行わない。
（１）貴重図書
（２）参考図書（辞書、事典等）
（３）合冊製本した学術雑誌
（４）新　　聞（縮刷版を含む）
（５）その他館長が指定した資料
４　帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。
５　帯出した資料は、転貸してはならない。
６　館長は、必要に応じて次のことができる。
（１）貸出資料の増減
（２）貸出期間の延長または短縮
（３）貸出資料の返却請求

（レファレンスサービス）
第７条　利用者は、次のレファレンスサービスを依頼することができる。
（１）資料及び文献の検索
（２）学術情報の提供
（３）その他図書館の利用に関すること。

（各種機器の利用）
第８条　情報関連機器、視聴覚機器及びその他の機器については、所定の手続きにより利用することができる。

（文献複写）
第９条　資料等の複写は、所定の手続きにより行うことができる。ただし、次のものは、複写することができない。
（１）著作権法に抵触するもの。
（２）館長が不適当と認めたもの。

（相互利用）
第10条　利用者は、他大学図書館等の利用について、館長に斡旋を依頼することができる。
２　館長は、他図書館等から利用の申し込みがあったときは、本学の教育及び研究に支障のない範囲においてこれに応ずることができる。
３　図書の他大学図書館等との相互貸借については、館長が別に定める。

（他大学図書館等への文献複写依頼）
第11条　利用者は、他大学図書館等への文献複写の申し込みを依頼することができる。
２　前項の手続きに要する経費は利用者の負担とする。

（館内規律）
第12条　入館者は、次のことを守らなければならない。
（１）静粛を保つこと。
（２）飲食及び喫煙をしないこと。
（３）資料及び各種機器、ならびに施設、設備等を汚損、損傷しないこと。
（４）他の入館者の迷惑になるような行為をしないこと。
（５）図書館職員の指示に従うこと。

（弁　償）
第13条　利用中の資料・機器を紛失、毀損または汚損した場合は、弁償しなければならない。

（利用の制限または停止）
第14条　館長は、この規程に違反した者に対し、図書館の利用を制限または停止することができる。

（規程の運用）
第15条　この規程の運用に関し必要な事項は、館長が定める。

（規程の改廃）
第16条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成29年５月２日から施行する。

世灯館 部室利用規程

（趣　旨）

第１条　仁愛大学世灯館における部室の利用については、当分の間、この規程の定めるところによる。

（管理運営）

第２条　世灯館の管理運営の責務は、学生支援センター長及び事務長がこれを負う。

２　世灯館の管理運営に関する基本的な事項については、学生生活委員会において審議する。

（使用資格）

第３条　世灯館の部室を使用できるものは、課外活動を目的とし、学生生活規程 第23条により設立された本学学生の団体及び学友会とする。

（使用時間）

第４条　世灯館の使用時間は、平日は７時30分から20時まで、土曜日は７時30分から18時までとする。

（使用できない日）

第５条　次に掲げる日は、世灯館を使用できない日とする。ただし、学生支援センター長が特別に許可を与えた場合は、この限りでない。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３）８月12日から８月16日

（４）12月28日から翌年の１月４日まで

（部室の使用）

第６条　世灯館の部室を使用しようとする学生の団体責任者は、長期施設使用許可願を毎年度当初の学生支援センター長が指定する日までに学生支援センターに提出して、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

２　学生生活規程 第34条から第39条までの規程は、世灯館の部室の使用について準用する。

３　部室内の備品等を破損した場合は、原則として、当該使用者が復帰に要する費用を負担するものとする。

（使用期限）

第７条　世灯館の部室の使用期限は、許可を受けた日から翌年の3月末日までとする。ただし、次条に違反したときは、学生支援センター長は当該使用者の部室の使用を停止、または使用許可を取り消すことができる。

（禁止行為）

第８条　世灯館の部室においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）健全な課外活動以外の目的のための使用

（２）部室の施設または設備の原状の変更

（３）当該使用者以外の者への転貸

（４）火災・爆発またはガス中毒等のおそれのある器具・物品の持ち込み

（５）部室内での飲酒及び喫煙

（６）他の使用者の妨害となる全ての行為

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

【世灯館 使用心得】

１．使用できる時間は以下のとおり。

平　日	7時30分から20時
土　曜	7時30分から18時

２．空室時には必ず施錠し、貴重品は各自が責任を持って管理すること。

３．常に整理整頓・衛生保持に努めること。また、窓ガラスを張り紙等で覆わないこと。

４．原則として学外者の立ち入りを禁止する。

５．その他使用については「仁愛大学 世灯館 部屋利用規程」を遵守すること。

世灯会 会則

第 1 章 総 則

第１条　本会は仁愛大学学友会「世灯会」（以下「本会」という）と称し、本部を仁愛大学（以下「本学」という）内におく。

第２条　本会は会員相互の自治協力により、各自の教養の向上に努め、本学教職員との協力のもとに健全で民主的な学生生活を築き、本学の教育理念の具現に寄与することを目的とする。

第３条　本会は前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

（１）課外教育活動の振興
（２）学生生活向上のための諸活動
（３）世灯祭の企画・運営
（４）全学的なボランティア活動の企画・運営
（５）新入生歓迎会等の学内行事の開催
（６）その他本会の目的に資する活動

第４条　本会は本学に在籍する学部学生を会員とする。

第５条　本会に学長の任命する顧問をおく。顧問は学生総会、運営委員会等に列席し、世灯会の円滑な運営を計る。

第６条　本会は第２条の目的を遂行するために次の機関をおく。

（１）学生総会
（２）執行部会
（３）運営委員会
（４）監査委員会
（５）選挙管理委員会
（６）公認団体
（７）世灯祭実行委員会
（８）特別委員会

第 2 章 学 生 総 会

第７条　学生総会（以下「総会」という）は、本会の最高議決機関である。

第８条　総会は世灯会会長（以下「会長」という）が招集し、年１回開催する。ただし、次の場合には、臨時総会を開くことができる。

（１）全会員の１/３以上の連名による要求があった場合
（２）執行部会が必要と認めた場合
（３）運営委員会が必要と認めた場合
（４）監査委員会が必要と認めた場合

第９条　総会の招集は、開会の日前７日までに所定の掲示場に招集の日時、場所及び議題を付して公示する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第10条　総会は全会員の１/２以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。

２　総会の議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。

第11条　総会の議長は、運営委員会より選出する。

第12条　総会では次の事項を審議し決議する。

（１）事業計画
（２）予算及び決算の承認
（３）会則の改正
（４）その他重要事項

第 3 章 執 行 部 会

第13条　執行部会は、本会の事務及び歳入・歳出予算、その他総会の議決にもとづく事務ならびに一般業務の運営を円滑に執行する機関である。

２　執行部会には次の役員をおく。

（１）会長１名
（２）副会長１名
（３）書記２名
（４）会計２名
（５）広報２名
（６）文化部会会長１名
（７）体育部会会長１名

第14条　役員（文化部会会長・体育部会会長を除く）は、全会員の選挙によって選出する。

第15条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
（３）書記は本会の庶務について責任を負い、諸活動の記録をとる。
（４）会計は本会の会計を担当する。
（５）広報は本会の活動に関する情報の整理と広報を担当する。

第16条　役員の任期は４月１日より３月31日までの１年間とする。ただし、任期途中で改選のあった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条　執行部会の会長は、会長がこれに当たり、毎月１回以上招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または役員の１/３以上の要求がある場合は臨時にこれを招集することができる。

第 4 章 運 営 委 員 会

第18条　運営委員会は、学生総会に次ぐ審査・議決機関で、本会の運営に関する諸企画をなし、決議事項を執行する。

第19条　運営委員会は、各学年・学科より選出された８名の委員と文化部会副会長及び体育部会副会長をもって構成する。

第20条　運営委員会は、委員の２/３以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。

第21条　運営委員会は、会長がこれを招集し、年２回の開催することを原則とする。ただし会長が必要と認めた場合、または役員の1/３以上の要求があった場合は、臨時にこれを招集することができる。

第 5 章　監査委員会

第22条　監査委員会は、本会全般にわたって監査を行う。

第23条　監査委員は、運営委員会により選出された２名をもって構成し、委員長を互選する。

第24条　監査委員会は、本会の一般会計、備品及び記録を監査する。また、監査は、毎年１回以上行うものとする。なお、本会はその一部について本学学生支援センターに、委嘱することができる。

第 6 章　選挙管理委員会

第25条　選挙管理委員会は、本会の役員選挙に関する事務を行う。なお、本会はその事務の一部について本学学生支援センターに委嘱することができる。

第26条　選挙管理委員会は、選挙運動及び投票に関する規定を作り、選挙を実施する。

第27条　選挙管理委員会は運営委員会より選出された３名をもって構成し、委員会を互選する。

２　選挙管理委員はその任期中被選挙権を有しない。

第 7 章　選　挙

第28条　本会の会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第29条　立候補しようとする者は会員20名以上の推薦を受けなければならない。

２　立候補者は、推薦責任者１名を明記し、立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第30条　選挙運動は演説会、ビラ、ポスター、立札看板によって行うものとする。

２　選挙運動の期間は投票の前日までとする。

３　選挙管理委員は一切の選挙運動をしてはならない。

第31条　選挙の公示、立候補の締切日等は選挙管理委員会が定める。

第32条　投票は選挙管理委員会の管理のもとに委員会の定める期間、場所において行う。

２　投票は無記名、連記制による一人一票とする。

３　投票用紙は選挙管理委員会指定のものを用いる。

４　本人以外の投票を認めない。

第33条　開票は選挙管理委員会の管理のもとに委員会の定める日時、場所において行う。

２　候補者氏名の判断できないもの、不要事項を記入したもの及び定められた投票方法に違反したものは無効票とする。

３　有効投票数の最多数を得た者から順に役員定数に達するまでを当選とする。なお役職は当選者の互選とする。

４　開票結果は公示するとともに、役員を学長に報告するものとする。

第34条　選挙管理委員会は、立候補者不正行動を行ったときは、立候補を取り消すことができる。

第35条　役員に欠員が生じたときは、直ちに補欠選挙を行う。ただし、その期の欠点者をもって補欠選挙に代えることができる。

第36条　第29条において、立候補者数が役員定数の場合は、信任投票をし、過半数の信任票をもって信任される。また、立候補者数が役員定数に満たない場合は前役員の推薦する者をもってこれを補ったうえで信任投票を行う。

２　信任投票にあたっての必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第 8 章　公 認 団 体

第37条　会員相互の親睦を深め、責任ある自主行動を行うため、本会に教養、趣味、特技等を同じくする課外活動を行うための団体を結成することができる。

第38条　本会の公認団体は「同好会」と「部」とする。

２　「同好会」を設立しようとする場合には、５名以上の会員をもって学生生活規程第23条に基づき、団体結成を願い出て学生支援センター長の許可を受けなければならない。

３　同好会としての活動が顕著な場合は、検査の上「部」に昇格することができる。

第39条　団体には本学教職員の顧問をおく。

２　各団体には、正副の部長、会計、その他の係をおくものとする。

第40条　課外活動を円滑にするために、団体の代表者により部長会を構成する。

２　部長会は、文化系団体による文化部会及び体育系団体による体育部会からなり、それぞれ正、副会長を

選出する。

3　文化部会会長及び体育部会会長は、執行部の構成員となり、部長会の運営、執行部と団体相互間の連絡及び円滑化につとめる。

第41条　団体は、年度当初に構成名簿ならびに活動計画を執行部に提出しなければならない。

第42条　団体は、年度当初に前年度決算報告ならびに新年度予算申請書を執行部に提出しなければならない。

第43条　団体活動に必要な経費の一部は、本会より配分する。

第 9 章　会 計

第44条　本会の会員は会費、入会金を負担する義務を有する。

第45条　本会の会費は次のとおりとする。

（1）入会金　3,000円

（2）年会費　10,000円

2　前項の納入は、入会金は入学時に、年会費は前期の授業とともに納入するものとする。

第46条　本会は会計の出納、現金保管に関する事務を一部本学学生支援センターに委嘱することができる。

第47条　本会の会計年度は１月１日より12月31日までとする。

2　執行部会は１月１日から４月はじめまでは、次年度の学友会収入の規模を予想して暫定予算を組み、必要な活動を行うことができる。

第48条　本会の決算は、監査委員会の監査を経て、総会に提出しなければならない。

第 10 章　会則の改正

第49条　本会の会則を改正または廃止する場合には、総会において出席者の２/３以上の賛成を必要とする。

附　則

この規程は平成27年４月１日から施行する。

同窓会 会則

（名　称）

第１条　本会は、仁愛大学同窓会「世灯会」（以下「本会」という）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて、仁愛大学の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

（1）会員相互の連絡・親睦を図るための事業

（2）会報の発行並びに会員名簿の整備

（3）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（事務局）

第４条　本会の事務局は仁愛大学内に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

2　事務局は、本会の庶務及び会計事務を管掌する。

3　事務局は、仁愛大学卒業生で、なおかつ仁愛学園職員を中心として組織する。

（会　員）

第５条　本会の会員は、正会員及び特別会員とする。

（1）正 会 員　①仁愛大学卒業生
②仁愛大学大学院修了生
③その他上記に準ずる者で、総会の承認を得た者

（2）特別会員　仁愛大学の教職員及び旧教職員

（名誉会長）

第６条　本会に名誉会長を置く。名誉会長は学校法人福井仁愛学園 学園長を推戴する。

（顧　問）

第７条　本会に顧問を置く。顧問は学長及び副学長を推挙する。

（役　員）

第８条　本会には、次の役員を置く。

（1）会　長　　１名

（2）副会長　　２名

（3）理　事　２０名以内

（4）監　事　　２名

2　会長及び副会長は、役員会において正会員の中より推挙し、総会の決議により選出する。

3　理事は、役員会において正会員の中から選出し、総会の承認をうける。

4　監事は、役員会において正会員の中から選出し、総会の承認をうける。

5　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（役員の任務）
第９条　役員の任務は次のとおりとする。
（１）会長は、本会を代表して会務を総括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは会長の職務を代行する。
（３）理事は、本会事業の運営にあたる。
（４）監事は、会計経理を監査する。
（役員会）
第10条　本会を運営するため、会長・副会長・理事をもって役員会を組織する。
なお大学が選任する教職員若干名が役員会に出席することができる。
２　役員会は必要に応じ、本会事業に関する諸般の事項を審議する。
３　役員会は構成員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない事情により出席できない場合には、あらかじめ委任状を議長に提出することにより出席に代えることができる。
４　役員会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
（評議員）
第11条　評議員は各卒業年度正会員の中から在学時の学科ごとに選出する。
（総　会）
第12条　会長は毎年１回総会を開き、事業計画ならびに予算、決算、その他の重要事項を審議する。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。総会は評議員をもって組織することができる。
（会　計）
第13条　本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
２　正会員の会費は次のとおりとする。
（１）終身会費　25,000円
３　大学院生で、既に終身会費を納入している場合は二重に納入しないものとする。
４　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年3月31日までとする。
（会費の徴収）
第14条　会費の徴収は、次の時期に一括納入するものとする。但し、退学等が生じた場合は、会費を返還する。
（１）学部生は在学中の４年次後期
（２）大学院生は在学中の２年次後期

附　則
１　この会則は、平成16年７月27日に制定し、平成17年４月１日から施行する。
２　平成18年10月15日改正
３　平成22年12月25日改正
４　平成25年10月27日改正

同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金規程

（目　的）
第１条　この規程は、仁愛大学に在籍する学生または学生団体が、スポーツ活動、もしくは文化活動の各分野において、秀でた成果を残した場合において、同窓会学生スポーツ・文化活動奨励金（以下「奨励金」という。）を給付し、学生生活の支援に資することを目的とする。
（給付額）
第２条　奨励金の給付額は、別に定める。
（申　請）
第３条　奨励金を希望する者は、「同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金申請願（別途様式１）」に、受賞・大会成績の記録等証明書類を添えて、同窓会事務局に申請するものとする。
（決　定）
第４条　決定は、同窓会役員会の審議を経て同窓会長が行う。
（支　給）
第５条　同窓会長は、前条の規定により決定を行ったときは、奨励金を支給するとともに告示する。
（取消し）
第６条　奨励金の申請内容に不正事実が認められたときは、給付した額を返還させる。
（運　用）
第７条　この奨励金制度の運用に関する必要事項は、別に定める。
（事務の所管）
第８条　奨励金に関する事務は、同窓会事務局が行う。
（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、奨励金に関する事務は、総会の議を経て同窓会長が行う。

附　則
１　この規程は、平成28年４月１日から施行する。

同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金内規

（目　的）

第１条　この内規は、同窓会学生活動奨励金規程に基づき、奨励金の給付の対象となる範囲、給付額および運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給付の対象）

第２条　奨励金の給付の対象となる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

（１）スポーツ活動において特に顕著な成績をあげた個人または団体

（２）文化活動において特に顕著な成績をあげた個人または団体

（給付額）

第３条　奨励金の給付額は、概ね次の基準によるものとする。

【給付金額】

支給対象	大会規模	成績･記録	支給金額
団　体	全　国	優　勝（金賞）	100,000円
		準優勝（銀賞）	70,000円
		３　位（銅賞）	50,000円
	北信越	優　勝（金賞）	30,000円
		準優勝（銀賞）	20,000円
		３　位（銅賞）	10,000円
個　人	全　国	優　勝（最優秀賞）	50,000円
		準優勝	40,000円
		３　位（優秀賞）	30,000円
	北信越	優　勝（最優秀賞）	20,000円
		準優勝	10,000円
		３　位（優秀賞）	5,000円

（注1）奨励金は上位の成績に基づいて支給するものであり、下位の成績とは合算しない。

（注2）県大会規模であっても、全国から集まる大会、コンテスト等については、北信越規模とみなす。

（申　請）

第４条　奨励金を希望する者は、「同窓会学生活動奨励金申請願（様式1）」に、受賞・大会成績の記録などを添えて、同窓会事務局に申請する。

（内規の改廃）

第５条　この内規の改廃は、役員会の議を経て同窓会長が行う。

附　則

（１）この内規は、平成28年４月１日から施行する。

（２）この内規は、令和３年６月６日に改正

大学組織図

教員名・研究室一覧

学内案内図

キャンパス全体図

エリアマップ

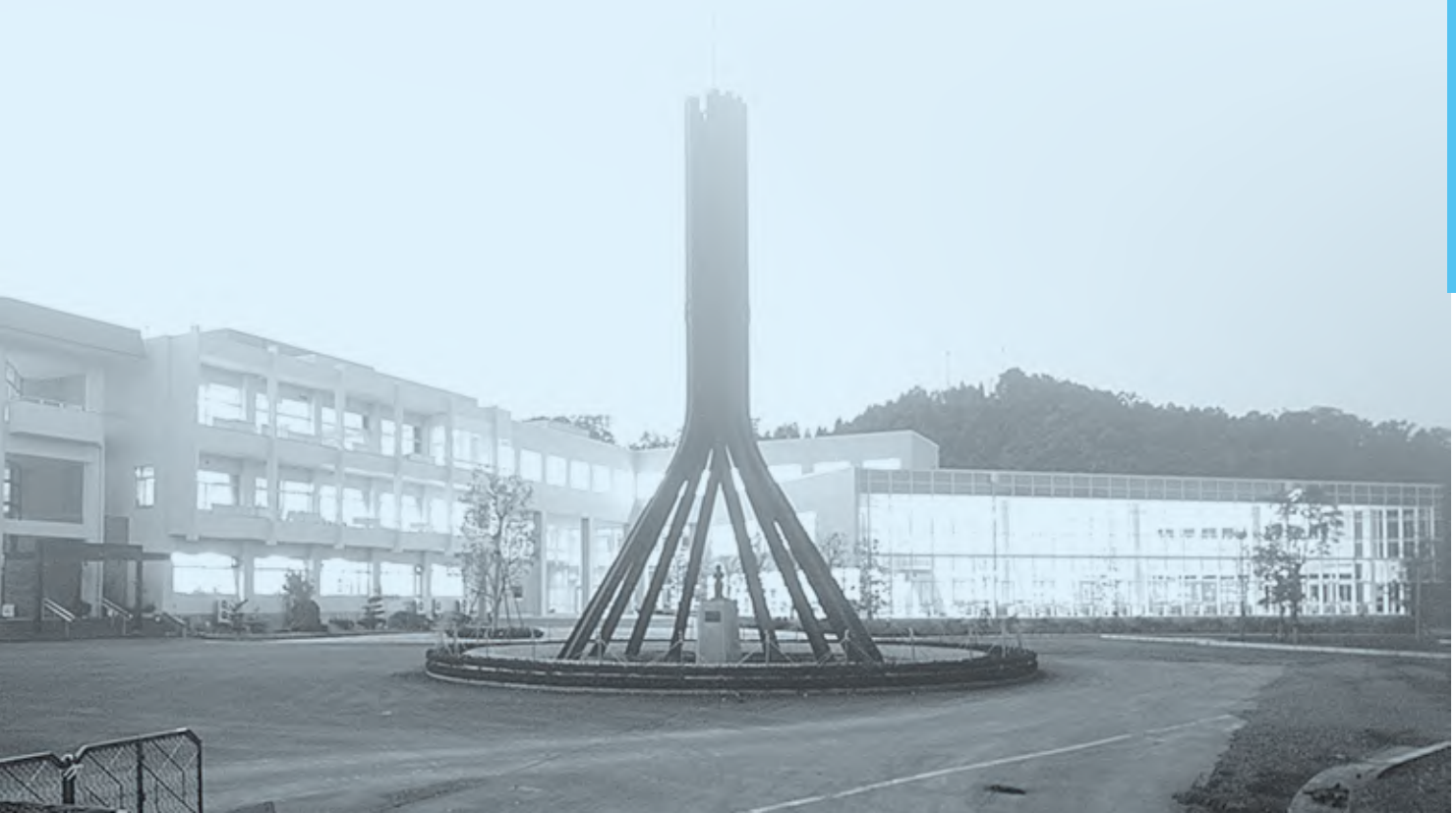

大 学 組 織 図

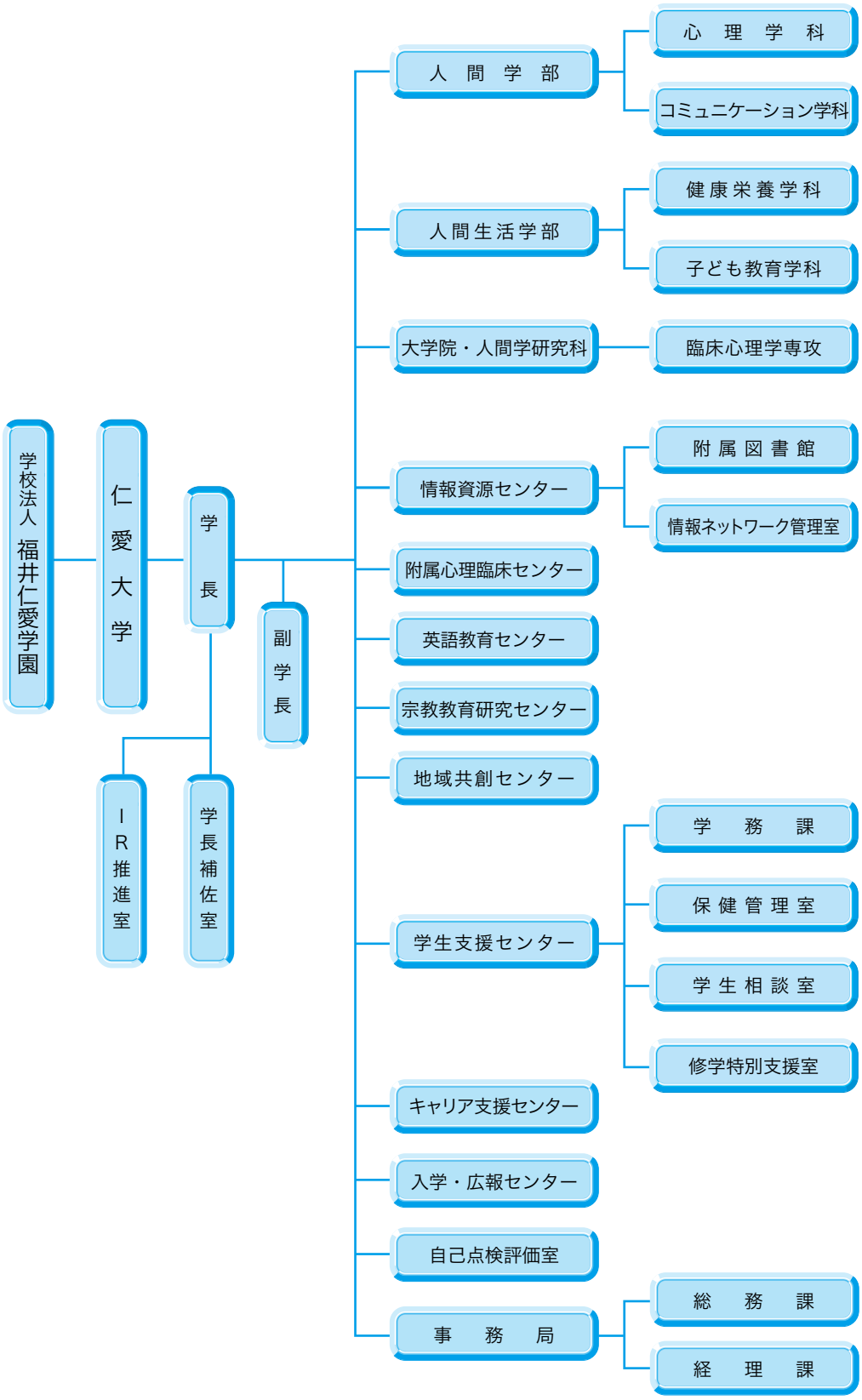
学校法人 福井仁愛学園
仁愛大学
学長
副学長
IR推進室
学長補佐室
人間学部
心理学科
コミュニケーション学科
人間生活学部
健康栄養学科
子ども教育学科
大学院・人間学研究科
臨床心理学専攻
情報資源センター
附属図書館
情報ネットワーク管理室
附属心理臨床センター
英語教育センター
宗教教育研究センター
地域共創センター
学生支援センター
学務課
保健管理室
学生相談室
修学特別支援室
キャリア支援センター
入学・広報センター
自己点検評価室
事務局
総務課
経理課

教員名・研究室一覧

教員名		室番
学長	田代俊孝	A104
副学長	石川昭義	G317
副学長	野田政弘	B406
人間生活学部長	佐藤裕保	G221

【健康栄養学科】

教員名		研究室
教授	尼子克己	G220
教授	池田涼子	G311
教授	浦本裕美	G214
教授	岸　愼治	G210
教授	佐藤裕保	G221
教授	佐藤真実	G310
教授	鳴瀬　碧	G219
教授	山本浩範	G211
准教授	阿部喜代子	G217
准教授	野村卓正	G212
講師	石黒真理子	G309
講師	長岡純子	G215
講師	細田耕平	G320
助手	井上友貴 内田千聖 辻　美由貴 寺田佳織 中村百花	G113

【子ども教育学科】

教員名		研究室
教授	石川昭義	G317
教授	伊東知之	G412
教授	伊禮三之	G314
教授	篭谷隆弘	B207
教授	中野研也	G410
教授	西出和彦	G416
教授	野田政弘	B406
准教授	青井夕貴	G409
准教授	乙部貴幸	G313
准教授	鈴木智子	G318
准教授	高野秀晴	G316
准教授	出村友寛	B402
准教授	三田村雅人	G319
講師	森尾恵里	G411

G号館(人間生活学部棟)

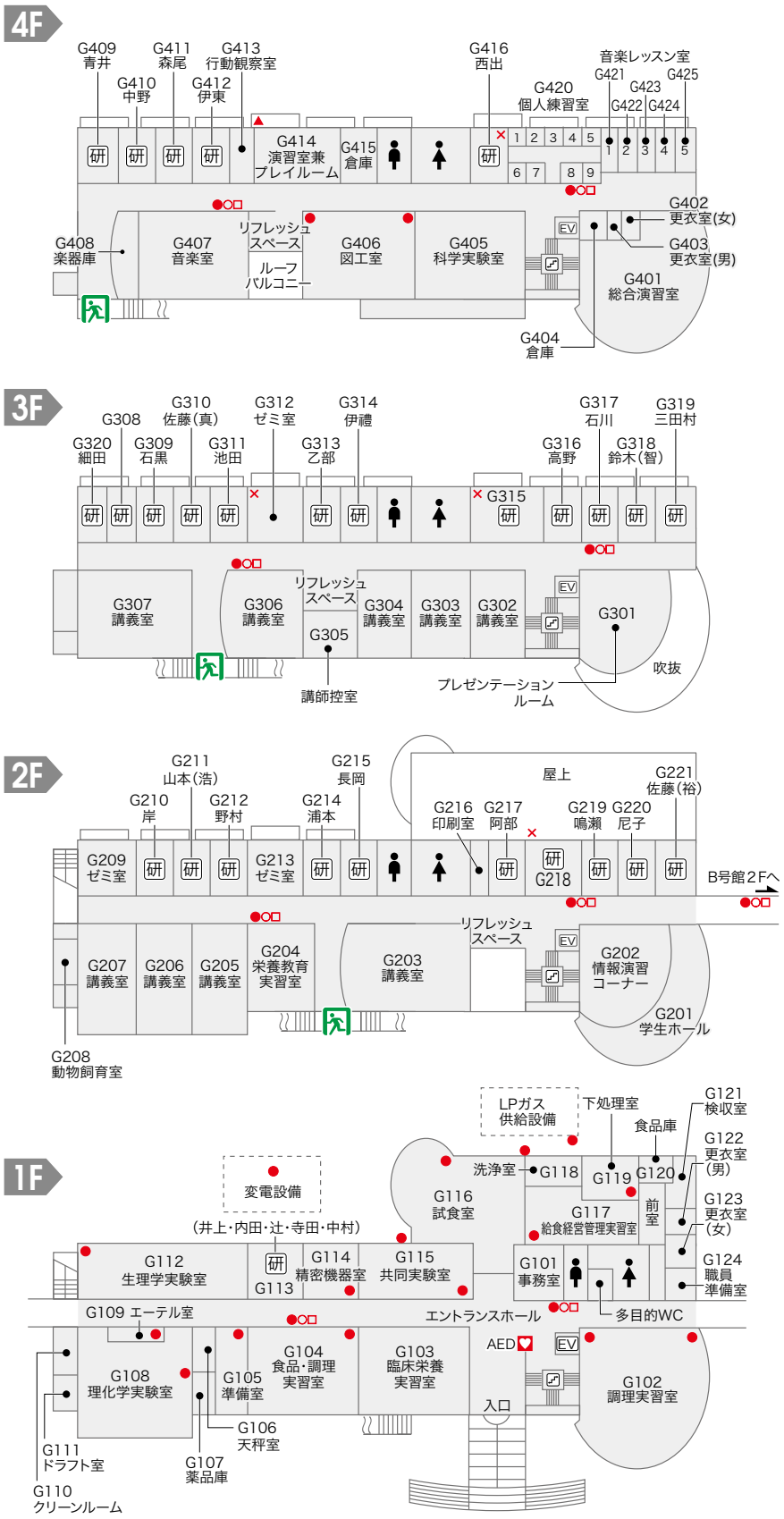

D号館(体育館)

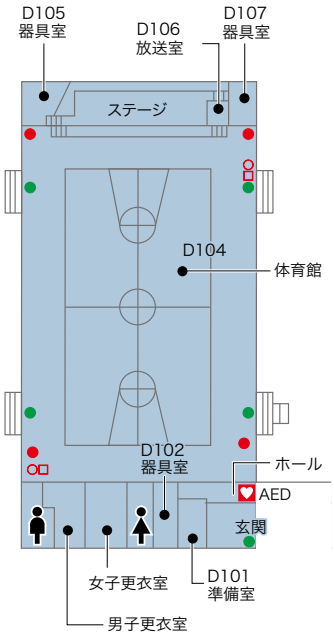

消防用設備等配置図

非常口　●誘導灯　AED　●消火器　○火災報知器　□消火栓　▲救助袋　×避難梯子

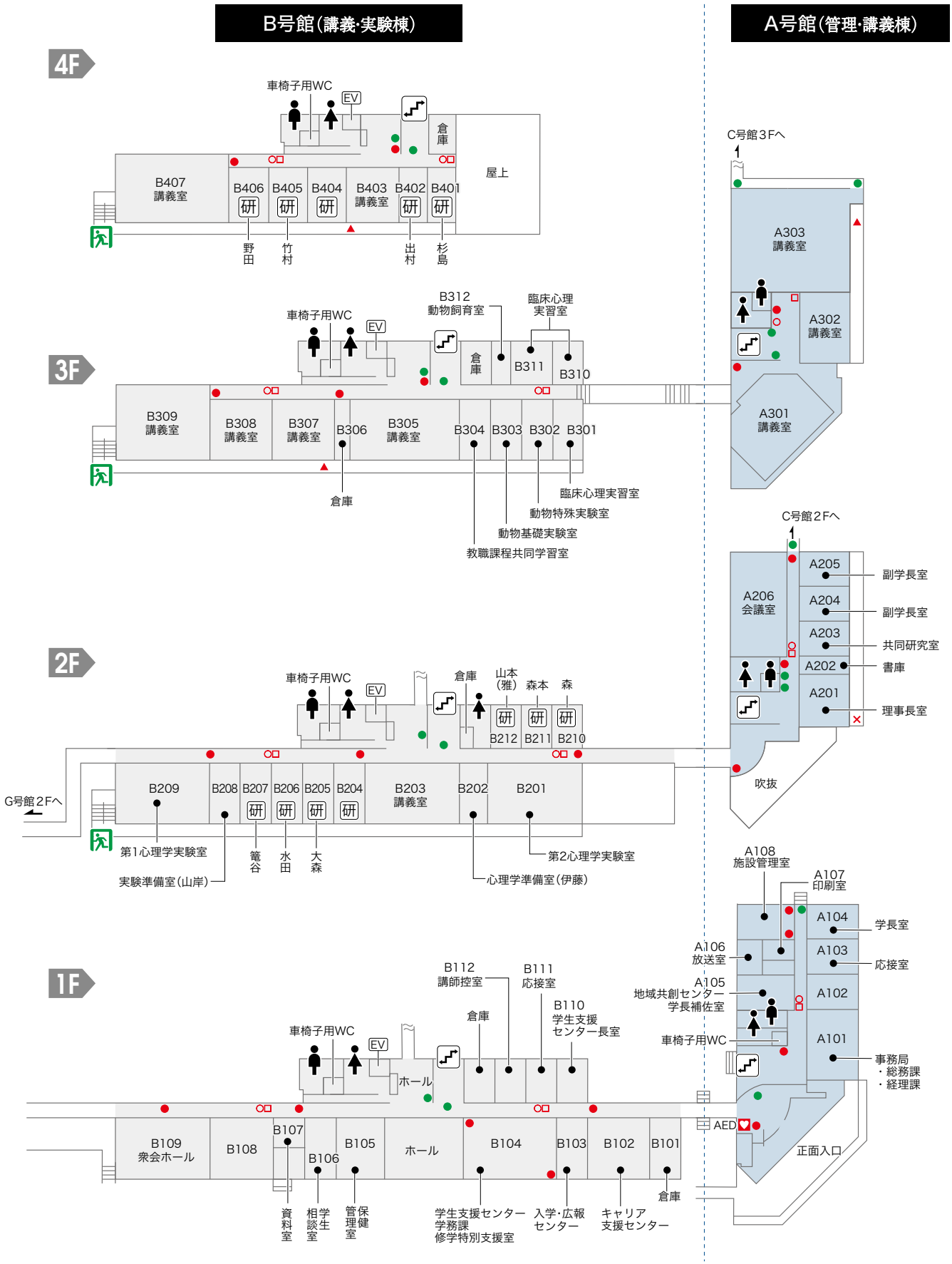

F号館（大学院棟）

E号館（講義・演習棟）

4F

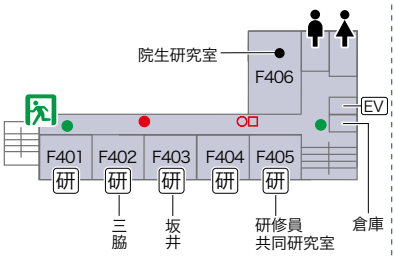

3F

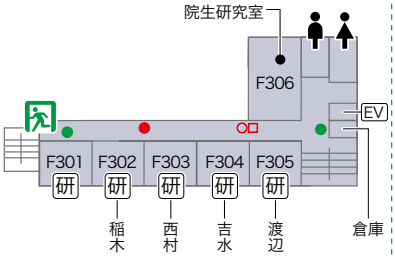

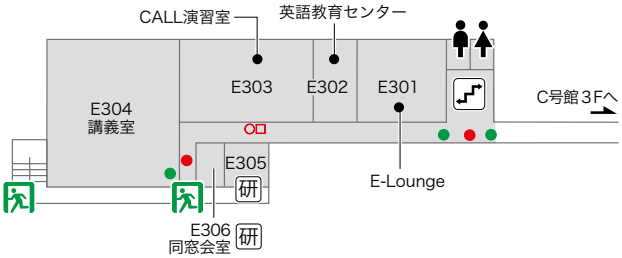

2F

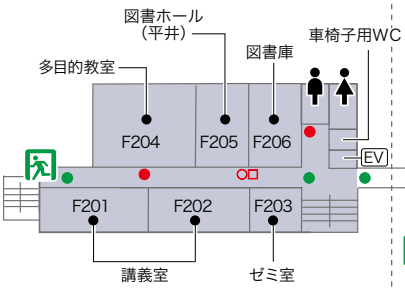

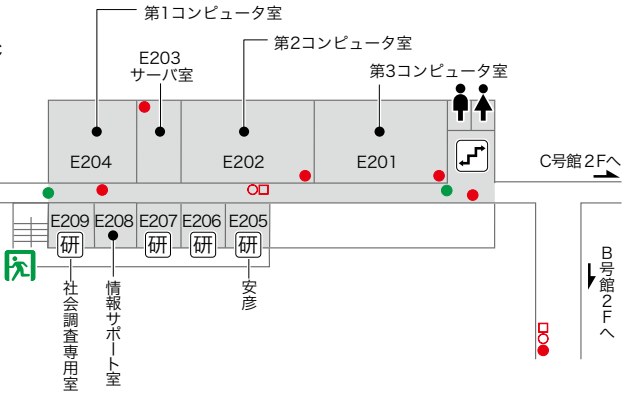

1F

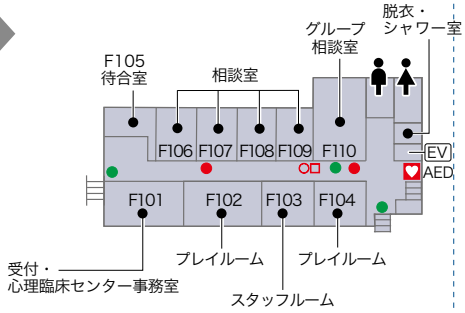

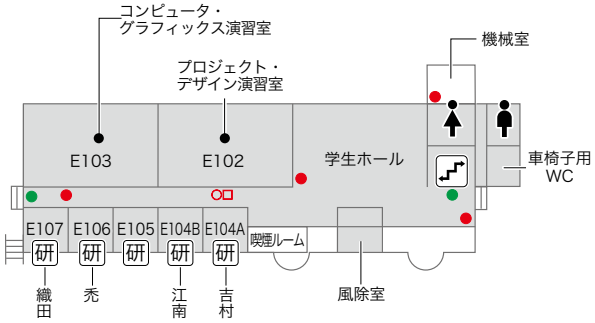

C号館（敬田館）

3F

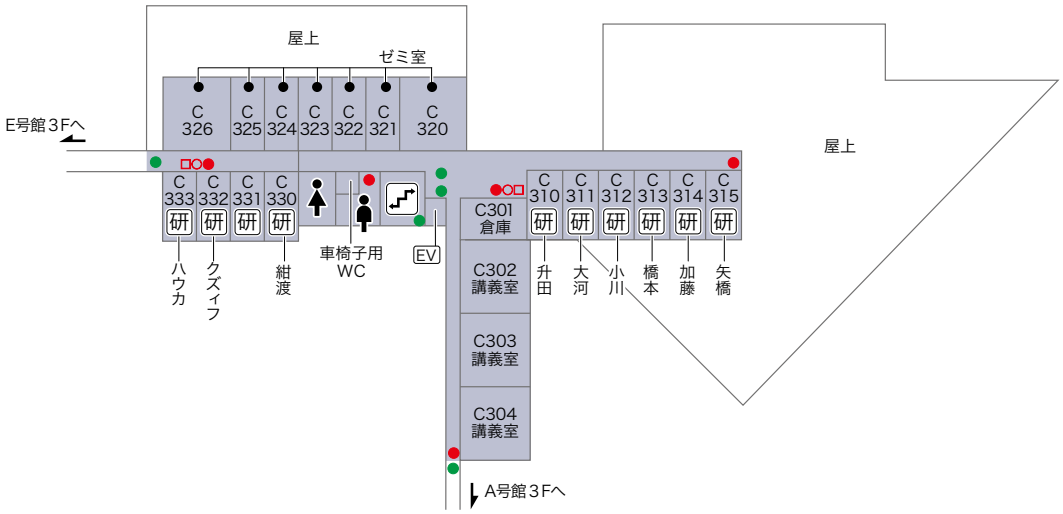

2F

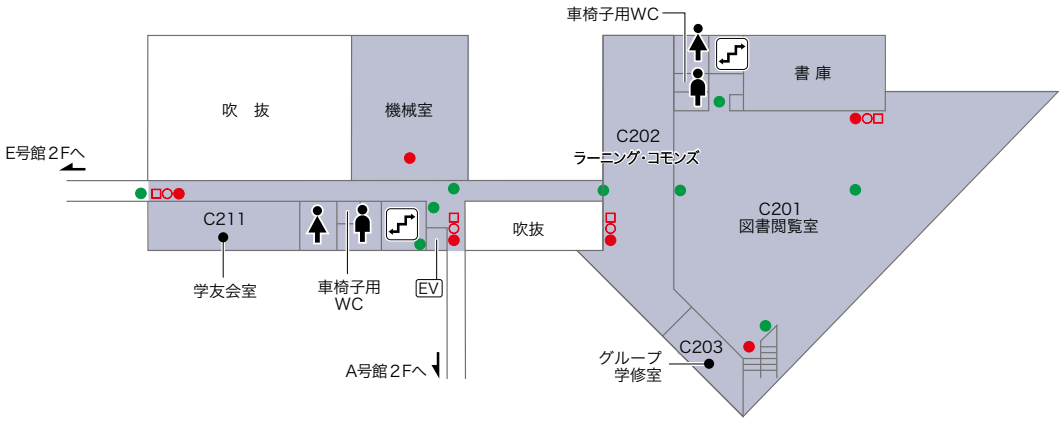

1F

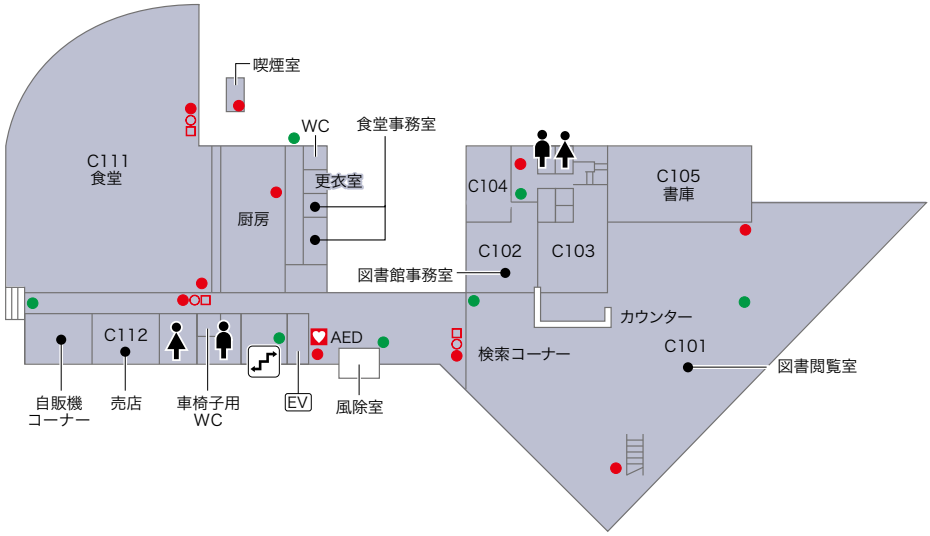

CAMPUS LAYOUT

キャンパス全体図

AREA MAP

エリアマップ

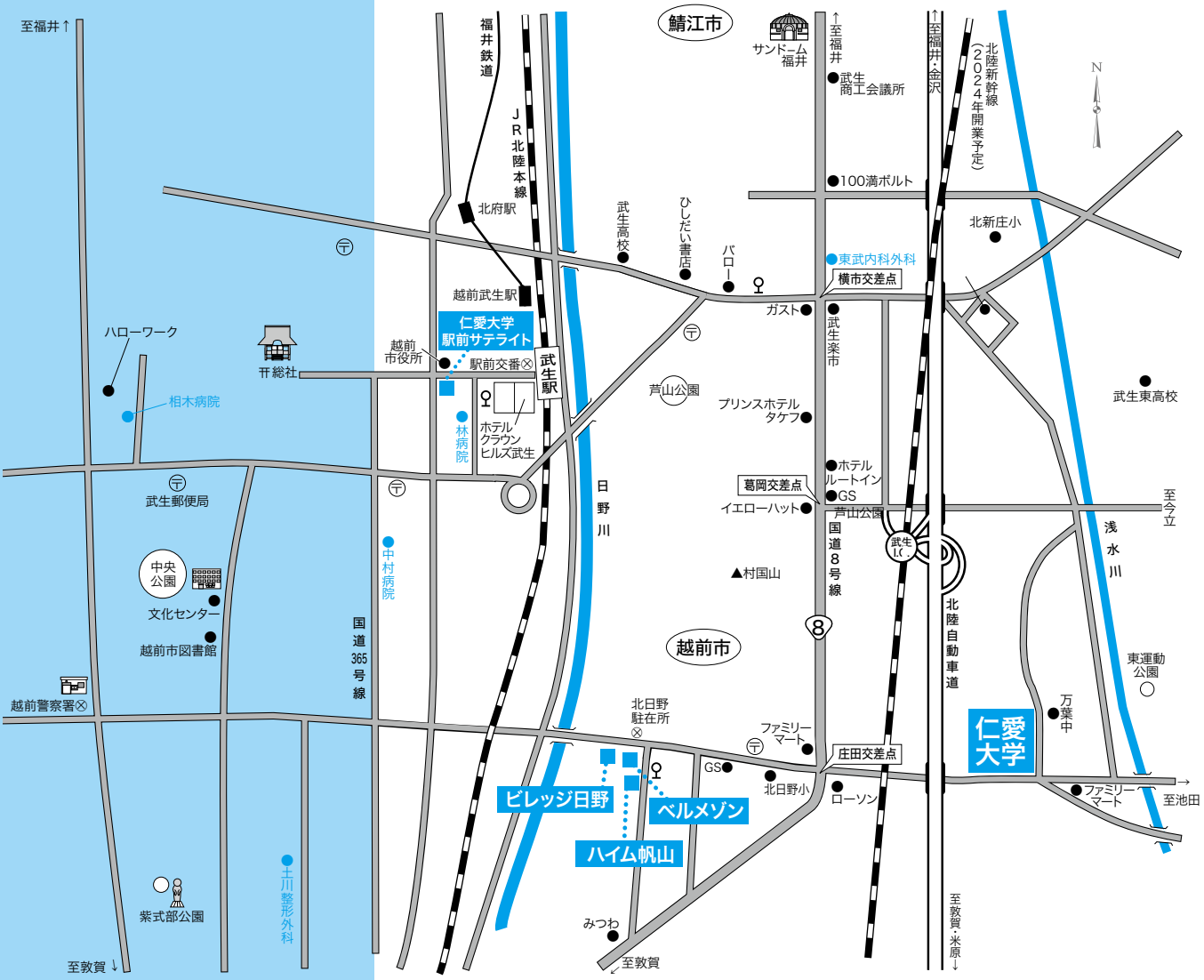

［♀…シャトルバスのりば］

近隣の救急医療機関

病院名	診療科目	所在地	電話
相木病院	内科・小児科他	越前市中央2-9-40	22-1607
中村病院	内科・循環器科他	越前市天王町4-28	22-0618
林病院	内科・神経内科他	越前市府中1-5-7	22-0336
土川整形外科医院	整形外科	越前市常久町8-1	22-5280
東武内科外科（校医）	外科・内科他	越前市横市町6-3	21-1155

越前警察署	越前市日野美2-33	24-0110
北日野駐在所	越前市矢放18-27-1	21-1934
駅前交番	越前市府中1-11-38	21-0339

この便覧は入学時にだけ配付し、再交付はできません。
大切に保管し、学生生活の手引書として活用してください。

学籍番号 □□□□－□□□

名　　前

THE JIN-AI UNIVERSITY
HANDBOOK 2022

人間生活学部 学生便覧

2022年4月　発行

仁 愛 大 学

〒915-8586　福井県越前市大手町3-1-1
TEL 0778-27-2010　FAX 0778-27-1990
https://www.jindai.ac.jp